

教 育 こ ど も 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年6月25日（木）午前10時0分～午後4時29分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

1. 委員会運営について

（教育委員会）

1. 事業概要の説明聴取
2. 陳 情 第210号 桜の宮中学校統合計画の再検討等を求める陳情
3. 報 告 工事請負契約の締結について（関係分）

（こども家庭局）

1. 事業概要の説明聴取
2. 報 告 神戸市における児童虐待相談の状況（令和7年度）

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	上 晶 寛 弘			
副委員長	萩 原 泰 三			
委 員	浅 井 美 佳	上 原 みなみ	平 田 正	さとう まちこ
	か じ 幸 夫	味口 としゆき	吉 田 健 吾	村 野 誠 一
	菅 野 吉 記			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（上嶋寛弘） おはようございます。ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、常任委員長会議において確認されました委員会運営方針の提示と陳情の審査並びに所管局の事業概要の説明及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第でございます。

最初に、委員各位の座席についてであります。正副委員長で相談の結果、お手元に配付しております定席表のとおりといたしましたので御了承願います。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

○委員長（上嶋寛弘） それでは、協議事項によりまして、まず委員会運営についてであります。

本件については、5月22日の常任委員長会議において協議いたしました結果、運営方針が確認されましたので、これに基づいて委員会を運営してまいりたいと存じます。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（上嶋寛弘） これより教育委員会関係の審査を行います。

最初に口頭陳述の申出がありませんでした陳情第210号は、桜の宮中学校統合計画の再検討等を求める趣旨であります。陳情の具体的な内容につきましては、陳情文書表及び陳情書を御参照願います。

それでは、事業概要及び陳情1件並びに報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○福本教育長 教育長の福本でございます。委員の先生方におかれましては何とぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

それでは、事務局長の竹森より説明させていただきます。

○竹森教育委員会事務局長 事務局長の竹森でございます。よろしくお願いいたします。

以降着座にて失礼いたします。

それでは、令和8年度事業概要、陳情1件、報告1件について、一括して御説明申し上げますので、お手元の事業概要の1ページを御覧ください。

I 教育委員会の概要でございます。

1. 教育委員会の構成ですが、教育長及び5人の教育委員をもって組織される教育委員会と教育委員会事務局及び学校園で構成されております。

2. 教育委員会事務局・学校園の職員数は9,267人、うち学校園が8,810人でございます。

3. 令和8年度予算の概要について、100万円未満は省略し、表左側の歳入合計317億5,400万円、右側の歳出合計1,379億5,200万円を計上しております。

続きまして、2ページから3ページにⅡ教育委員会事務局の組織と事務分掌を掲載しております。

4ページを御覧ください。

Ⅲ令和8年度主要事業でございます。

新規事業には二重丸を、拡充事業には丸を各事業のタイトル左側に表記しており、新規・拡充事業を中心に御説明申し上げます。

1 子供が主役のこれからの学びでございますが、①では、子供たちが自分にあった学び方を主体的に選択し、他者と協働しながら学び合い、深い学びにつながる授業づくりを推進し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に取り組んでまいります。

⑤では、企業、団体や地域等との連携による社会とつながる多様な学びや体験活動を通じて、地域の特色や子供たちの興味・関心に応じた探究学習を推進いたします。

5ページを御覧ください。

2 一人ひとりに応じたきめ細かな支援でございますが、①では、フリースクール等民間施設を利用する児童・生徒の保護者を対象に、新たに利用料の半額を補助いたします。

②では、児童・生徒のいじめの訴えを早期に把握し、組織的に対応するため、いじめアンケートの電子化を行います。

6ページを御覧ください。

⑤では、新たに23校で自校通級指導教室を設置するとともに、ICT教育ソフトを導入し、より効果的な自立活動支援を行います。

次に、3 安全・安心で過ごしやすい環境づくりでございますが、①では、国等の財政支援を活用し、給食の食材費を全額公費により負担することで、小学校給食の無償化を実施しております。

②では、中学校給食費の半額助成を引き続き実施するとともに、食材費の高騰分を公費負担いたします。

③では、小規模化している竜が台小学校・菅の台小学校・竜が台中学校を統合し、竜が台中学校の校地で義務教育学校へ移行するための施設整備を行います。

④では、児童数の増加に伴う教室不足等を解消し、教育環境の確保を図るため、東舞子小学校に暫定校舎を整備いたします。

7ページを御覧ください。

⑤では、本多聞小学校跡地にいぶき明生支援学校の分校を設置するため、校舎の改修工事を行います。

⑥では、土砂災害特別警戒区域の解消及び教育環境の改善を図るため、北須磨小学校校舎の再整備を行います。

⑩では、学校体育館について、教育環境及び避難所環境の改善を図るため、空調の増強整備を試行的に3校で実施するとともに、残りの学校について現地調査等を行います。

8ページを御覧ください。

⑬では、学校のプール施設の劣化度調査を実施するとともに、プールが設置されていない小・中学校等において、民間プールを活用した水泳授業を実施いたします。

⑭では、路線バスの休止に伴い、大沢小・中学校・平野小学校の代替通学手段を確保してまいります。

⑮では、民間企業のノウハウを活用した社会実験として、神戸モデル標準服の全市的なリニュー

システムを導入いたします。

次に、4子供に向き合い寄り添える学校づくりでございますが、①では、国の制度変更に合わせて、中学1年生の学級編制基準を35人としております。

③では、時間外在校等時間の削減という量の観点に加え、教育全体の質の向上を目指した教職員の働き方改革を推進し、その一環として、教職員意識調査を実施いたします。

④では、プール清掃をはじめとした特殊な清掃業務を外部発注し、教職員の負担軽減を図り、業務改善につなげます。

⑤では、教職員の職場環境改善のため、職員用トイレ及び更衣室の改修を行います。

⑥では、産業保健体制を強化して相談体制を拡充するとともに、メンタルヘルス対策をより一層充実させてまいります。

9ページを御覧ください。

次に、5地域とともにつくる開かれた学校でございますが、①では、コベカツの開始に当たり、必要な体制確保や環境整備に加え、保護者の経済的負担軽減や活動団体のサポート充実を図ってまいります。

また、備品の購入など、活動環境を支援するため、コベカツ支援基金を新設しております。

事業概要の説明につきましては、以上でございます。

次に、陳情第210号桜の宮中学校統合計画の再検討等を求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、桜の宮中学校統合計画について、校区変更や義務教育学校への移行など、統合以外の選択枝も比較検討し、分かりやすく示すこと。

子供たちへの影響を検証するとともに、子供たちの意見を聴取し、計画に反映すること。

通学の安全確保に必要な対策を講じること。

保護者や地域住民への十分な情報提供と丁寧な説明や意見交換の機会を継続的に設けること。

桜の宮中学校の実情や環境の変化を踏まえながら、段階的かつ慎重に検討を進めることを求めるものでございます。

本市としましては、少子化が進行する中で、小・中学校においては、児童・生徒が多様な考えに触れられる一定の集団規模を確保することにより、教育環境を改善、向上することが重要と考えております。

令和5年6月には学校教育環境の向上及び学校規模の適正化に関する基本方針を策定し、個々の学校の状況を踏まえた上で、小規模校対策の取組を進めております。

文部科学省においても、平成27年に公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を定めており、現在、有識者会議において、この手引の改正に向けた議論が行われております。

令和8年3月に出された議論のまとめでは、学校の適正規模、適正配置の検討を取り巻く課題が進行している現状を踏まえ、検討の加速が求められるものとされております。

本市において、学校規模適正化の取組を進めるに当たっては、保護者や地域の方々と意見交換を行い、課題の共有を丁寧に進め、その後に学校統合や義務教育学校への移行などの具体的な取組案を提示して、理解をいただけるように努めております。

桜の宮中学校においては、令和4年度に市街地で唯一、通常学級が1学年1学級の中学校となったことから、令和5年度に小中合同の学校運営協議会で市の基本方針策定の説明を行い、その際、スピード感を持って取り組んでもらいたいとの御意見もいただいております。

その後、校区内の住宅開発の状況を注視してまいりましたが、住宅供給に一定のめどが立った状況においても、桜の宮中学校の規模適正化を見込むことができず、よりよい教育環境を確保するためには早急な対策が必要であると考え、令和7年度より、中学校や小学校の学校運営協議会等において、学校統合以外の方法も含めて意見交換を行うとともに、その内容について、保護者にもお知らせしてまいりました。

本年5月には関係する小・中学校の在校生の保護者を対象に説明会を開催し、小規模校対策の必要性をお伝えするとともに、大原中学校への統合計画案について説明させていただきました。出席いただいた保護者からは、統合後の交友関係についての不安や、通学路が変わることによる安全対策などの御意見をいただきました。

今後の取組といたしまして、本年7月には再度保護者説明会を開催し、統合後の学校生活や通学路の安全対策等を含めて、改めて丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

また、子供たちの意見の反映についても、どのようなことができるのか検討してまいりたいと考えております。

これからの時代に求められる子供たちの主体性を大切にした多様な教育活動を展開していくためには、教育環境の改善が必要であり、教育委員会としては、できるだけ早期の統合が望ましいと考えておりますが、保護者や地域の方々に御理解いただけるよう、引き続き丁寧に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、報告、工事請負契約の締結について御説明申し上げますので、委員会資料の1ページを御覧ください。

教育委員会における2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約について、令和8年3月1日から5月31日までの期間における該当契約は、令和8年度小部中学校大規模改修工事支援業務ほか10件でございます。

以上、令和8年度事業概要、陳情1件、報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上嶋寛弘） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

なお、事業概要に関して特に質疑がある場合は、所管事項に対する質疑の中で行っていただきたいと存じますので、御了承願います。

まず、陳情第210号について御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 幾つか聞きたいんですが、まずこの陳情趣旨では、保護者、地域住民の意見を十分に聞き、丁寧な対話と合意形成を図りながら進めることとあります。陳情項目の4では、丁寧な説明と意見交換の機会を継続的に設けると、こういうことを求められているんですが、まず聞きたいのは、保護者説明会が5月7日と11日にあったと聞いているんですが、早ければ今年の夏、遅くても秋頃には決定したいというのは5月に説明したところなので、あまりにも僕は性急ではないかと思っているんですが、その点はいかがですか。

○都築教育委員会事務部長 先ほどの御質問でございますが、我々としては、説明会で令和10年4月というところで提案の御説明いただきまして、あくまでもめどとして夏頃に決定したいというふうに言っておりますが、まだ方針自体は決定ではございませんので、引き続き保護者、地域と意見交換をしながら進めてまいりたいと思っております。

○委員（味口としゆき） ただ、そういう説明会の文書に早ければと書いているからね。だからち

よっとそれは訂正があるんだったら、次の説明会できちっとやってほしいと思うんです。

それから、その学校運営協議会の問題で、さっき事務局長が言われたスピード感を持って取り組んでいただきたいというのは、私がいただいた協議会の内容では見当たらないと思うんですけど、そんな意見を書いていたか。どこに書いていますか。何回目ですか。

○都築教育委員会事務局部長 こちらのほう、令和5年のほうに神戸市のこの方針を説明に参りました。そのときに出席者の方のほうから、こういう計画をスピード感を持って進めてもらいたいというふうな要望が来ております。

○委員（味口としゆき） 去年された——3回協議会をされていると思うんですけど、そこではスピード感を持って取り組んでいただきたいというような意見がありましたか。

○都築教育委員会事務局部長 令和5年に1度説明をさせていただきました。その後、住宅供給の様子を見て、令和7年度、改めて説明のほうに参りました。そのときはスピード感という言葉はなかったんですが、一緒に協議をしてまいりたいというふうなところで、小規模校の課題というところを説明する中で、我々、統合というふうな案を提示したというふうなところでございます。

○委員長（上島寛弘） あるかないかのお答えなので、もう端的にお答えいただいたほうが円滑なことができますので、よろしくお願いします。

○委員（味口としゆき） ないと思うんですね、スピード感なんていう言葉はね。

それで、昨年10月の学校運営協議会なんですけど、教育委員会事務局からの説明として、一部の保護者からは、隣接する中学校への通学を求める声もいただいていると。自ら一部であることを認めていると思うんです。それで、学校運営協議会の内容は見せていただきましたが、例えば昨年10月は、保護者代表から急に校区が変わると聞いたら困ると思うと、こういう意見が書かれていますし、これに対して教育委員会の言い方がもう何か結論ありきみたいな感じなんです。教育委員会は、統合時期については現時点で具体的な時期は決まっていらないが、早期の学校統合が必要であると。いや、校区が変わったら困るっていう意見があると言われているのに、いや、必要なんですよということしか言っていない。やり取り自身も一方的だと思うんです。

問題は、学校運営協議会は統合時期について教育委員会は示すことをしてないんです。ところが、2月の学校運営協議会では、先ほど言われた令和10年4月の統合案の説明がされています。統合について、合意もできていないのに、なぜ時期まで示すのかというのは、本当丁寧にと言いつつながら、本当に結論ありきで進んでいるように学校運営協議会の内容を見ると感じますが、その点はいかがでしょうか。

○都築教育委員会事務局部長 10月のときはまだ時期は決定していなかったんですが、実際、時期を明示しながら、保護者に、運営協議会のほうに提示していききたいということでもございまして、2月の協議会では10月というふうな案を示しております。

○委員（味口としゆき） それでちょっと順々にやりますけども、その2月の学校運営協議会では、委員の方というのは保護者だと思うんだよね。これは決定なのかと。反対意見が多ければ白紙になる可能性はあるのかと、こういう意見が出ていますし、子育て世代が増えるような施策を行ってから統合の検討をしてほしかったと反対意見が出て、僕の見た限りは、2月の学校運営協議会では肯定的な意見は出されていません。

ところが、教育委員会は早く統合することが望ましいの一边倒で、校長が最後に、今後は統合のために何ができるか、保護者、生徒ともに考えていきたいと。全然民主的な合意形成となっていないと感じるんですが、その辺はどう受け止めていますか。

○都築教育委員会事務局部長 当然運営協議会の委員からこういう御意見はありますが、我々としては、そこも含めて、保護者会、地域の方と丁寧に説明をして、進めていきたいというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） そこも含めてという言い方がちょっとよく分からない。反対しているわけなので、そこも含めてもないと思うんです。

それで、2月まで学校運営協議会をやった。5月に、さっき言った保護者説明会ですね。100何十人参加されたのかな、聞いていますが、そこで統合先は大原中学校で、統合時期は2028年4月なんだと。ずっと合意形成がないまま、一方的に提案されているというのがこの間の経過だと思うんです。

この保護者の説明会でも、統合は決定事項ですかとか、学校統合以外にほかの手法については検討しないんですかとか、桜の宮中学校を残し、小規模校のよい状況を残しつつとか、存続はできないのですかと質問が相次いでいるんです。ですから、この経過を見れば、もっと保護者の意見を聞いて、本当に納得しないと進められませんということだと思うので、そこはちょっとやり方を変える必要があるかなと思うんですが、いかがでしょう。

○都築教育委員会事務局部長 5月の説明会で様々な意見をいただいております。我々としても、この対応案を検討いたしまして、次、7月の説明会でまた改めて保護者の方と意見交換をしたいと思っております。

○委員（味口としゆき） ということは、7月は意見交換であって、そこでもう2028年4月だとかということを一方向的に押しつけることはしないという理解でよろしいですか。

○都築教育委員会事務局部長 一方的に押しつけるというわけじゃなくて、そこで意見交換をした上で、我々としては教育委員会の方針を決定したいと思っております。

○委員（味口としゆき） 今の言い方だと、意見がどうあろうと、教育委員会の意見を示すというふうに聞こえますが、それはちょっとよくないでしょう。ずっと丁寧にやるんだって事務局長が言ってながら、いや、部長は違うんですよと。事務局長どうですか、それは。

○委員長（上畠寛弘） そうなのか。今、意見を鑑みてという、部長の今の答弁やと、意見を鑑みた上で、そこでまた計画に反映していくような感じやったと思いますけど。だから勝手に解釈してそれを言うから。

○竹森教育委員会事務局長 私ども、決して教育委員会の—— どういうんですか、統合案を押しつけるとまでは考えておりませんでして、しっかり今度の7月の保護者説明会でも意見交換をさせていただいて、冒頭私申し上げましたように、教育委員会としましては、教育環境を整えるために、できるだけ早期に統合したほうがよいと思っています。その辺りの考え方も含めて、しっかり意見交換、丁寧にしたいと思ってございます。

○委員（味口としゆき） それは、意見交換は丁寧にやっていただいて、保護者の意見を酌んでほしいと思うんです。

ちょっと角度を変えますけど、この教育委員会の統合案に、本当に僕は道理があるのかなというのがちょっと疑問なんで、聞かせていただきたいと思います。

それで、この保護者説明会では、統合の必要性として、クラス替えができない市街地で唯一の学校であると、こういう文章が明記されています。市街地でということは、郊外ではクラス替えできない学校はあるということですか。

○都築教育委員会事務局部長 郊外ではございます。

○委員（味口としゆき）　じゃあ、なぜ郊外ではオーケーで、市街地ではクラス替えできないことが大問題になるのか、統合の理由になるのか、ちょっとよく分からないんですけど、それは何で……ちょっと僕がしゃべっている、ゆっくりやってくれる。

○委員長（上畠寛弘）　何でと言うから、もう終わったんかなと。

○委員（味口としゆき）　ちょっと早いよ。

○都築教育委員会事務局部長　当然農村地域というのは、やっぱり距離も離れておりますので、いろんな要素があります。なので、そこは義務教育学校とか、いろんな方法もあると思いますが、この桜の宮中学校に関しては、市街地で近隣に統合できる中学校がある、こういうふうな要素がございますので、我々としては、この早期の統合というところで御説明のほうをさせていただいております。

○委員（味口としゆき）　それで統合の必要性ということでは、多様な人と触れ合うことや、将来に向けて集団の中で社会適応力を高めていくことが大切だから、統合なんだということを書かれていますよね。ただ、令和7年度の桜の宮中学校学校評価報告書では、少人数ならではの環境の中で先生方が生徒1人1人と丁寧に関わってくださった、関係者の評価として書かれています。

それから、育てたい子供の姿という項目で、これ5段階だと思うんですけど、4という、ほかは3なんですけど、高い評価となっています。こうしたメリットや評価を本当に勘案しているのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○都築教育委員会事務局部長　桜の宮中学校に関しましては、私も小規模校で工夫ある取組をしているというのを実際に見ております。ただ、やはり一定の集団規模を確保することに生徒同士の関わりができて、社会性を身につけるという適正規模の学校というのが教育環境の向上にふさわしいと考えておりますので、桜の宮中学校の今の取組を否定するわけではございません。

○委員（味口としゆき）　そういう、だからそれもすごく一辺倒だと思うんですよ。多様な人と触れ合うとか、社会適応力という問題で言うと、さっきの学校評価報告書では、人材育成、業務改革という項目があって、そこでは様々な経験をさせていただきありがたい、先生方がとても丁寧に関わってくださってありがたいと、こういうふうに書かれていますし、いじめ防止対策に関する取組でも、近くに先生方が寄り添ってくださり、とてもありがたかった、温かい雰囲気生活することができていると。

それで、不登校支援でも、様々な方との関わりを大切に、児童館などの施設をさらに活用していきたいとか、十分やられてて、触れ合ってた、社会適応力もあるということになっているのに、何か今のままでは社会的な適応力がないかのように統合を進めるというのは、今の桜の宮中学で十分体现されていると思うんです。だから適正規模じゃないというこの尺度が狭過ぎるんじゃないかなと僕は思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○田尾教育次長　桜の宮中学校の学校評価の資料なども今御紹介いただきました。私も小規模校に勤務をしたことがございますけれども、小規模校ならではのよさをやはり子供たちにそういう環境をつくっていかうと思って、職員たちは頑張っていると思います。そういう評価を保護者の方々からもいただいているということは本当にありがたいことだというふうに思っております。

ただ、常に学校が小規模校であるということについては、私どもやはり一定の課題感というものを感じておりまして、今後、日本の社会が大きく変わっていく中で、子供たちが本当に様々な価値観であったりとか、宗教であったりとか、育ってきた経緯であったりとか、様々な多様な人

たちと関わって生きていかなければならない中で、やはり学校教育の中でそういった経験をさせてあげるといのは、大人の責任としていかないといけないことなのではないかというふうに思っております。

先ほど事務局長のほうからもありましたけれども、統合できる学校が近くになれば、やはりそういったことについては、オンラインで何かそういう他者と共有するような機会をつくっていかねばならないというふうに思っておりますし、統合できるエリアにある子供たちには、やはりリアルに子供たちと複数の学級がある学年の中で、クラス替えもありながら、子供たちが切磋琢磨しながら、学校教育の中で、そのコミュニケーションの総量を増やしていくということが私どもとしては必要なのではないかなというふうに思っているということでございます。

以上です。

○委員（味口としゆき） そんなことないと思いますよ。そら小規模でも価値観は多様なものを得られるというのは別にできることだと思うんです。

宗教とかいうお話が、あんまり学校の中では宗教の話、僕はした記憶はないけど、そんなことまで考える必要はあるのかな。あんまり合理的な説明になってないなということは指摘しておきたいと思います。

それで、僕は一番、実際、朝倉議員と保護者の方と歩いてきました。桜の宮中学から大原中学までですから、実際はその近辺から学校へ来てるわけやから、もうちょっと距離あるかなと思ったけど、僕、一応大人で、まだそんなよぼよぼしてませんけど、40分以上かかって、まだ6月初めだったのにまあ暑いすわ。家からだとな時間かかる子供もいらっしやると思ってて。そういつて言ったら、いや、都築部長は僕も歩いてきたと言うんだけど、アップダウンが結構ありますわ。竜が台もそうだけどね。しかし、大原もなかなかのものでしたわ。やっぱりこんな長時間かかる登下校が、じゃあ学校環境として適切なのかという問題をちゃんとやっぱり勘案しないとあかんの違うかなと思いましたけど、その点はどうか。

○都築教育委員会事務局長 御紹介いただいたように、私も歩いて、大体40分ぐらいで歩きました。神戸市の基準というのは、中学校で3キロ以内という基準がございます。通学路に関しましては、基本的には、今、桜の宮中学の校区内というところで安全はあると思いますが、推奨されるルート、もし安全対策に必要なものがございましたら、その点は検討してまいりたいと思います。

○委員（味口としゆき） その安全対策の面はちょっと別に聞くけども、まず距離的なこととアップダウンというのは、その平地の3キロとアップダウンの3キロというのは大分違うわけです。それでエアコンの話はまた後で聞くけども、暑いでしょう、今もう夏はすごく。そういうときの熱中症の問題とか考えると、都築さんは僕より若いけど、それでも40分かかりましたというんだから、中学1年生の子というのは、もう本当にまだ小さい子はいっぱいいらっしやるから、やっぱりその対策は考えるだけではあかんの違うかなとは思えます。この熱中症の対策とか心配も保護者の方から上げられていますけど、その点どうお考えですか。

○都築教育委員会事務局長 当然ほかの通学に関してもそうですが、熱中症対策というのは必要となってきますので、距離に関係なく、そういう対策はしていきたいと思います。

○委員（味口としゆき） 距離に関係なくって、距離も考えてほしいんですよ。1時間近く歩くところが本当に適当なのかどうかということは考えないと、何かあってからではやっぱり遅いと思いますんで、やっていただきたいと思います。

それから、もう1つは、僕はあんまり北区は詳しくないけど、橋越えたところで、車が上がってくるとか、すごく見通しが悪いところがあって、信号もないんですわ。ああいうところなんかは心配されていますけど、それはどうお考えですか。

○都築教育委員会事務局部長 橋の部分に関しても、ちょっとどの部分を推奨ルートとするか、今、検討しておりますので、そういった御意見も含めて保護者のほうに提示してまいりたいと思います。

○委員（味口としゆき） そこはしっかり説明もしていただいて、やっぱり合意形成が大事だというふうに思います。

そう考えますと、価値観とか、宗教とか、いろいろ言われたけど、そのことのメリットはあるとして——あるかどうかは不明だけど、あるとしても、マイナスもいっぱいあるわけです。小規模ならではのことも失われるし、そしてこういう長い登下校時間とか、今の子供たち、特に中学生は終わってから塾へ行く子も多いわけで、1時間も歩いて帰るというたら、もうすごく負担も大きいと思うんです。だからそういうことも含めたことが僕は教育環境だと思っていました、それなのに何で統合が先行するのかというのはよく分からない。そら学校を1つなくしたほうがランニングコストは安いから、そうするんじゃないかと思われても仕方ないと思うけど、その辺りどう考えていますか。

○都築教育委員会事務局部長 ランニングコストとかではなくて、我々としてはやっぱり子供の教育環境をよりよくしたいというところで、繰り返しになりますが、近隣に中学校があるという意味で、今回は統合の案を示しております。

○委員（味口としゆき） 分かりました。全然分かりませんよ。そら分からないけども、言い分は分かったという意味で分かったということです。ですけど、しかしやっぱり全体のメリット・デメリットを本当によく考えていただきたいなと要望して、終わりたいと思います。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（上原みなみ） 同じくその統合の件なんですけれども、まず3月と4月にすぐーるとツムギノで配信をされて、対象者が1,025人だとお聞きしています——桜の宮小学校・中学校、甲緑小学校と大原中学校。で、参加者が2日間で延べ104人と聞いております。子供たちにとって非常に重要な事案であるというにもかかわらず、参加者が全体の1割以下という状況をどのように教育委員会としては分析されているんでしょうか。

○都築教育委員会事務局部長 確かに、これ2回で100人と言いながら、2回連続で来られた方もいるので、実数は分からないところはありますが、我々としては、もう少し来ていただいてもよかったかなと思います。当然2回目の保護者会というのも、今、御案内しておりますが、改めて通知のほう、周知のほうを図っていきたいと思っております。

○委員（上原みなみ） これは内容の皆さんへの伝達不足とかではなく、皆さんきちんとそういう説明会があるということを理解した上で、延べ104人しか来られなかったという理解でよろしいですか。

○都築教育委員会事務局部長 はい、そうです。

○委員（上原みなみ） 分かりました。桜の宮中学校の校区から大原中学に通う場合なんですけども、一番遠いパターンで徒歩40分と今お聞きしました。私すごく家が近いんで、勾配がすごくあることは分かるんで、自転車は無理だなと思うんですけれども、でも、おうちによったら、電動自転車買ってでも通わせたいなという御家庭があるかもしれないです。その点からすると、自転

車通学を認めるのかどうかをお聞きしたいんですけど。

○都築教育委員会事務局部長 自転車通学については、現時点では認めていないですが、どういうお声があるかも含めまして、保護者の方と協議してまいりたいと思います。

○委員（上原みなみ） 分かりました。ぜひやはり自転車はそうですね。自転車だったら電動自転車しか無理だと思うんですけども、徒歩40分というのを軽く見ないでいただきたいんですね。往復1時間以上かかりますので、その1時間以上というのは1時間半ぐらいですね。というのは、やはり中学生にとって非常に貴重な時間ですので、その疲労もありますけれども、それを軽く見ないでいただきたいなということを要望しておきます。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

○委員（味口としゆき） 聞き忘れていたことがあって、この保護者説明会で5月で皆さんが提示された件で、例えば桜の宮中学校は、現在2026年は3学級で、——4学級になっていますよね。今年からかな、4学級になっている。生徒数で言っても、増えているでしょう。去年までが92人だったのが、今年は110人になって、2031年には130人になりますよと。だから学級数も6になるという推計があるじゃないですか。次に来るのが多分、小学校なので、小学校の子が来ると思うんで、小学校も去年が213人だったのが、2031年には260人ぐらいに増えると。これは住民基本台帳の情報を基に作成したというんですから、間違いないでしょうと思うんです。

一応桜の宮中学から大原中学へ行くところをずっと見ますと、新たに分譲地というのか、増えているんです。あの増えることは勘案してない数だよ、これは基本台帳だから。勘案しているのか。まあまあ後でまとめて答えて。だとすれば、めっちゃ減ってて、今後も単学級なんだというんだったら分かるんですけど、2029年だから、再来年には複数学級になるわけでしょう。そこに何で単学級だから触れ合いがないんだというふうに言うのかというのは、ちょっと強引かなと思って、これ絶対大事やから聞こうと思ってたんです。お願いします。

○都築教育委員会事務局部長 2025年が3学級で、来年以降は4学級、これは実は35人学級の影響もございます。

先ほど味口議員御指摘ありましたように、北鈴蘭台周辺、市営住宅の建て替え等ございまして、一定子供の数は増えます。ただ、これが増えたところで、単学級ではございませんが、やはり適正規模ではないというふうなところを我々は重視しまして、この住宅の張りつけを見て、それでもやはりこれ以上増えないというところから、統合のほうを判断しております。

○委員（味口としゆき） でもまあ増えているところ、わざわざ学校もあるのに、もう減らすことにあんまり合理性ないと思いますよ。もうコメントは結構です。私はそう思っています。終わります。

○委員（さとうまちこ） 説明会を重ねてこられているということなのですが、それでもこういった陳情が来るということは、ちょっと説明が足りていないのか、不安を感じて、強引さを感じて陳情を出してこられたとは思いますが、今後、説明会というのはどういうふうにするのか。例えば私、王子公園のときとか住民説明会へ何回か行って、あれではなかなか行政の考え方を押しつけるだけで、住民の方々の合意形成につなげられるかといったら、ちょっと難しいかなというふうにも感じたんですね。教育委員会として、どんなふうに合意形成を図っていくかと思われているのか、教えてください。

○都築教育委員会事務局部長 今度の7月の説明会ですね。5月の説明会で不安を感じた御意見というところに関して、丁寧に対応案を出していきたいというふうに思っておりますし、ちょっと

ここで御紹介させていただきたいのは、やはり反対の意見というのが、声が出てきがちなんですけど、この前の運営協議会で、すみません、6年生の保護者のほうから、やっぱり大原中学校に行くことをすごい楽しみにしている、距離が長くなってしまいますけど、友達と一緒に通学できる時間が楽しいとか、そういう声もありますので、いろんな声を我々は聞いております。それも含めまして、丁寧に対話を重ねたいと思います。

- 委員（さとうまちこ） 椅子があつて、説明会場で前でわつと書きながらとか、説明するだけというのって難しいかと思うんですね。やっぱり様々御意見があつて、子供たちが一番大事というところは一致しているんですから、やっぱり対話、これから学校教育は対話が大事ですよという方向になっていますよね、一方的に教えるんじゃないくて。それを体現させていただきたいですし、ワークショップとか、本当に何ていうんですか、皆さんの意見をしっかり聞いて、それに対して真摯に答えていく。コストなんであるのか、何であるのかはちょっと分からないですけども、神戸市全体で、例えばこういうふうには小規模校をこうしていくんだとか、ここだけじゃなくて、ほかにも全体をこういうふうには神戸市は計画していますよとか、全体像もちょっとお示しするとか。そういうふうにとにかく合意形成をしっかりと、押しつけるんじゃないくて、お互い絶対意見は違うんですから、折り合えるように、どこで腑に落としていくのかというのをお互いにちゃんと探りながら、そういうことは丁寧にはもちろんやっていくべきだというふうに思っております。

私もよく知っている土地なんですけれども、実は私、山の街から桜の宮小学校に通っていたという時期があつて、ただ本当に非常にやっぱり遠いとしんどいんですね。猛暑になってきておりますから、この交通手段に関しても、何キロということではなく——神戸市はちょっと柔軟にさせていただいているのかなとは思いますが——アップダウンすごいあります、あそこね。坂上って下りて、またというふうなところもあるので、そこはもう交通費の関係もなってくるのか、公共交通機関をちょっと使えたりするのかというところも踏み込んで、御意見を聞いていただきたいと思いますけど、大丈夫でしょうか、その辺り。自転車通学も、コベカツも始まっていきますので、これはちょっとまた別の課題にはなるんですけれども、やっぱり柔軟に対応していただきたいと思うんですが、そこは大丈夫でしょうか。

- 委員長（上畠寛弘） 交通費の件ですか。端的にお願いします。
- 都築教育委員会事務局部長 交通費に関しては、一定の基準がございますので、なかなかちょっと簡単には御答弁できないですが、いろんな声を聞きながら、検討はしていきたいと思っております。
- 委員（さとうまちこ） よろしく願いいたします。
- 委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。
- 委員（上原みなみ） すみません、交通費の件がちょっと出たので。今のところ、3キロ以上離れていないと、バス、公共交通機関を神戸市の負担で使うことはできないというふうになっているんですよね。ですので、今、大原中学に桜の宮中学校の校区の人、一番遠くても2キロぐらいとお聞きしたんで、ちょっとそこから基準が離れると、基準には達しないとお聞きしていますが、そこも含めて柔軟に今後対応していただくことは可能なんでしょうか。
- 都築教育委員会事務局部長 この件に関して、一定の基準がございますので、ちょっとこちらのほうだけ特例扱いをするかどうかというところは当然ございます。その点も含めまして、協議はしてまいりたいと思います。
- 委員（上原みなみ） やっぱり神戸市主導でそういう統合ということを考えるんですから、そこ

も含めて柔軟に対応していただきたいなということは要望にしておきます。

それともう1つ、大原中学に通うことを桜の宮中学校区の方が楽しみにしているということを、——皆さん、北区のことを御存じないので、そこでちょっと補足、多分そうだろうなと思うんですけども——大原中学とか桂木小学校って、すごく校区としては魅力的で、それを書くだけで住みたいという人が本当に増えるんですよ。それぐらい魅力的なところで、そういう意味では、メリットも多少あるというふうに私は思いますので、教育委員会に味方みたいな意見になってしまいますけども、それもやっぱりありますから、そうじゃない御意見もあるんでしょうけれども、きちんとやっぱり皆さんの御意見を聞いて、検討していただきたいなということを要望しておきます。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（村野誠一） ずっと聞いてて、基本的にこの陳情項目、そんなに教育委員会の答弁とずれるというか、対立するような内容ではないのかなというふうに思っているんですね。この陳情文書表は当局がまとめたものだけど、原文のほうを見ても、私たちは統合そのものに反対するものではなくということを書かれておりますし、じゃあ具体の陳情項目を見ても、特に何も、既に教育委員会としては——そら不十分だと思っているかどうかは分からないけれども——少なくともそのことはされているというふうに思うので、先ほどの御答弁で7月、さらに説明を尽くしていただいたらいいのかなと思うんだけど、1つ確認なんだけど、これ再来年という2028年4月ということですよ。そうするとコベカツが始まっている。この陳情事項の5のところで、一定期間検証しという、ここの部分が教育委員会としてできるだけ早くやりたいと。できるだけ早くやりたいといっても、2028年4月というのが一応皆さんの最短のスピードだから、どちらにしても、その間というのは一定期間検証される。結果的にコベカツが始まるので、一定期間検証しながらの検討になるのかなというふうに思うので、この5の部分についても、皆さんとしては、結果的にそういうことになりますということなのか、検証はしませんということになるのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○委員長（上畠寛弘） どなたが答弁しますか。

○都築教育委員会事務局部長 5の検証ということでございますかね。

○委員（村野誠一） この陳情項目の5の部分を見ていただいたら、この内容について、私ちょっと確認をさせていただいているので、コベカツのみというふうには書いてないと思うんだけど、新たに環境が変わるという意味ではコベカツがスタートするということなので、それを踏まえたというふうに理解していただければいいと思います。

○下條教育委員会事務局部長 コベカツの点についてもですけども、桜の宮のほうにもコベカツクラブの登録がございますので、もしその桜の宮中学校が会場として使えないということがございましたら、この辺りは生徒であるとか、保護者の御意見を聞きながら、近隣の学校での活動も含めて協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（村野誠一） 確認ですけど、先ほどから我々としてはと、教育委員会としてはありきではないということ、当然そら一定の何かの案を示して、皆さん方に議論していただくと、意見をいただくということは特に問題ないと思いますので、だからそこがありきだというふうに誤解を与えないように、当然そら賛成や反対やと意見は出てきて当たり前なんで、今回陳情が出てきているのは2名ですか、丁寧に進めていただいたらなというふうに思います。意見として申し上げておきます。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（上畠寛弘） では次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） これ先ほどの説明でさらっと報告をされた。私、前回の委員会のメンバーでもありますから、これ見てる人、気がつく人、気がつかない人、興味がある人、ない人、議員でもそうなのかも分からないけど、この報告の一覧の中で、1ページ、2ページでも、公社が取っているところと、それから民間が取っているところと。この公社の部分については、本来は、だから神戸市でいくと建築住宅局が担うべき仕事を公社と皆さんが契約していると。その経緯をもう1度改めて説明をしていただきたいと思います。

○都築教育委員会事務局部長 公社の委託に関しましてでございますが、昨年、村野議員からのほうも御指摘ございまして、教育委員会としては、昨年度、全ての教育委員会の工事を建築住宅局で執行していただくように協議を重ねてまいりました。ただ、建築住宅局のほうから、令和8年度においても建築住宅局のみで全ての工事を執行することが困難なので、外郭団体の活用など、ほかの方法での執行を検討するように依頼しました。

ほかの方法というのは、教育委員会で執行するということなんですけど、やはり教育委員会も当然マンパワーございますので、一部の工事はやっておりますが、難しいということがございますので、残りの工事というのを外郭団体の活用を行うこととしたということでございます。

○委員（村野誠一） 私が今から申し上げることで違うということであれば、答弁の中で違うというふうに指摘をしていただいたらいいんですけども、前回の委員会で申し上げたように、本来は建築住宅局がいわゆる本庁の中で皆さん給料をもらって、本来業務としてこの仕事を担っていたことが望ましいというか、本来はそうになっている。しかし、建築住宅局が多忙だと彼らはそう言っているわけだけど、多忙だという場合、自分たちではもういっぱいいっぱいだという場合はこの外郭団体に振ることができる。振らなければならないというか、振ることができるというふうになっている。だから教育委員会はここと契約をするわけだけれども、言っているように、たまに社会の今やったらイランの戦争の問題であるとか、例えばコロナであるとか、いろいろと社会の急激な変化の中で、何かどこかに一定の圧がかかって、そういうようなことになるということは、そのための本来は——だからある種のただし書みたいな運用がなされるべきなんですけど、これ私、2年連続でここへ入っているから気がついた。前は水道サービス公社——のり面だったからね。これ随契になるわけです、外郭団体についてはね。そうすると、議会に上がってきているのは2.5億円だけれども、それ以外のものについても、例えば建物の部分は公社が請け負っている。のり面の部分については水道サービス公社が請け負っている。随契で漏れなく。本来であれば、建築住宅局が多忙なのであれば、職員をきちっと予算や人を張りつけて拡充して、本来の業務を担っていただくというのが1つの組織のマネジメントの在り方だと思うんだけど、多忙です、多忙ですということが、もう複数年ずっと続いてくると、もう当たり前ようになってしまうわけですね、随契で。

そうすると、別の見方をすると、建築住宅局はきちっと職員を拡充して、本来、自分たちが仕事を担わないといけないけれども、あえてそれをせずに、外郭団体に対して仕事を振っていると。外郭団体は漏れなく随契で、ここの外郭団体にはたくさんの市の職員のOBが適材適所というこ

とではあるけれども、再就職をしているところですね。だからもうスキームとして、自動的にこの外郭団体に対して仕事を与えるというふうに誤解を生む。しかも、コストの面でも、教育委員会は、前回も言ったけれども、きちっと建築住宅局が受けていただければ、この管理監督の部分、持ち出し、だからいわゆる皆さんからすると、建築住宅局が受けてもらったら発生しない費用が、この外郭団体、公社や水道サービス公社が受けると、その分、それだけ持ち出しが多くなると。それがこの2.5億円以上も、また2.5億円未満についても発生するわけですね。

ちょっと事前に資料を頂いたけれども、令和7年度だけでも1億を超える——本来建築住宅局が受けていれば1億以上のお金を支払う必要がなかったのに、結果的に多忙ですということで公社に振られて、公社と契約をせざるを得ないから、それだけ持ち出すことになるわけですね。そうすると、前回の委員会なんかでも問題になった、例えば西区で水道でP F A Sやとか、突然そういう問題が出てきて、じゃあその予算をどうするんですかと。予算要求するんですかと。なったら、いやいや、我々としては予備費というか、教育委員会の中で、何とかあるお金の中で緊急的に対応しますと。こういうようなものなくなる可能性もあるし、事前に聞いていると、最終的にこういう、皆さん予算要求するときというのは営繕、だから建築住宅局がやるというのを前提で皆さん教育委員会の予算を要求しているから、それがこれだけの数、ずっと公社、公社、公社と。先ほど言ったように、金額が上振れする、上振れする、上振れする。こうなってくると、やはり何かのときにしわ寄せが来る。だから単純に教育委員会の立場でいくと、メリットは全くなくて、デメリットしかないわけです。これについて、前回竹森さんにどう考えるんだということをお聞きした。だから改めてお聞きするけれども、これ最終的な建築住宅局の問題であったり、行財政局に対して、私、本会議でやろうと思っているんだけど、さすがにもうまたかと思ったから今回ね。皆さんの立場としてどういうふうに考えているのか。簡単に言うと、例えば望ましいと思っているか、そういうニュアンスです。皆さんとしてはどういうふうに考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○**竹森教育委員会事務局長** この件、以前の常任委員会でも質疑ございました。私どもとしましては、やはり決してこの形が続いていくということについては望ましいことではないと思ってございます。建築住宅局のその内部の事情、私ども十分分からない部分もございますけれども、やはり私どもとしましては、そういう外郭団体の見られ方といいますか、そういったことも含めて、少しやはり課題があるというのは教育委員会としても思っていますので、引き続き建築住宅局と協議していきたいと考えてございます。

○**委員（村野誠一）** これは恐らく学校だけではない。教育委員会だけではなくて、神戸市全体で基本的には公の施設のこういう施設改修等、のり面も含めてだけれども、そういうスキームになっていますから、建築住宅局が多忙であれば漏れなく外郭団体に。外郭団体と、そこは発注するところは随契という形になりますから、そうするとコストが高くなるということになりますので、これはきちっと本会議で、この行財政局や建築住宅局や市長に私も聞きたいと思うけれども、皆さんとして、漫然と当たり前のように複数年、こういう形で持ち出しが多くなるわけですから、皆さんとしての意見とか、皆さんとしての何なのか、申入れというのだけはきちっとしてもらいたい。これは最終的には建築住宅局や、今言ったように、神戸市全体のスキームの中で判断されることですが、それだけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○**委員長（上畠寛弘）** 他にございませんか。ないですか。

（なし）

○委員長（上畠寛弘） 次に、事業概要の説明も含めて、この際、教育委員会の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（浅井美佳） よろしく申し上げます。私からは1点で、今年度から保護者連絡ツールがすぐーるからツムギノへ公募により変更となりました。一方で、導入後の運用を通じて、保護者や教職員から様々な改善要望が私たちのほうにも寄せられており、皆さんから伺った声を私たちのほうから教育委員会の皆様へお伝えしてまいりました。

今、まさに改善に取り組まれていると伺っておりますが、主にこの3点、1つ目が、悪天候や災害時を含めたサーバーの安全稼働について、2つ目が、校外学習時など学校外からの緊急連絡機能の搭載について、3つ目が、こちらはたくさんばらばらとあると思うんですけども、利用者目線での操作性や画面表示の改善について、つまり、ユーザーインターフェースの部分だと思います。例えば小・中学校の切り替えや、未読・既読が分かりにくいこととか、アンケート回答時に不要な多要素認証が必要であること等々、私どもからもお送りしている部分かと思いますが、この3つに分けて、積極的に取り組む必要があると考えております。

現在の対応状況と今後の見通しについてお伺いいたします。併せて今後の改善内容につきましては、リードタイムを含めて保護者の皆様へ積極的に発信していくべきと考えますが、御見解をお伺いします。

○山出教育委員会事務局副局長 このツムギノでございます。4月当初、それから6月の台風時にアクセス障害が生じまして、利用者の皆様に御不便をおかけしましたこと、まずこの場もお借りして、改めておわび申し上げたいと思います。

また保護者、それから教職員から使いにくいといったお声も多くいただいておりますし、浅井委員のほうからもそういったお声をおまとめいただいて、我々のほうに届けていただいたこともございます。

この機能改善につきまして、鋭意改善に取り組んでおりますので、ちょっとこれまでの経緯と改善方法につきまして、ちょっと詳しくは御説明させていただけたらと思います。

御承知のとおり、ツムギノにつきましては、保護者からの学校への電子申請機能の実装をしようとして導入したものでございますが、こちらが先ほど申し上げましたように、まず稼働当初の4月には、想定を上回る利用の集中により、一時的にサーバー負荷が増大したということで、一旦不安定となってしまったと。これにつきましては、アクセス時の集中対応、サーバー状況によって完了したと事業者からは報告を受けておりました。

しかしながら、6月3日の台風接近時、このときにも再度システムが不安定となったということで、御迷惑をかけてしまうことになりました。こちらにつきましても、事業者による想定不足、それからシステム設定の一部の不備が原因であったと事業者を呼んで報告も受けまして、現在、悪天候時、災害時においても安定して稼働できるように、システム設定の改修、それからサーバーの構成の見直し等、増強のほうを事業者のほうに実施をしていただきまして、こちら安定稼働できるような体制を整えてございます。

本当に災害時という最も連絡が必要なタイミングでアクセスできない不具合というのは、我々も大きな課題だろうというふうに、極めて重大だというふうに認識してございまして、そのために契約の当事者である事業者のトップも呼びまして、教育長のほうからもじきじきに抜本的な再発防止、それから管理責任の明確化や、障害発生時の対応体制の強化、この辺りも申入れ、要請

をいたしまして、二度とこのようなことが起こらないように指導を行っているところでございます。

一方、ツムギノの操作性に関しまして、使いにくいというお声をたくさんいただいております。先ほど申し上げましたように、多要素認証等により、セキュリティーを確保した上で電子申請につなげていきたいという、ちょっとくろみを正直持っているところでございまして、一定の操作手順が増える面につきまして御容赦いただきたい部分もあるんですが、利便性の向上につきましては、もう当然鋭意取り組んでいかなければならないと思っております。

その中で、委員も御指摘いただいたような機能、例えば校外学習時とか部活動で外に出ている教員からの緊急連絡体制につきましては、こちら、6月上旬からもう実施できるような運用に改めてございます。

また、未読・既読の判別を区別しにくかったということにつきましても、未読の部分を青の太文字で示すように4月下旬に改善を行ったりしてございます。

今後、アンケート回答時の認証コードの入力を不要にするような手続であるとか、それからアンケートが来たときにプッシュ機能の改善、それからそのプッシュ通知が来たときに、そこに飛ばないという問題もありました。こちらにつきましても、ダイレクトに飛ばすような機能というのをできそうな見込みが立ってきてございます。この辺り、ほかにもユーザーの切り替えの簡素化であるとか、ホーム画面の改善とか、まだたくさんのお声をいただいておりますので、こういったことも可能な限り、インターフェースの改善につきましても、事業者と今検討・調整を進めているところでございます。

あと最後に、保護者への情報発信につきましても、適宜しっかりと発信していくことが必要だと考えておりますので、今回の不具合の原因と対策、それから、いただいている御意見への対応状況、その辺りはいつまでにできるかというところもできるだけ可能な限り明示しながら、分かりやすい形で情報発信していきたいと考えてございます。

○委員（浅井美佳） ありがとうございます。既に動いてくださり、サーバー問題等、校外からの発信についても、緊急時が高いところを既に解決してくださって、本当にありがとうございます。

ユーザーインターフェースの3つ目のところも、かなり項目が本当に多岐にわたって、いろんな先生方からも行っていると思うんですけども、全て把握されて、業者のほうに伝えてくださっているというのも理解しており、その中でも、今おっしゃってくださったようなところを動いてくださって、ありがとうございます。やっぱり一番気にしていたのは、それが保護者に伝わるかどうかというところだったので、それも今後伝えていくというところもすごく安心材料になるんじゃないかなと思っております。

1個だけ、そのアンケートと、あと認証のところ、きっとアンケートには認証は必要がないというのも理解しているので、そこをやっぱり分けられないか、もちろん最初のシステムの構築上難しいというのは理解しているんですけども、それでも何か方法がないのかというのは、引き続き皆さんのほうで業者さんに言っていただけたらなというのはちょっと重めにお伝えさせていただけたらなと思っております。

今回の入札がツムギノだけの入札じゃないというのも理解しているんですけども、今後、もし仕様書のところまで入札に入れ込めるのであれば、そういう形を取っていただきたいというのも要望に附させていただきます。

引き続き、保護者、教職員の声を十分に踏まえていただき、着実に改善を進めていただければ

幸いです。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（菅野吉記） 1点だけお願いいたします。学校体育館空調の増強についてでありますけども、今年度は空調の増強整備を試行的に3校、そしてまた、それ以降で、その他の残りの学校については現地調査するというところでありますけれども、まず試行的に実施するというのは、どういう取組をされようと考えてられるか、お願いいたします。

○都築教育委員会事務局部長 試行的にこれ3校なんですが、実際に体育館空調の増強をいたしまして、来年の夏までにはやりたいというふうに思っておりますが、まずそれで実際にどういう効果があるかというところを試行でやってみたいと思っております。

○委員（菅野吉記） ということは、まだ具体的に何をやるかというところまでは決まってない、まだそれをこれからやろうとすることですか。

○都築教育委員会事務局部長 失礼しました。試行的に実際に増強します3校に関してはもう増強のほうの手はずを整えております。それとは別に、調査業務のほうで全体の計画を立てたいというふうに思っております。

○委員（菅野吉記） はい、分かりました。ということは、現状ある空調設備の増強という理解でよろしいですね。分かりました。

その中で、それをしようと。ただ、そうすると、試行的にという表現がいいのか。というのは、本当にこの近年、もう温暖化の状況で異常気象で、異常高温で部活とか室内での運動が制限され、ましてや、去年の夏でももう部活ができない、体育館内ではできないというようなお話もありまして、子供たちのそういった教育環境、運動という部分も含めて、何とかそこは早くもう少しスピードアップをしていただきたいというふうに思います。

実は、過去に我が会派として、本会議でこの空調——体育館での空調の増強を求めた際に、従来の空調設備整備臨時特例交付金というものを再度使えないかというお話をさせていただいた。その結果、後日、御報告いただいた中では、もう先に令和5年度には体育館への部分空調を完了してしまったので、重複してそれは使えないということはお聞きしましたので、ただ予算上の問題というのは確かに大きいと思いますので、その中で、空調の増強工事においては、延長されています緊急防災・減災事業債を充当することも可能ではないかなと。ただ、これもやっぱり期限がありますので、まだこういったものを、交付金を活用しようとするならば、より一層本当にスピードアップをしていかなければならないでしょうし、そしてまた子供さんたちのことを考えていけば、できるだけ早くこの空調を進めていただきたいと思うんですけど、その点の御見解をお伺いします。

○竹森教育委員会事務局長 議員おっしゃっていただきましたように、私ども、この小中学校の体育館、今の空調設備で十分とは決して思っておりません。基本的には全ての体育館で空調が効いた状態、この猛暑の中で効いた状態で一定の運動ができる、そういった状況まで持っていきたいと思っております。

試行的な実施ということで申し上げたのは、これはやはり体育館も広さがいろいろございます。ですので、大きい体育館、それから一般的な中ぐらいの体育館、それから少し小さめの体育館、それぞれどの程度、今の空調設備にさらに増設することで、その空調の効果が得られるか、そういったところをしっかりと確認していきたいということで、試行的な整備ということで申し上げて

ございます。

議員おっしゃっていただいた緊急防災・減災事業債、この財源の工夫も含めて、私どもしっかり計画を立てていきたいと考えてございます。

○委員（菅野吉記） ありがとうございます。残りの学校も調査していくという——現地調査をしていくということでありますので、これはもう全ての体育館、先に部分空調でありますけども、100%実施してきたということもありますし、そういったこともしっかりと進めていただきたい上で、他都市などのやり方として、ガスを利用したりとか、それとあと、本市としてあまり進展していないですけども、断熱化改修、これが非常に空調効果を增強して、電気代削減効果も大きいと言われておりますので、そういった例えば国としては断熱化改修も推奨されていると思うんですけど、その辺の神戸市の取組はどのようにお考えなのでしょうか。

○都築教育委員会事務局部長 貴重な御指摘ありがとうございます。断熱化に関してでございますが、体育館は主に窓、屋根、外壁というふうでございます。窓のほうは、今回の空調増強とともに窓ガラスへの断熱フィルムの設置を考えております。屋根は今でも3割程度の学校でしてございます。外壁に関しましては、既存体育館に断熱材の充填を行うために、壁材を全て剥がして施工しなくてはいけないような課題がございまして、何か月か使えないというふうな課題もございます。いろいろな方法もございますので、先ほど御指摘いただきました電気方式、ガス方式と、断熱というふうなところを踏まえまして、調査契約のほうをやりまして、速やかに実施してまいりたいと思っております。

○委員（菅野吉記） それでは、言っていたこと、様々な検証、もう本当に何回もしつこく言うようですけども、本当にできるだけスピードアップ、これがもう一番だと。子供さんたちが、もう大変な思いで運動をされたりしておりますし、またましてや、いろんな災害が起こってはいけませんですけども、災害が起こったときの避難所になることが多いと思いますので、そういったことも含めて、本当に対応をやっていただきたいと思いますし、他都市の取組も参考に、しっかりとその辺の検証もしながら行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（かじ幸夫） こうべ未来のかじ幸夫です。よろしくお願いいたします。

私からは2点、1点はもう要望にとどめます。

中学生、新1年生、4月以降、私、地元の地域活動を通じて中学校の様子をずっと見ています。学校に聞くと、およそ新1年生の7割が部活動に加入をしたというふうに聞きまして、その部活動の様子を今ちょっと見ているんですけども、中にはコベカツの先行実施という子もいるようですが、大半、多くの1年生がしっかり放課後を有意義に過ごしているなど見て、中学生に、自分ら、そのコベカツどうするんだという話をすると、うん、まだ決めてないみたいな、そんな雰囲気が学校現場にあります。

ここでお願いしたいのは、教育委員会として、コベカツについては、今、本当に一生懸命取り組んでいただいているのは評価しています。これは続けてください。ただ、やはり顧問の先生とか、担任の先生とか、この機にちゃんと部活動に取り組んでいる特に新1年生に、さあ、どうしようと、これからどんなふうに放課後を過ごそうと、そういう声がけとか、助言とか、しっかり2学期に向けるまでに、今、1学期終わるまでにやっておいてほしいなというふうにちょっと気づいたので、これは要望しておきます。

質問は、事業概要の8ページに、路線バス休止に伴った通学手段の確保対策ということで、これ西区平野小学校のことに關しては、この児童に対しては、これは本当に教育委員会にも御努力いただきました。地元の事業者も御協力いただいて、何とか確保いただいたというふうに思っています。

今月です。神姫バス株式会社から神戸市に対して、西区内の5路線について、令和9年3月末ですから、今年度末で路線休止をすると、こういう報告があったようです。この中の1路線に太山寺小学校の児童が関連をします。もう今、現に使っているということを聞きましたので、その影響が出るという立場で、今の現状と今後の対策について伺いたいと思います。お願いします。

○都築教育委員会事務局部長 今、かじ議員のほうから御紹介いただきますのは、神姫バスのいわゆる14系統というものでございまして、明石から名谷まで出ているものでございます。神姫バスのほうから、こちらのほう、明石駅から伊川谷駅までにした布施畑地区の運行を休止したいというふうな申出がございました。我々としては、撤回を求めて協議してまいりましたが、神姫バスから運転手不足を理由に、撤回に応じられない旨を聞いております。

実際、この太山寺小学校の布施畑地区に現時点で3人の児童がおります。教育委員会としましては、通学に利用されてきたバス路線休止により、通学手段の確保、こちらのほうは責任を持って対応すべき課題であると考えておりますので、実際、保護者のほうにはヒアリング調査を今行っております。どのような方式でできるかということも含めまして、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員（かじ幸夫） はい、分かりました。今後、この全国的に公共交通が路線休止もしくは廃止になっていく。こんなトレンドの中で、少し桜の宮中学校の議題でも話題になりましたが、今後その学校の統廃合に絡めても、子供たちの通学ってどうなるんだ、もしものときには公共交通機関に期待をしたい、こんな声が出てくるようなトレンドにあると僕は思っているんですね。

委員会、現状としては、小学校2キロ、中学校3キロというこの国基準ですが、今のところはやっぱり限界だと私も理解しますが、やっぱり今後、神戸の独自基準であったり、特に西区、北区というのは、もう本当に校区が広いですから、そういったもの。神戸モデルという名前は好きですね、この委員会ね。だからそういうことも含めて、こういうことをちょっと研究をしてもらえたらどうか。国基準というのはよくよく理解しますが、いろんなケースを考えると、交通事業者の協力を求めていくような場面もあるんじゃないかなと私は思っていますので、今後、交通事業者の知恵とか、努力も協力も必要ですし、委員会としての研究というのもちょっとお願いをしたいと思いますが、ぜひ、私も何かあれば提案しますが、今後ちょっと考えてほしいなということを改めて。

太山寺の件については、しっかりとやっていただいていると、今、答弁で捉えましたので、しばらく様子を注視しておきたいなと思います。どうかよろしくお願いします。

○委員長（上畠寛弘） 答弁はよろしいですか。

○委員（かじ幸夫） いいです。私からは以上です。要望でいいです。

○委員（味口としゆき） 別の方もやられましたけど、学校体育館の空調の増強について伺いたいと思います。

原田中学校にちょっと行ってきまして、6月ですけど十分暑いということなんですが、1つは、この3校実施の整備というのを、これは今までの部分空調では駄目だったという判断をされたと

ということで、ただ、これ過去の質疑を見返してほしいんですけど、さんざんこれ、僕たちこの場でやってきたことなんです。だからまずはその部分空調がまずかったよねという立場に今立っているのか、過去をちょっとどう総括しているのか、まずお聞かせいただけますか。

○都築教育委員会事務局部長 部分空調の総括ということでございますが、当時は部分的に冷やすというふうなところの目的でやっていたというふうに聞いております。ただ、今後の最近の高熱化という中で、やはり我々としては、体育館全体を冷やすべきというふうに方向性を考え直したというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） あんまりもう……。ただ、やっぱりこの委員会で我々が求めることは、ちょっと耳を傾けたほうがいいときもあると思いますよ、本当。あのときは長田さんが教育長だったけど、部分空調なんだといって、もう突っぱねていたんですよ。さっきみたいな感じでね。教育委員会の方針はこうなんだと。気候危機も、ほんま温暖化もあるんだけど、もう分かっていたことなんで、そらあのときにつけていたほうが、金額的にも後で増強するよりよかったんでしょう。それはどんな感じなんですか。

○都築教育委員会事務局部長 その当時、全部つけていたらどうだったという金額的な試算はしておりません。もう我々としては、早急に全館タイプの空調を進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） たまには過去もちょっと振り返ったほうがいいときもあるから、まあいいですわ。

それで、1つは、試行実施3校はもう今年の夏にやっぱり間に合わすべき違うかなというふうに思うんですけど、それは無理なんですか。

○都築教育委員会事務局部長 こちらのほうなんですけど、やはり設計から、そして品物の導入自体が半年以上かかるというふうに聞いておりますので、夏というのは難しいと思っております。

○委員（味口としゆき） だとすれば、次もやるんでしょう。小中学校はもう効くようにするというのがもう答弁なんで、やるんですよ。だとすれば、令和8年度から9年度に調査業務をやって、事業計画策定というたら、もうどんどんどんさっきの言い分で言ったら、そこから半年だ、次がたくさんだからできないんだというたら、もう10年度、11年度にもうどんどんなっていくように思うので、もうちょっと踏ん切りつけたらどうかな。

今日都築さんばかり申し訳ないと思うけど、どういう効果があるのか検証したいって、もう効果なんて分かっているんですよ。もう効いてないわけやし、効かさないかんという教育委員会も方針もあるから、もう効果はもういいと思うんで、もっと前向きな答弁、ここは前に向いているんですから答弁したらどうですか。事務局長でもいいんですよ。

○委員長（上畠寛弘） どなたが。

○竹森教育委員会事務局部長 私、先ほど申し上げた効果ですけども、要は大きな体育館、中ぐらい体育館、小さい体育館で、どの程度、要は投資すればちゃんと効果が得られるかというのを測りたいと思っています。ですので、それをしっかり見極めて計画に反映させていきたいと思っています。ただ、議員おっしゃったように、できるだけ早くというのは同じ思いですので、できるだけ早く進めていきたいと思っています。

○委員（味口としゆき） それで、できるだけ早くやってください。もうとにかくね。

もう1つは、原田中学へ行ったときに感じたのは、今、4機、機械的につけたじゃないですか。もう大も中も小も4機なんですよ。効いていません、全くね。それは分かっているんだけど、こ

の4機を同じようなものを10機にするとか、8機にするとかというのは、ちょっと現場のニーズと違うんじゃないかなと思っているんですよ。別のところに書かれたように、そういうメンテナンスは、今年からは学校以外の人にやってもらうという方針も立っているようやけど、現状はやっぱり学校の人とか、職員の人とか、生徒にも手伝ってもらっているんですと言われてたんで、4機が——家のクーラーの掃除を考えてみてくださいよ。大体夏、暑なってきたなといったときに憂鬱なのはあのエアコンの掃除ですわ。それをむやみやたらに数を増やすと、そら外部にやらそうが、内部にやらそうが、それはやっぱり非効率だよね。だから大型のものをどんとつけたほうが僕はいいなと思っているんですが、それはどうなんですか。

○都築教育委員会事務局部長 味口議員、多分教室の大きく見える、いわゆる天井つり下げ型のことを想定されているのかと思うんですが、違いますかね。実際、教室にあるタイプも、体育館の壁かけのタイプも、見た目は異なるんですが、空調能力としたら一緒です。同じ7.1キロワットです。体育館全体を冷やそうと思えば、それこそ、もう新設のときに全て全館空調するようなタイプをしなくてはいけないんですけど、我々としては、別に天井つり下げなり、壁かけなり、それにこだわることなく、できるような設置というところにやっていきたいというふうに思っておりますので、決して何かをけちってて、小型空調をつけているということではございません。

○委員（味口としゆき） いや、けちっているかどうかは知りません。ほんで僕のユーチューブを都築さんはよく見てくれているから、その後、教室へ行って、こんなのがいいなと僕言ってましたんで、専門的なことも分かっています。ただ、数は少ないほうがいいと思うんですよ。全館空調が効くようなことが、やっぱり一番僕は効率的なんじゃないかなと思ってて、それはやっぱりお金がかかるんですか。

○都築教育委員会事務局部長 当然費用面もございますし、先ほど言いましたように、体育館全てをやり替えるというふうなことになります。我々としては、やはりこの今の空調を増強して進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員（味口としゆき） ただ、今回も言っておきますわ。こういう意見もちよっと聞いたほうがいいときが、後になったらあると思いますよ。だからぜひ学校によっては大型の空調整備ができるところもあるんじゃないかなと思うので、それは調査はしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○都築教育委員会事務局部長 そういうことも含めて調査してまいりたいと思います。

○委員（味口としゆき） よろしくをお願いします。

ついでなので聞きますけども、原田中学校のことなんですけど、バリアフリー改修、つまり、エレベーターは1個だけついているんです。結論から言うと、1個だけでは足りてない状況で、2階の渡り廊下に——あれがバリアフリーかなという、ちょっとがたがたしていると思うんで、十分ではないと感じました。改善がそこは必要だと思うんですが、その点はどうでしょう。

○都築教育委員会事務局部長 御指摘いただいていましたスロープですね。バリアフリーの部分というのは我々も確認はしております。今後改修の機会に合わせまして、できる限りの改修はしてまいりたいと思います。

エレベーターに関しましても、我々も理想で言えば、校舎に1つというふうなところになるとと思いますが、まだ導入していない学校が43校ございます。やはりエレベーターを必要とする児童・生徒の入学、そういうのに合わせて設置のほうは進めてまいりたいというふうに思っております。

- 委員（味口としゆき） この原田中学校でも、東棟というのか、あそこにはついているけど、こっちにはついてないということで、すごく不便だという、こんな学校はいっぱいあるんじゃないですか。それは調査されていますか。
- 都築教育委員会事務局部長 調査のほうはしております。繰り返しになりますが、未設置の学校というのもございますので、そこも含めまして、整備のほうは進めてまいりたいと思います。
- 委員（味口としゆき） ちょっと確認ですけど、もう1校に1エレベーターという方針じゃないということですよ。
- 都築教育委員会事務局部長 その方針ではございません。ただ、未整備の学校は先に優先したいということです。
- 委員（味口としゆき） 分かりました。これもスピード感が要るなというか、ほんま不便ですからね。1階上がって、2階に渡って、また渡らなければならないというのは、本当学校生活にとっては大変だと思うので、改善していただきたいなと思っています。
- ついでにこれ聞きますと、和式のトイレが結構残っているんだよね。今年で127校、和式の便器が残ってて、838ですか、和式の便器が残っているというのは。これ僕はもうちょっと進んでいるのかなと思っていましたが、なぜ和式の便器は何か残さないといけないんですか。
- 都築教育委員会事務局部長 以前の改修で和式の便座を残すというふうな方針もあったと聞いておりますが、今はもう全て洋式化を進めておりますので、これもできるだけスピードアップしてまいりたいと思いますが、洋式化100%を目指して進めております。
- 委員（味口としゆき） これ令和12年度完了予定なんで、大分先だなという印象を持ちましたが。ちょっと和式便所が偏在しているかというのを一覧表を見て思いました。僕も自分の子供が行った高羽小学校が26も残っているでしょう。これは何でそんなに偏在しているんですか。
- 都築教育委員会事務局部長 学校によって、そもそも便器の数——高羽小学校はそもそも便器の全体数が多いというところがございますけど、我々としては、そういう偏在しているところも含めまして、洋式化のほうは進めてまいりたいと思います。
- 委員（味口としゆき） ぜひ今の子供は、多分和式の使い方は分かっています。本当に分かってない。都築さんにはもう事前に話しましたが、以前、総合運動公園へ行ったときに、うちの子供はまだ小学生のとき、どうやって使うのか分からなくて、前の部分に座っていましたからね。違うよて言うたんですけど、それぐらい分かっていますから、本当早急にやっていただきたいなと思っています。
- 最後の質問に移ります。葺合高校の問題について伺います。
- まず教育委員会事務局学校経営支援課のホームページには、学校園への寄附として、寄附受付は物品に限りますと。現金の寄附、条件付の寄附は受け付けていませんと、こう明記をされています。ところが、葺合高校では、いわゆる葺高会、これはPTAですが、PTAから筒友会——同窓会ですね——を通して国際交流事業について、長年にわたってPTA経費が同窓会に迂回しながら拠出されていたということをお聞きしました。まず教育委員会、この事態をどう考えておるか、お示してください。
- 藤井教育委員会事務局副局長 今、委員のほうから御紹介いただきました案件でございます。葺合高校のPTAの会計から、別の任意団体に対しまして、年間80万円程度なんですけど、助成をされて、その助成を受けた任意団体から葺合高校の国際交流事業に関します経費が支出されたものということでございます。

当方の受け止めとしましては、この経費の負担がそもそも誰なのかということも含めまして、鋭意事務作業を分析しまして、今後、あるべき姿をしっかりと見極めていきたいというふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） 聞いている方が分からないと思うので、この国際交流事業というのは、そもそもどういう位置づけの事業なんですか。というのは、学校の行事なのか、教育委員会の行事なのか、同窓会の行事なのか、ちょっとお示しいただけますか。

○藤井教育委員会事務局副局長 事業によって異なるところはあろうかと思いますが、葺合高校が行っているもの、それから教育委員会事務局として、各市立高校が参加しているものというふうに分類されるものでございます。

○委員（味口としゆき） 学校の行事であるし、教育委員会が高校を横断的に開催している、こういう理解でいいと思うんです。

ところが、筒友会——同窓会には国際交流事業会計があって、決算書まで作られているということを知りました。学校や教育委員会行事が、なぜ同窓会が統括しているというのはちょっとおかしいと思うんですが、いかがですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 その任意団体のほうで——団体でございますので、それぞれの組織で支出決議とかをされているわけでございます、団体、その任意団体からは高校のほうに助成という形で支援をいただいたということでございます。

冒頭申し上げたその形が望ましいのか、ふさわしいのかについては、しっかり分析をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） 分析途上だという認識なのかなと思うんですが、今年の1月26日に、いわゆるPTA、葺高会と学校とが話し合っている中で、学校側はこういうふうに言っているんです。市教委は法務課のアドバイスを受け、学校も市教委の指導に従い、これまでも国際交流事業への支出を適切に行っており、何も問題がないとの認識は変わらないと。つまり、今、答弁されたことと全然違いますわね。全然問題ないんだって、市教委も1月当時は同様の認識を持っていたという理解ですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 1月と現時点での考え方については、違いが聞き方によってはあろうかと思います。これにつきましては、ここ数か月、本当に事務局と高校、それから議員のほうも交えまして、いろいろ意見交換、それから我がほうでも帳票の確認なんかもさせていただいているところでございます。その辺りで、今後のふさわしい姿をしっかりと見極めていきたいと考えてございます。

○委員（味口としゆき） その1月のいわゆるPTAと学校との話し合いでは、繰越金があるので、数年間は今年度同様の事業を行えると思うが、いずれ枯渇することが予想されると。今年度も国際交流事業の縮小によりコスト削減を行ったが、来年度以降、さらなる事業の縮小を行うこととする。御理解いただけなく、残念です。葺合高校の特色の1つである国際交流事業が縮小されるのは残念ですと、これ学校側が述べています。

それで、これはどういうことかということ、毎年慣例的に、今、答弁あったように、PTAから同窓会に助成してたのが80万程度、そのときに学校側がさらに80万円、PTAに対して助成金を増額することを、これはちょっとおかしいの違うかといって、問題になったことに対するてんまつの話なんです。

僕はこの学校行事に対して、PTA会費が原資に運営してきたことは、僕はPTA改革と言っ

たら、いつも福本教育長を思い出すんですけど、PTAの在り方としてはおかしいんでしょう。それはどういう認識なんですかね。

- 藤井教育委員会事務局副局長 PTAの形で会費をそれぞれ保護者の方から徴収をされるということで、その団体の中で集めた経費の使い方については、団体がそれぞれ考えられることかと思っています。

一方で、小・中学校と比べて高校については、若干扱いが違うところもあるかと思います。特に葺合高校におきましては国際科もございまして、本当にOBの方、それから教員の――既にOBも含めてですけども、国際交流事業に本当に期待をされているところがございまして、その使い道として、こういう事業に充てているということも改めて見えてまいりました。

重ねてにはなりますが、学校で行う事業について、PTAのほうからの御支援をいただくのか、教育委員会、学校のほうでしっかり費用を確保して事業を運営するのか、はたまたその事業が本当に今の時代に合っているのか含めて、見極めていきたいと考えてございます。

- 委員（味口としゆき） ちょっと内容の面はともかくとして、ちょっと一般論として聞きます。そのPTAから学校への寄附を禁止しているのは、どういう理由から禁止をしているんですか。

- 山出教育委員会事務局副局長 PTAからの学校への寄附につきましては、基本的に物をお買い上げいただいて、寄附いただくようお願いをしているところでございます。

文科省の通知等々を研究しますと、直接お金を寄附したら駄目というわけではないんですけども、やっぱりその寄附者自身の目的がしっかりと学校に伝わるためには、寄附される団体、PTAなどの団体のほうから、こういった物でお渡しいただくような形で、物品寄附という形を神戸市では取っているところでございます。

- 委員（味口としゆき） もうちょっとだけ、そこ僕も分かってないことがあるので、聞きたいんですが、それはいわゆる会費からの寄附というのは、地方財政法第4条の5に違反するおそれがあるからだということも、ちょっと僕調べると書いていまして、その地方財政法の第4条の5というのは割当的寄附金等の禁止ということで、会員の自由意思に反する行為なんだというふうに、そこに抵触するおそれがあるから、やっぱり現金寄附というのは避けているんだというのが、ちょっと一般論としては言われているんですけど、それはそういう理解でよろしいんですか。

- 山出教育委員会事務局副局長 地財法の第4条の5ですが、おっしゃるとおり、割当的寄附金等の禁止という形で、我々の理解としては、この事業をするから、そこで何というんですか、お金を出してくださいという割当的な形で寄附をいただくことは、地財法の趣旨に反すると思うんですが、一方で、平成24年に文科省のほうで通知を出してございまして、こちらに記載されている内容としては、その学校関係団体、いわゆるPTA等ですが、そこから学校に対して自発的な寄附、こちらについては、金銭についても、物品についてもですが、自発的な寄附を行うことは禁止はされていないというふうに通知がございまして。

その中で、当該学校の設置者――神戸市と我々が地方公共団体が定める関係規定に従って、会計処理上の適切な手続を経ることとなってございます。その中で、我々としては、その現金での寄附ではなくて、物品でという形をお願いしているところでございます。

- 委員（味口としゆき） ですから、法に抵触するかどうかはいろいろ議論があると思うんです。ただ、1月の段階でも、やっぱりその現金の寄附が迂回したとはいえ、それが学校行事に入っていたり、教育委員会の行事に入っているということは、ここの説明が僕はよく分かってないんです。法務課のアドバイスも受けて、何も問題がないと。こういうふうに市教委に指導されたと学

校側が言っているわけね。それは何というのか、1月以降、大分課長さんなんかにも来ていただいて、やり取りやる中で、そら認識を改めている部分はあったとしても、僕は1月の段階からいっても、当然これは判断すべき話だったんじゃないかなと思っているんですが、その辺りはどうですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 重ねてにはなりますが、ここ数か月で私どもも関係者で協議をして、いろんな帳票も拝見させていただきました。その上で、法務側のチェックも踏まえて、今後どうあるべきかはしっかり見極めていきたいと思っていますし、1月に申し上げた件との整合についても、しっかり判断したいというふうに考えてございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと僕は、そこの真偽を明らかにする上で、ぜひ調査もしていただきたいと思うんですけど、恐らく普通にPTAへ入っている人は、直接寄附したらいいじゃないですかという感覚を持っている人もいると思うんですよ。そんな禁止されているなんて、そんな熟知してPTA役員なんかなってないと思うんですよ。直接寄附は禁止されているから、同窓会に迂回させて任意団体から入るようにしてたというのは、僕はやっぱり学校側が介在しているのか、教育委員会が介在して、こういうシステムをつくったんじゃないかなというふうに疑わざるを得ないんだけど、その辺はどうですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 今回の学校に対するPTAなり、任意団体からの助成の扱いなんですが、これを各団体、PTAのほうでそれぞれ決議を経ております。当然そのPTAに加盟しているその団体が決議でもって判断されたことということですが、今申し上げているような団体が当然1つではないということですので、それがそれぞれ別で学校に対して支援するものではなくて、これちょっと経緯も改めて確認を、もう少し深く確認をしないといけないところはあるかと思いますが、簡素化する意味から、そういったことがなされてきたのではないかなというふうに推測をしています。この辺りについても、経緯がどうであったのか、それから、それが今の時代に合っているのかどうかについては、引き続き調べてまいりたいと考えております。

○委員（味口としゆき） それで、これ僕、問題の根本は、教育委員会や学校長と話し合う中で、校長が、じゃあ全て公費で賄えるものなんですかというようなことを僕に聞いてくるというか、当初は寄附について肯定的発言をされていました。

それから、別の言い方もされていて、シーリング、これがあるので、学校も例外でないという認識はやっぱりあったんじゃないかというふうに言われているんですが、やっぱり葺合高校の国際科というのは、やっぱり特色ある学校のすごくいい例ですよ、神戸市にすれば。それで、それを公費で賄えないなんていう考え方がはびこって、PTAから、同窓会からもらうのが当たり前のようなふうになっているというのは、やっぱりそこに僕は根本があるんじゃないかなと思っていて、今後は公費できちっと国際交流事業なり、何なりはやっぱりやるべきだと思っています。

○藤井教育委員会事務局副局長 学校と事務局のほう、引き続きコミュニケーションを密に取りながら、学校として何をするのか、校長を筆頭に何をするのか、それが生徒が何を求めててということはしっかり学校側で御判断をされた上で、事務局として、それがふさわしいのか、望ましいのかどうかについては、しっかりコミュニケーションを取ってやっていきたいと思っています。

一方で、全市の予算編成の過程も当然ございますので、先ほどシーリングというお話もありましたけども、どこにどの予算をいかほど措置するかについては、全市の予算編成、それから教育委員会事務局の中の予算編成でしっかり審議してまいりたいと、議論してまいりたいというふう

に考えてございます。

○委員（味口としゆき） ちょっと僕、この間、課長なんかと話し合っているときから、それは後退している答弁じゃないかなと思っていまして、今後は公費でやっぱりやるんだということをしっかりと言われてて、それで保護者も納得した経緯があるんで、このことについては公費でやるということでもいいんでしょう。

○藤井教育委員会事務局副局長 具体の事業で申しますと、この助成いただいた経費の多くが、高校生国際会議という事業に当たっていました。これについては、コロナの前から継続しているものでございます。当方としても、重要な事業の1つだというふうに考えておりますんで、それを中心に国際交流事業をどのように公費で予算を組んでいくかについては、しっかり議論してまいりたいと考えております。

○委員（味口としゆき） その議論したいというところにちょっと危うさを感じますけど、ぜひこれはいいことをやっていると思うんです、私が聞いてもね。当然やっぱり国際科の売りであるし、やっぱり神戸の市立高校の特色のすごく好例だと思うんで、これはぜひ、PTAに頼ったり、同窓会に頼るんじゃなくて、必要なものはやっぱり公費でちゃんとやりますと。教育長か、事務局長、それ答弁していただきたいんですけど。

○委員長（上島寛弘） どなたでもどうぞ。

○竹森教育委員会事務局長 この御指摘の事業ですけども、予算編成の過程の中でしっかり議論して、必要な経費について、予算措置できるよう努力したいと思ってございます。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

○委員（さとうまちこ） いじめアンケートの無記名化についてです。先日の予算特別委員会においても、私も以前から、三木議員からも質疑させていただいておりますが、電子化されるアンケートについては、ぜひ無記名で回答できるようシステム構築いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 いじめアンケート、御質問いただきました。電子化を進めることによりまして、児童・生徒が回答した内容、管理職を含む複数の教職員で迅速に共有・確認できるようになり、いじめの問題発見及び組織的な対応ができるように、強化するようにつながるものと考えております。令和9年度から学習用タブレットから活用して、調査回答できるように予定をしております。

以前に全市統一の様式に改訂する際に、いじめ問題審議委員会におきまして、記名、無記名、どちらにするのかを検討しております。無記名での実施につきましては、児童・生徒が率直に回答しやすくなるという利点がある一方で、やはり匿名のため、個別の児童・生徒の特定ができないほか、具体的な内容の確認が難しく、困っている児童・生徒への対応が困難になってしまうというような理由で、緊急性の高い事案には迅速かつ適切な対応が可能となる記名式を現在採用しているところです。

また、匿名で相談可能なツールといたしまして、児童・生徒がいじめや不適切指導などの学校生活の悩みでありますとか、直接学校に相談しにくいなどの声を学習用タブレットから匿名で気軽に相談できるお困りごとポストを令和5年度7月から設置しております。児童・生徒からの投稿件数は、6年度が138件、7年度は3倍の505件となっております。学習用タブレットのデスクトップにアイコンを設置することによりまして、相談件数は先ほどのようにぐっと伸びております。

このように、記名式で回答するいじめアンケートと、匿名で学校に直接相談しにくいことも相談できるお困りごとポストを併用いたしますことで、児童・生徒1人1人の状況に応じた、安心して相談できる、そんな環境を整えることによりまして、いじめ等を早急に把握し、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） お困りごとポストについては、タブレットから直で相談できるということで、本当にそのシステムの構築についてはありがとうございます。

ただ、アンケートとなると、児童たちも意識を集中しますし、あ、あのことかなということでも言いたいけども、やっぱり何かあったら嫌だから、ちょっと名前書くんやったらやめとこうかなと。やっぱりいじめのポイント的なことを聞くとなると、やっぱりそこでちゃうちょされるようなことがあると思うんですね。あの手この手で聞いていただくのが一番大切です。それはもうまた別の話になりますけど、このアンケートを見ても、知らなかったとか、使わなかったとかいうことってたくさんあるんですね、こんなにいろいろしているのに。だから余計にいじめアンケートのことについては、知りたい方、聞いてほしい子は名前書いてもらったらいいいし、ちょっとそこまでの勇気はないけど、こういうことを見たり聞いたりしたというのを素直に伝えてもらうというような使い方でもいいんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり個人の特定ができないということをおっしゃっていましたが、総合したら分かっていくと思うんですね。無記名で回答する。すごく安心感というのは私はやっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本多聞小学校の活用についてです。

こちら、いぶき明生支援学校の分校設置に向けて、校舎2棟の工事を進めておられますが、残り1棟の活用についての検討はこれからということに聞いております。こちらについては、例えば学びの多様化学校の設置なども含めて検討してみたいかと思いますが。

○藤井教育委員会事務局副局長 御紹介いただきましたいぶき明生支援学校の分校でございます。

この分校につきましては、いぶき明生支援学校の児童・生徒の年々の増加に伴いまして設置するものでございますけども、分校に通学します児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、開校に向けて準備を進めることが現時点においては最も大切なことだというふうに考えて、作業を進めております。今後も令和10年度の開校を最優先に据えて、準備を進めますとともに、保護者、それから地域住民の方々の意見も聞かせていただきながら、引き続き北棟校舎の活用について検討していきたいと考えてございます。

○委員（さとうまちこ） もちろん地域の方々から、そこはちょっと地域棟にしてくれないかなとか、そんな様々な意見あります。やっぱり集まるところが少ないとか、貸していただいたら助かるなとかというふうなことを聞いているんですけども、やっぱりこの不登校児童のアンケートでも、どこにも行っていない児童というのが非常に多いんですね。そうすると、やはりこちらは校棟だけでは足りないとは思いますので、数が本当に多いですので、こちらは検討、最優先でやはり学校はできるだけ学校として使っていただきたい。よろしくお願いいたします。

そして次に、産官学連携でのマッチングということが出ておりました。こちらは六アイが橋をテーマにした事業をしたりとか、兵庫中学校の金融経済授業をしたというようなことを書いております。これせつかくすばらしいことをされているので、一部の生徒の体験で終わらせることなく、体験格差をなくすためにも、その他の学校にも共有していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○**田中教育委員会事務局部長** 今回の取組については兵庫中学校の件ですけれども、市全体で共有・活用していくことが重要であると考えております。教員が確認できるサイトのページ内で、その学習内容ですとか、生徒の感想、授業の様子なども事例として掲載しておりますし、各校で参考にできるようにしているところであります。各校の実情に応じて外部との連携を推進しまして、その取組が一層広がるように、積極的にやっていきたいと思っております。

○**委員（さとうまちこ）** ありがとうございます。オンラインで誰でもいつでも見られるようになるのか、クラス一斉で見ることになるかは分からないですけど、やはりこういった学びは共有していただきたいということをお伝えしておきます。

また、教育委員会だよりで、今回やっと子供が主役の学びの実現についての記事がありました。本当によかったなと、いい内容だというふうに思っています。こういうことも含めまして、今後、教育にK P Iを設定することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、今、自由進度とか個別最適ということで進めていこうというふうにはなっていると思うんですが、例えば1か月後には、じゃあどれぐらいの割合を目指すのかとか、1年後にはどれぐらいの学校で、どれぐらいの教科がこうあるべきだよというような、全体とは言いませんけれども、そういった目標を立てるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**田中教育委員会事務局部長** 第4期教育振興基本計画においては、その全国学力・学習状況調査の中の質問事項として、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合というものを授業改善の進捗を図る参考指標にしております。現在、全国平均から下回っている状況ではありますが、その差が縮まったり広がったりしている中で、その全国調査を待つことなく、各校においては授業アンケートを取りまして、子供たちの理解や学ぶ様子を実態調査して、事務局とも共有しながら、授業の質の改善・向上に努力してまいります。

ここまでできたら100%、完璧ですというようなこと、なかなか言いにくいんですけれども、確実にどの学校も進んでおりますので、目指す授業に向けては、引き続き努力していかなければならないと思います。

議員がおっしゃるように、1か月後にとか、1年後にというような具体的なことは、今申し上げられませんが、全国平均において、その課題に向けて取り組んでいる子供たちの意識が高まっていくように努めてまいりたいと思います。

○**委員（さとうまちこ）** 本当にやる気のあるという用語弊があるかもしれませんが、なかなか進まないような方々の意識もちょっと上げていただきたいと思いますので、全部が数値というのはまたちょっと違うんですけれども、ある程度の目標は立てていただいて、全学校で実施されるようによろしくお願いいたします。

また、不登校に関するアンケートについてです。行き場のない、学校に戻りたくないという児童・生徒が非常に多くいるということを感じました。今後、どういうふうなお考えなのか、お聞きしたいと思います。

学校のこれ見ていますと、学校を休んでいるときに、先生と話せなくてよいと考える生徒が36%ということで、そんなにいるんだなと。3分の1ぐらいは学校の先生と話したくない。中には家には来てほしくない。だけど話せてよかったということも、もちろん見ておりますが、やはり信頼関係を築いていくということが一番の課題かなと思いますので、信頼関係の構築には、研修だけではやっぱり足りない部分ってあるんじゃないかと思います。その辺りについて、今後どうされていくのか、お考えをお聞きます。

○西川教育委員会事務局部長 不登校アンケートでございますけども、目的は不登校児童・生徒の実態を把握しまして、今後の不登校支援施策の充実を図ることを目的に、不登校児童・生徒と保護者及びフリースクール等の民間団体に関するアンケート調査を取らせていただいて、本年1月に神戸市のホームページで結果を公表したものです。

委員おっしゃっていただきましたけども、学校を休んでいるときに、話せてよかった人、話せたらよかった人、この割合ですけども、この設問につきましては、回答割合が高い順に、1番はお母さん、2番が学校の先生、3番がお父さんという順になっております。30%もおっしゃっていただきましたけども、逆に約6割が先生と話せてよかったというふうには子供たちは感じていると私どもは受け取っております。

また、別の設問に、学校に行きたくない、休みたい気持ちを話した人は誰ですかという質問もございました。その中では、回答割合が高い順に、お母さん、お父さん、それからクラスの担任という順番でございました。

いずれも母親の割合が高いことから、登校に関する悩みの相談を母親にしている子供たちが多く、次いで父親、教員に相談していることが分かりました。家庭内に安心して相談できる存在がいることは、本当に重要であると考えております。

不登校支援に当たりましては、学校が保護者と緊密に連携しまして、児童・生徒を支援していくことになるため、議員から御指摘のあった児童・生徒との信頼関係の構築は非常に重要であると考えております。そのため、子供たち1人1人の状況を丁寧に踏まえながら、学校内外での幅広い選択肢を提示しまして、くすのき教室でありますとか、オンライン授業でありますとか、フリースクールでありますとか、その辺りを含めて、引き続ききめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） 全ての先生がそうあってほしいと思っているんですね。不登校の数も4,000近くということもありますから、その少ない割合かもしれませんけども、そこに当たる原因として、学校や教員が不登校の原因になってはいけないわけです。御家庭には私たちは口出しできませんので、教育委員会としてできることをしっかりこの辺り、6～7割ということではなくて、皆、先生に、どの先生かに相談ができるというような環境をつくらないと、これは減らないので、資質の観点になってくるかもしれないですけども、よろしくお願いいたします。研修以上の何か別のことが必要なんじゃないかと思いますので、前年の踏襲じゃなくて、新たな何か材料を持ってやっていただきたいと思います。

○委員長（上畠寛弘） もうちょっと具体的に。質疑の中に至ってください。

○委員（さとうまちこ） また次……その他のほうでいいですか。

○委員長（上畠寛弘） あとの要望が長いので、質疑を端的にお願いします。

○委員（さとうまちこ） 次に、ヘルメットの着用についてです。

○委員長（上畠寛弘） 端的にお願いします。

○委員（さとうまちこ） 自転車着用時のヘルメット着用は、令和5年4月から全ての年齢で努力義務となりました。着用率を年代別に見ると、小学校、中学校は、高校生より高いものの、致命的な事故につながることを防ぐ観点からも、努力義務ではなく、義務化が望ましいと思います。今後コベカツに参加するための自転車移動も進められることから、神戸市の児童・生徒は全員着用といった方針を設定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 自転車通学の現状でございますけども、議員御指摘のとおり、令和

5年4月の道路交通法改正によりまして、全ての自転車利用者においてヘルメットの着用が義務づけられております。

現状、本市の市立学校に対しまして、自転車通学の許可に当たりましては、児童・生徒の安全確保のために、自転車保険への加入及びヘルメットの着用を必須としております。

また、本年4月の道路交通法改正に伴いまして、自転車の交通違反の取締りが強化がされたことを踏まえまして、兵庫県警察が主導する自転車セーフティープロジェクト、略してチャリプロと呼んでおりますけれども、それを活用した交通安全指導を実施しまして、ヘルメットの着用をはじめ、交通ルールの遵守、マナー啓発を行うなど、改めて児童・生徒への指導を行っているところでございます。

本年9月のコベカツ開始に伴いまして、校区を越えた活動場所への移動に当たりましては、自転車での移動が最適であるケースが多く予想されます。引き続き自転車の安全利用及び交通事故防止に向けて、通学だけでなく、コベカツの自転車移動に当たりまして、自転車保険への加入及びヘルメットの着用の安全対策を行うよう周知していくとともに、兵庫県警察と連携し、セーフティープロジェクト——チャリプロも活用しながら、児童・生徒の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） 強化のほうをよろしく願いいたします。

命を守る観点からも、義務教育児童・生徒だけではなく、高校生のヘルメットの着用率が非常に低いというふうに聞いておりますので、その辺りにもしっかりと徹底していただきたいと思えます。

次に、安心して参加できるコベカツクラブに向けてです。

コベカツクラブではないクラブなんですけれども、教員が指導者として参加しておりますクラブで、教員指導者としての資質を疑うようなことが行われているという情報、御相談がありました。9月から本格的にコベカツがスタートしますが、私が聞いた事例と同様のことがコベカツクラブでも起こり得るのではないかと、今もあるかもしれません。ちょっと危惧しております。指導者の研修は受講を必須にしているとはいえ、指導者による不適切なことが横行すれば、子供たちの選択肢はむしろ狭まってしまいます。全国的にも注目されているコベカツも期待外れとなってしまうと思います。参加する生徒が不利益を被ることなく、気軽に参加できるための環境を確保してほしいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○下條教育委員会事務局部長 コベカツの指導者のその不適切な行為についてということでございますけれども、個別の事例をちょっと御紹介いただけなかったもので、ちょっと一般論的なことになって大変恐縮ですけれども、やはり生徒が安心して参加する環境というのは非常に大事なことで我々も思っております。

コベカツクラブの指導者の不適切な行為が疑われるような場合には、安心・安全ホットラインということで、生徒や保護者が連絡できる窓口もございます。こういったところに我々事案を把握した場合には、コベカツ指導者への聞き取りなども行った上で、指導をしていきたいと思っております。いずれにしても、コベカツクラブが疑念を抱かれるような行為がないように、しっかりと周知徹底をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（さとうまちこ） 本当は逆に、民間団体の方々には利益に直結してしまうことがありますので、そんなに心配——しっかりやっていただけるんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと昔ながらのやり方をされている教員の方々、一部まだいるんだなと私もびっくりしました。

こちらはやっぱり教員の指導というか、その生徒に対して本当に1人の人間なんだという気持ちで対応していただきたい。その辺りはしっかりやっていただきたいと思います。

また、これ聞きたいんですけども、教員と児童・生徒の個人間のLINEのやり取りとかはオーケーなんですか。

- 下條教育委員会事務局部長** 基本的なコベカツクラブの指導者と生徒・保護者への連絡については、コベカツクラブからの生徒・保護者への連絡というのは、そのコベカツサポートというところで、システムの中で掲示板機能を活用いただくものと考えてございます。

また、生徒の欠席の連絡とか、こういったものは保護者からコベカツクラブの指導者へ連絡する。これはLINEであるとか、そういったものを使うものと考えています。

先ほど御質問のあった、生徒とつながるのかどうかという点につきましては、例えば對外試合などで現地集合するような場合、こういった場合に、どうしてもやっぱり指導者と生徒が連絡を取り合う必要があるということであれば、保護者の同意を得た上で、連絡先を共有するといったことは想定されるものというふうに考えてございます。

- 委員（さとうまちこ）** 連絡先を共有するのにLINEはすごく便利だと思うんですけども、その場合に個人対個人ではなくて、グループ間で組むほうがトラブルも起きにくいのかと思いますが、その辺り、ちょっといかがでしょうか。

- 下條教育委員会事務局部長** いずれにしても、やっぱりコベカツクラブの指導者と生徒のつながり、この辺りがあらゆる参加者、保護者にとって疑念の抱かれることのないようにするべきだと思ってございます。そういった仕組みをコベカツクラブが取っていただくということは非常に重要なことだと思ってございますので、そういった点も含めて周知をしていきたいなというふうに考えてございます。

- 委員（さとうまちこ）** ありがとうございます。

次に、火災を踏まえた安全対策です。

東京都の小学校で火災が起きました。こちらもしっかり安全対策をしていたはずですが、もちろん。本市の学校において、防火管理者の選任率は100%となっているのでしょうか。また、防火管理者が異動などで交代した際の引き継ぎや研修はどのように実施され……

- 委員長（上畠寛弘）** 失礼、まだやってますね。（発言する者あり）

- 委員（さとうまちこ）** 学校施設の消火整備点検で、過去5年間に指摘事項はあったのでしょうか。また、その改善はどの程度完了しているのか、お聞きいたします。

- 委員長（上畠寛弘）** でしょうかと言うたから、質問が入ったかなと思ったんです。味口委員おっしゃいましたけど。

- 藤井教育委員会事務局副局長** まず1点目の防火管理者の件でございます。

選任率100%ということでございますが、学校の管理職におきましては、教頭に昇任したときに講習を受講するように促しております。これによりまして、各学校園におきまして、校長、教頭のいずれも防火管理者になれるような体制を取っているところでございます。ただし、現在のところ、1校、防火管理者の選任ができていないということを確認しておりまして、当該校につきましては、近々に管理職が防火管理講習を受ける予定であるということを確認しております。

なお、この学校におきます防火管理マニュアルにつきましては、前任者のほうで昨年度末に案をつくったものを確定させたものとして、防火・避難訓練であるとか、防火対策に取り組んでいるところでございます。

2つ目につきまして、引き継ぎとか研修の件でございます。

先ほども申し上げた学校に防災マニュアルというのがございまして、ここにも書かれておるようなことなんですが、避難器具であるとか、放送設備なんかの設備につきましては、新旧の担当者でもって現地を確認しながら、引き継ぎがしっかり行われているような状況でございます。

また、防火管理者のみならず、転入してこられる教員もおられますので、その教員も含めて、校内の防災に係る施設設備については、しっかり確認をするように機会を設けているところでございます。

○委員長（上畠寛弘） 答弁に補足があるみたいなので。

○都築教育委員会事務局部長 点検による指摘事項の件でございます。

消防署の視察による指摘事項は過去5年間はございません。学校施設の消防法に基づく自主点検で発見された不具合、主には消火器の取替えとか、誘導灯の点灯不良、こちらのほうは速やかに修繕対応しております。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） ちょっと待ってくださいね。今なったように、基本的に代表質問とかは一気に読み上げですけど、一問一答方式を委員会では取っているんです。そこで、さっきさとう委員が途中で切られたので、その部分部分で答弁者を指したわけですね。一気に質問を重ねて、一問一答じゃなくやると、藤井副局長になって、あっちへ今度また都築部長となりますから、基本的に一問一答ということを原則として質疑を、ちょっと先ほどから続いていますので、お願いいたします。一問一答ということで、本会議ではないので。

○委員（さとうまちこ） 防火管理者資格は2日間の講習で取れるということがあります。また机上だけの知識では足りないというふうに思っています。

今回の事件を見ても、防火に対する意識が定着しているのかというのが非常に疑問となりました。やっぱり異動して替わられて、点検するのが、冬が終わって、ちょうど今ぐらいの時期で、起きてしまったのかなというようなところはあります。その辺りの引き継ぎ、すごく難しいと思うんですけども、例えばテキストもマニュアルもあるんですが、例えば今、石油ストーブか、電気ストーブか、何かいろいろ置いてあるところ、そこに紙類とか置いていないのかなとか、マニュアルにあると思うんですけども、そういったことがどんどんどん複合的にタイミングが合ってしまって、あの事件に関しても、多分バックドラフトも起きてしまったのか、非常に火の回りが早いというふうに思いましたので、その辺りもしっかりと管理というのは、例えば石油をたらしてないのかなとか、ちゃんと台数を把握してて、それも教育委員会が把握しているとかいうふうなこともしっかりやっていただきたいと思います。

また、前の事件でありました、朝、出席している生徒の数、しっかり確認はされているでしょうか。されていると思うんですけども。

○田尾教育次長 おっしゃるとおり、出欠確認は必ず行っております。

○委員（さとうまちこ） 前の事件でもありましたが、その出席確認がちょっと甘かったところで、教員が気づかなかったとか、そういうことはあつては本当にいけないことと思っております。今回の黒煙の中で、出席をしっかり把握していないと、みんなが逃げたと、避難した。だけど、あの子来ていたかなとか、いや、人数足りているかどうか分からないとなると、そこからまた消防の方々の作業も非常に困難を極めるし、いないのに探しに行ったということもあり得ますので、その辺りもしっかり通達していただきたいと思います。

最後に1つだけ、教育委員会の教育委員会会議の非常に音響があまりよろしくないと思っています。ほかの自治体の教育委員会会議を見ても、クリアでしっかり聞こえるんですね。けど神戸市の教育委員会の会議の模様というのがすごく小さい声になったりして、すごく聞くのが大変なので、その辺りの改善をお願いします。これは要望です。

以上です。

○委員（味口としゆき） 先ほど上畠委員長が、代表質疑と違って、委員会では一問一答が原則だというような発言があったんですけど、僕はちょっと分かってないから聞くんだけど、違うんじゃないかなと思うんです。それは発言者というか、議員の自由で、例えば特別委員会でもざっと。

○委員長（上畠寛弘） やっていますね。

○委員（味口としゆき） やるところもあるし。

○委員長（上畠寛弘） だから別に本会議だけじゃないとは思いますが。委員会においては、じゃあ例えば10問でも20問でも読み上げてしまったら、これずっと続くわけで、分からなくなるわけですよ。委員の自由ということはないと思います。秩序整理権がありますので、後ほど議事録になったときに、それをちゃんと見たときに、市民の皆様が見たときに、その議論がちゃんと分かるようにならないとあきませんし、そのずっと続くのはよくないと思いますよ。

そういう方法で、さっきのことにしましては、なんですかというふうに、かで終わったんですよ。議事録起こしますか、速記録で。かで終わったから、私はもうやらなあかんのかなと思って、藤井副局長と指したわけなんです。一問一答のことだけじゃなくて、さっきのさとう委員がもうそれで質問が完了されたと思って、私は藤井さんを指したわけですよ。

○委員（味口としゆき） いや、僕、そのことはいいですわ……

○委員長（上畠寛弘） それはいいんですか。じゃあ、それだったら、もともとのその後のことにしましては、でもあえて答弁……

○委員（味口としゆき） 僕しゃべっているんだから、ちょっと本当に待ってくださいよ。

○委員長（上畠寛弘） 待ちますわ。

○委員（味口としゆき） その一問一答じゃなくても、それは議員の自由じゃないんですか。

○委員長（上畠寛弘） 議員の自由、一定のそらもちろん裁量というものはありますよ。ありますけれども。

○委員（味口としゆき） いや、だから一問一答が原則だと委員長が言われたから、それは決まっていることなのかどうか分からないから、私聞いているんです。事務局に聞いてもらえますか。

○委員長（上畠寛弘） 事務局に聞くって。

○委員（味口としゆき） 事務局は分かっているでしょう、委員会の運営というのは。

○委員長（上畠寛弘） 原則というもので、これ確かに明文化されているかどうかというよりも、一問一答で行っているじゃないですか、実際に。原則として行っているでしょう。一問一答していませんか、味口委員。

○委員（味口としゆき） 僕とずっとやり合うのかどうかは分からないけど。

○委員長（上畠寛弘） やり合ってもいいんです。だって味口委員がおっしゃられているので。動議なのか、何なのかは分かりませんが。（発言する者あり）

○委員（村野誠一） 先ほどのさとうさんの委員長の議事整理権というのは尊重します。だからたったさっきのことで、あれはフライングじゃないかということを私も言うつもりはないけれども、先ほどの味口議員がおっしゃっている一問一答か、一括質問かというのは、基本的には常任委員

会は、私は自由だというふうに認識しています。

ただ、委員長がおっしゃったように、10問ずっと一括質問されたら、確かに聞いているほう、議事録に残っているほうというのは分かりにくいから、そういうふうに質問されたほうがいいんじゃないかということを促したり、そういう整理については理解はできるけれども、しかし、よくベテランに限らないけれども、あえて特別委員会なんかでも一問一答ではなくて、一括でやらせてもらいますということでやる方もいらっしゃる。だから常任委員会は基本的には自由です。私はそういう認識です。だからその辺が間違っていたら、また指摘していただいたらいいと思うけれども、だから委員長のその議事の整理権というのはあるけれども、しかしそれによって、当局、それから議員がやっぱり闊達な議論、萎縮してしまって、闊達な議論が行われないというのは、やっぱり本来のこの常任委員会の在り方としては、自由とは言わないけれども、しかしやっぱり闊達な議論を委員長として促していく、そういう意味で議事を整理していただくということがやっぱり本旨だと思うので、その辺、だから委員長がいいとか悪いとかは言いませんけれども、ぜひそういう方向で、委員長も、我々議員も、当局も、萎縮することなく、しっかりと仕事をさせていただけたらなというふうには、これはあくまでも意見です。

○委員長（上畠寛弘） もうどんどん質疑をすればいいんです、もちろん。私、そんなんしちゃいけないなんて言うておりませんから。

さとうさん、まだやる。どうですか。まだ質疑されるんですかということです。質疑の続きなのか、どっちなのか。

○委員（さとうまちこ） 私もちっと分からないので、よく私もほかの方の質疑を聞いてて、もちろん私もそうですけれども、1問あります、2問ありますって、何々、何々でしょうか。また何々、何々ですかというのって、1つにしないほうがいいということですか。それはオーケーなんですか。いや、もうとにかく矢継ぎ早に。

○委員長（上畠寛弘） 基本的に一問一答……

○委員（村野誠一） 自然に、だからもう分かりやすく皆さんに誤解がないように、これは続けて言いますとか、一括でやりますとか、それは言わなければならないわけじゃないけど、言ったら、それは、ああ、この人は続けて言うんだなということが分かるし、そういうのは特にとして言ってもいいかも分からないし、ただし、言わなくて続けたからといって、それがいけないんだということには制度上なっていないということです。

○委員長（上畠寛弘） ごめんなさい、もうお昼に入っていますけども、これはあれですね。職員のちょっと今、事務局もおりますけども、まださとう委員、御質疑、この後も。

○委員（さとうまちこ） 終わります。

○委員長（上畠寛弘） 終わりましたか。じゃあ、この後にこの教育委員会の関係で質問されたい方はいらっしゃいますか。いらっしゃるの、ちょっと一旦休憩を入れたと思うんですが、皆さんよろしいですか。ちょっと職員の皆さんにも休憩をさせたいので。

というわけで、今、12時15分、13時15分まで休憩します。

（午後0時16分休憩）

（午後1時15分再開）

○委員長（上畠寛弘） それでは、教育こども委員会を再開します。

休憩前に引き続き、教育委員会の所管事項に関して質疑を続行したいと思いますので、御質疑

のある方は挙手をお願いします。

- 委員（平田 正） 私からは2点質問させていただきますので、まずは1つ目をお伺いさせていただきます。

当会派のながさわ議員からも相談が行っているかと思いますが、長田区の駒ヶ林中学校の野球部のボールが——ちょっとこれは敷地見てもらったら特徴的なんですけども——近隣の南西にあるお寺にボールが飛び込んできて、被害が出ているということで、対応が必要になっているということで、コベカツが始まった後のその物損補償の関係の取決めについて確認させていただきたいのと、利用者の安心につながる発信をどのようにされていくのかというところをちょっとお伺いさせていただきたいです。お願いします。

- 下條教育委員会事務局部長 活動時におけるそういった物損が起こった場合の補償につきましては、我々、コベカツクラブの指導者、あとはその生徒——参加者に傷害保険と、あとはその賠償責任保険、これがあるものに保険加入をいただくことをお願いしてございます。これは義務づけでございます。我々お勧めしているのが、推奨しているのがスポーツ安全保険ということでございまして、これにつきましては、先ほど御紹介のあったような、活動に起因するような物損があった場合の補償の対象ということになるというふうに考えてございます。

また、先ほど御紹介ありましたコベカツクラブが駒ヶ林中学校で活動するに当たっては、今のその部活動で起こっているような現状が起こらないように、学校ともよく連携をしながら、活動の在り方、その打つ方向であるとか、そういったことも含めて、調整が必要かなというふうに考えてございます。

- 委員（平田 正） ありがとうございます。利用者の安心につながる面で、最近になって、預け先の指導者の方の属性であるとか、プロフィールとか、そういうのを聞かれたりとか、実際にその保護者の方から、預けた後のことの心配事というか、そういうお声をよく聞くようになってきたというふうに感じています。ですので、現段階でその賠償責任の物損のところについての安心につながるような何か発信の工夫というのは、そんなのって何かおありですかね。

- 下條教育委員会事務局部長 それは周辺のそういった実際に被害に遭われた方に対して、コベカツであればといいますか、コベカツでの活動中のそういったものについて、補償がありますよというような発信をするべきではないかというような、そういった御指摘でございますか。（「利用者について」の声あり）

そういったことであれば、我々もその保険の加入については、これまでもいろんなツールを用いて発信してございますので、特にその周辺で御心配のことがあれば、こういったところを個別にも対応してまいりたいなというふうに考えてございます。

- 委員（平田 正） ありがとうございます。その安心につながる場所の発信については、十分過ぎるぐらいやっていただいても構わないんじゃないかなというふうに考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

もう1点ですが、5月の神戸新聞の記事で、ちょっと私、個人的に気になる記事がありました。神戸市立の高等学校の魅力向上プランをつくりますよというのが記事にありまして、私拝見させていただきましたら、市長のコメントで、とても何かわくわくするようなコメントがありましたんで、施設設備が飛躍的な充実を検討したり、機能的、デザインの面を含め、見違えるような市立高校を目指すというふうなコメントがありました。具体的にどのような取組で魅力向上に取り組まれるのか、お伺いできればというふうに考えております。御意見をお聞かせください。

○藤井教育委員会事務局副局長 報道等で御覧いただいておりますとおり、市立高校の魅力向上ということで、今年度取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。御覧いただいたかもしれませんが、5月に総合教育会議を開催いたしまして、そこでの議論を踏まえて、今後プランの策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

その観点として、その場でも議論になったんですが、カリキュラムを含めますソフト面、それから、そのソフト面を充実させるためにどんな施設が必要かということの有識者、それから当然通われる生徒さん、それから保護者の方々にも御意見をいただきながら、今後プランの策定をしまして、その策定したプランでもって、市長部局とも連携して、予算編成等を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（平田 正） 出願率の高さを御覧いただいたら分かると思いますけれども、神戸市立高校はやっぱり人気を博しておりますし、私、個人的に県立の高等学校で非常勤講師をやっておりますが、須磨翔風高校の取組なんかをちょっとうちでもできませんかねというふうなことを話したことがあるんですが、須磨翔風さんは総合コースがあるからできるんで、うちのちょっと商業高校ではなかなかやりにくいんですというふうなこともありました。言われました。非常にやっぱり希少性がとても高いコースを抱えていると思いますので、神戸市立高等学校の希少性の特異性を生かして、引き続き取り組んでいただきたいと要望させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（上原みなみ） コベカツの移動支援実証事業についてお伺いいたします。

対象中学校が大沢中学校と神出中学校と淡河中学校という3校とされていて、7月中旬以降の運行開始に向けて、事業者が選定されたところと聞いています。乗降者位置を見ますと、対象校ではない中学校の八多学園前が予定されています。これは対象校である大沢中学校や淡河中学校の生徒が八多学園のコベカツに通うことを想定しているとのことですが、毎回自分の通う中学校に送迎車が止まるのに乗れない八多学園の生徒感情を想像すると、やりたいことにきっと出会えるというコベカツの合い言葉に反する思いを抱きかねないと思いますが、御見解を伺います。

○下條教育委員会事務局部長 移動支援の関係でございますけれども、先ほど御紹介のありました対象としている学校、これをどういうふうにこの対象としている学校を決めているかといいますと、現在、在籍校にある部活動と比較して、選択できるコベカツクラブが少ないこと、また、公共交通機関が十分ではなくて、近隣校への日常的な移動が困難であるといったようなことで、今回はその3校を指定してございます。

御紹介いただいた八多学園につきましては、今ある部活動の種目、活動には登録をされてございまして、それにプラス別の活動もあるということで、活動数としては一定確保されているのかなということで考えてございます。

八多学園につきましては、恐らく近隣にもし行くとすると、その有馬、有野エリアになりますかね。有野中学校になろうかと思ってございますけれども、恐らくちょっと暗いというような不安があるかもしれませんが、自転車の移動というのは、恐らく20分程度で移動できるのではないかなというふうに考えてございます。

ただ、コベカツが始まって、その八多学園の子がどういった活動を選択するのか、また、どういった移動手段をされるのかということも十分に検証してまいりたいというふうに考えてござい

ます。

- 委員（上原みなみ） 移動支援についての対象校を選定するというので、2つの条件というのは存じているんですけども、八多学園は、もともと部活動が吹奏楽とバドミントンしかなかった。2つしかなかったんですね。それでコベカツで2つ増えたといっても、内容を見ますと、月に1～2回の活動が2つ増えているだけです。実質、これで増えていると思われているんじゃないかな。
- 下條教育委員会事務局部長 活動の頻度ということで、そういった御意見があるかと思います。その辺り、先ほども申しましたけども、子供たちが活動をどういうふうを選択するのか、それが例えば有野中学校に行きたいという声がどれだけあるのか、こういった移動をするのかということも含めて、よく検証してまいりたいというふうに考えてございます。
- 委員（上原みなみ） そもそもどういう声が出るかというのは、もうそもそもタクシー移動できない学校だと決まっていたら、やっぱり有野中学の部活動、コベカツを選択する、できないですよ。移動手段を検討しますということをおっしゃっていたら、まだ選択肢に上がると思いますけれども、移動できないのに、自分たちのところはタクシー利用できないのに、選択するなんて子がいると思いますか。
- 下條教育委員会事務局部長 これもすみません、繰り返しになりますけど、先ほどちょっと申し上げましたけども、やはり八多学園の子が近隣の学校でどこかを選ぶとなると、やっぱりその活動数が充実している有野中学校になろうかと思ってございます。この辺り、先ほども申しましたけども、自転車での移動ということはできるかなというふうには考えてございます。ただ、夜間でもありますとか、そういったところの不安はあるかと思いますが、基本的にはその移動も含めて検討いただきたいというふうに考えてございます。
- 委員（上原みなみ） 本当に自転車で一回走ってみてください。どれだけ暗くて、外灯が少なく、しかもその道を通ることで危険かということが分かっていますし、最長20分なんて、全然実態を分かってないと思いますよ。
- 下條教育委員会事務局部長 私もその八多学園から有野中学校に、夜間にアシストのない自転車で試走させていただきました。確かに北区の特徴として、坂を上らないといけないところもあったりとか、一方で、坂を上ると、今度は下りになったりとかということもあるので、自転車を押す場面もありますけれども、私、体力は衰えていますけど、私の中では移動ができるなというふうに思いました。
 ただ、先ほど先生おっしゃったように、その一部のエリアでは、その照明が暗かったりとか、歩道はきちんとございますけれども、草が繁茂してだったりとか、そういったところで、移動がしにくい場面というのはあると思いますので、そういったところは関係局との協議もあるかと思っておりますけれども、何か対策ができるのかとか、そういった子供たちがどういうふうなルートを通して移動して、そこがどういう状況かというのはしっかりと見極めてまいりたいというふうに考えています。
- 委員（上原みなみ） 多分分かっていらっしゃらないのか分からないんですが、八多学園と有野中学校間じゃないんですよね。有野中学校から自宅まで自転車で帰るんです。ですので、20分ではとても無理です。その辺りはどのようにお考えでしょうか。
- 下條教育委員会事務局部長 おっしゃるとおり、私が実際に試走したというのは有野中学校と八多学園間です。子供によっては、その八多学園の近くに住んでないという場合も想定されますの

で、その八多学園から自宅へのルート、その辺りはどういったことなのかということは、各御家庭でも御検証が必要かなと思いますけれども、基本的にはその移動も含めて御検討いただきたいというふうなことでございます。

○委員（上原みなみ） そのコベカツを選ぶということ自体に、御家庭で検証してください、検討してくださいというふうに言われると、やっぱり選択肢がめっちゃくちゃ狭まって、今までどおりの自校の八多学園でしか無理だなというふうに思ってしまうんですね。でも、コベカツの理想というか、理念というのは、やりたいことをできるだけ広げてあげようという、そういう理念だったはずなんです。そこからもうとても八多学園は切り離されてしまうということについてはどのようにお考えなんですか。

○下條教育委員会事務局部長 これ繰り返しになりますけれども、やはり活動を選択していただくために、やっぱり1つの学校だけではなくて、他校、拠点的に例えば有野中学校であったり、そういったところで、ある程度、一定の活動については拠点化をしていかないと、これからの活動は成り立っていかないというふうに考えてございますので、それをするに当たっては、やっぱり一定移動というようなものは、八多学園にかかわらずですけども、発生してくるものだというふうに思っております。そういった中で、やはり八多学園の皆様にも当たっても、その移動の観点も含めて、どういった活動を選択するのか、その辺りの御検討をお願いをしたいというふうに考えてございます。

○委員（上原みなみ） 今おっしゃっていることは、本当に八多学園はタクシーの支援がない。だから御家庭で送迎できるんだったら、有野中学校もどうぞというようなことしか言ってないんですね。ですので、私は八多学園の後期課程って30人弱しか、今、29人ですかね。たった30人ぐらいしかいないんですよ。その中で、八多学園の中学生のその30人ぐらいの中で、有野中学校のコベカツに通いたいというふうに希望する人って、本当10人いるか、いないかかもしれないと思うんです、想像すると。そんな少ない人数だったら、八多学園前にタクシーが止まるんですから、乗せてあげたらいいと思うんです。その選択肢を与えてあげた上で、コベカツを選んでくださいというふうに言ってあげるべきではないでしょうかね。

○下條教育委員会事務局部長 八多学園にかかわらず、他校、特に今、北区のお話をいただいておりますけれども、それ以外のエリアについても、自校での活動の登録は少ないけれども、やはり近隣に移動して活動に参加していただくという中学校というのはほかにもございます。この辺りは自転車での移動であるとか、公共交通機関——八多学園は公共交通機関の移動は難しいと思っていますけれども——そういったものも含めて御検討いただきたいというふうに考えてございます。

○委員（上原みなみ） 公共交通機関がないから言っているんです。ほかのところは、まだお金さえ出せば公共交通機関がある。でも、お金を出してもないというところ、移動手段がないんです。だから八多学園も含めてあげたら、希望すれば含めてあげたらいいんじゃないですかと申し上げているんですけど。

○下條教育委員会事務局部長 八多学園の生徒の希望も聞きながら、どういった対応ができるのかというのは検討していきたいと考えてございます。

○委員（上原みなみ） 希望する、希望を聞く際に、選択肢があるということを提示してあげていただきたいんです。提示しないと希望できないですから、違いますかね。

○下條教育委員会事務局部長 そういう点も含めて、どういった聞き方がいいのかも含めて、検討していきたいと考えてございます。

○委員（上原みなみ） 実際、どういう聞き方にされるか決定されたら、私に教えてください。たった30人しかいない八多学園の後期課程、中学生ですね。そのうち本当に数人であっても、希望する生徒が通えないというのはコベカツの理念に反しますので、乗降場所を追加変更することもなく、また乗車数がもう大幅に増えるわけでもない。数人増えるだけのことから、八多学園生徒への配慮も柔軟に対応していただけるように要望しておきます。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（吉田健吾） 私から2点で、2点に入る前に、ツムギノの話、浅井委員からもありましたけども、答弁を聞いていると、利用者目線が全然足りてないんじゃないかなって思います。サーバーのダウンも、2回目のサーバーダウンしたときだって、仕事に先に出ている保護者であっても、やっぱり出先からでも、子供、今日学校はあったかな、なかったかなと気になったり、そうしたこともすると、やっぱりアカウント分が全部入っても大丈夫かどうかぐらい、頑張って考えないといけないですし、電子申請と単純アンケートも混同されていますし、その辺りしっかりと皆さんも、もしお子さんが学校に行っているのであれば、ツムギノに入って、ユーザーとしての声を集めていただきたいなと思います。これはちょっと要望としています。

2点のうちの1点目、後援名義についてお尋ねしたいと思います。

後援名義のルールは、現在金融や投資関係というのは対象外となっています。その理由は、親向けの営業をするケースが散見されるからと聞いていますが、金融以外でも、塾やプログラミングや教材の営業につながるような内容もあり得ると思いますし、そのような事例を見聞きしたこともあります。そもそも営利を目的とした取組は、既に神戸市教育委員会後援事務取扱要綱で禁止されていますが、金融リテラシーを向上させていくためには、単純に金融や投資をカテゴリーで排除すべきではないと考えますが、御見解をお願いいたします。

○山出教育委員会事務局副局長 後援名義の承諾に当たりましては、その承諾の要件をおっしゃられた要綱を策定して、明示をしておるところでございます。これまで金融、投資をテーマに御申請いただいた件、過去の事例でございますけれども、その事例におきまして、子供向けの講座を実施される一方で、親向けの投資を誘発するような講座と一緒に併催するようなパターンが結構ございまして、この辺り、後援の趣旨にはなじまないような事例の割合が相当程度あったということも含めまして、令和7年1月に要綱を改正しまして、対象外として、今、運用をしているところでございます。

おっしゃられる、その金融関係、金融教育などにつきましては、もちろん教育委員会としても推進していくべき立場なんですけど、その辺りのちょっと運用の中で、後援名義、細かくまで把握できない部分、当日行われてしまうと、そういう内容が含まれていたとかいう部分もあったりとか、終わってから結構問題ではないかというような疑問視するような御意見をいただくこともございました。

金融教育につきまして、もちろん我々も、昨今の重要性は高まっていると考えておりますので、この辺りは逆に総合的な学習の時間でやる、もちろん進めていっているんですが、一方で、産官学の連携システムでコラボというのを昨年10月に立ち上げて進めております。こういう協力したいと言ってくれる事業者様がいらっしゃいましたら、こういったところに御登録いただいて、実際、そういった連携も事業も行わせていただいているところですので、そういうところで御協力いただくのはもう本当にありがたいと思ってございますが、なかなかちょっと後援で不適切なといえますか、後援すべきでない事例も生じたことから、今の取扱いをしてございます。

後援をした行事に関して、先ほども申し上げたように、参加された方から疑問視をする御意見をいただくこともあったりしながら、どこまでを認めて、どこまでを認めないかというのは、ちょっと一定課題があるなと我々も考えているところでございまして、今後もその後援による——神戸市教育委員会が後援したという、そのことによる社会的影響も十分考慮しながら、一方で、教育委員会としてどこまで承諾するべきかというところにつきまして、要は後援名義の在り方については検証してまいりたいと思います。

○委員（吉田健吾） 検証していくということですので、ぜひ冷静に見ていただいて、金融教育だろうが、プログラミングだろうが、何だろうが、神戸市が営業の片棒を担ぐというのはそもそもよくないことです。そうなのか、どうなのか、営業の片棒を担いでいるように思われるかどうか、そこ辺りが項目ではなくて、ポイントになってくると思いますので、ぜひよろしく願います。

もう1点、これは事業概要にも書いてある件ですけれども、教員の働き方改革についてです。

教員の働き方改革によって、先生がやってきたこととか、行事、例えば部活動の地域移行が進んでいくことであったりとか、スキー合宿のような校外学習が見直されたりというのが行われていっております。

事業概要でも、時間外在校等時間の削除という量の観点に加えて、教育全体の質の向上を目指した教員の働き方改革を推進していくというふうに記載されています。働き方改革で生み出した教員の余力を活用して、こういった取組を強化して、教育の質を向上させていくのか、具体的に分かりやすく保護者に伝わるような取組を行っていかねばならないと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○福本教育長 働き方改革は、御存じのように、本当に大きな課題やと思っております。先般全国で行われました教員採用試験の結果を見ていましても、本当に厳しい、本当にどこも厳しい状態で、幸い神戸市はまだ何とかという形のところではございます。そして、そのような社会情勢の大きな変化の中で働き方改革を進めていくわけですが、やはり大切なことについては、子供たちのため、保護者のためにという、そういうところを失ってはいけない。これはもう間違いのないことでございます。

外形的な部分で言いますと、やっぱり8時から5時、この時間の中で、いかに子供たちのために働けるかという、そういうふうなところに発想を転換していかなくてはならないと考えています。

これ簡単に私も本会議等でも言っておりますが、授業改善でありますとか、生徒指導の考え方の改善でありますとか、簡単ではないと思います。我々がもう本当に学校に住むかのような時間を過ごして、築き上げてきた教育文化が一方であって、そこから同じように保護者や子供たちに感謝されながら、どう転換していくか、そんな簡単ではないと思っています。今、我々としては授業改善であったり、生徒の指導の考え方であったりを変えようということで、本当に地道な形ですけれども取り組んでおります。私が教育長になった一番の大きな狙いというのは、実はそこにあるのかなと思うぐらいやっている、やっていこうと今しております。

具体的なことはというたら、簡単に言いますと、先生が基本的に目の前の子供や保護者に対して親切になる、本当に自分が一生懸命、それをなりわいとして努力できる、そういう環境を学校につくることだと思っております。

今、一方の観点で、やはりこれまで閉鎖されてきた学校、これをもう本当に明らかにしていく。

スケルトンという言い方はちょっと正しいかどうかは分かりませんが、本当に学校の常識は世間の非常識と言われたところを、きちっと学校の常識は社会の常識であると。そういうような形のものに変えていって、駄目なものは駄目、いいものはいい、学校だから無理をするとかではなくて、今そういう視点を大切にして、学校評価でありますとか、学校運営協議会なんかを活性化していって、常に保護者の方に見ていただく、社会の方に見ていただく、そして先生が今さっき言いましたが、8時から5時まで、本当に目の前の子供たちのために頑張ると、こういうことを考えております。働き方改革が、何かもう世間から、先生が楽をするとか、先生が手を抜くとか、そういうことが絶対に思われないように、神戸の教育を進めていきたいと、そのように考えます。

○委員（吉田健吾） ありがとうございます。本当に子供たちのため、そして保護者のため、この8時から17時という時間をしっかりとフルに使っていくというこの決意をおっしゃっていただいたのかなと思っております。

もう1つ伺いできればと思うことがあって、教育の質、質って何なのかなというのを、最近、自分で考えてもなかなか解が出ないなと。子供の成長ということを捉えたときに、教員は何をする人かということを考えれば、例えば認知能力と非認知能力を2つに大分したとして、ここに心血を注ぎますと。じゃあ質を上げるのであれば、認知能力を伸ばすためにどういったことがされるべきなのか。例えばそれは個別最適な学びというのがすごいキーワードでずっと出てきていますけれども、それをするのであれば、私たちの会派の大野議員なんかは、学習習熟度別クラスなんかを本会議でも提案もしてきましたし、こういったことをチャレンジしてみるべきだと私は質を高めるために必要だと思うし、非認知能力を伸ばすということを考えれば、例えば冒頭にも言いましたけれども、校外学習とかちょっと少なくなっているんじゃないかなと。私自身は山登りとか、手間がかかるやつはちょっと減っているんじゃないかな。それ以外のものはちゃんと続けられていると思いますけれども。あとは運動会も相当スリム化、これも何か取扱いで示されているから、もうこうなるんですということしかお答え、最近いただけないかなと思うんですけれども、それすらも疑っていかなければ、質を本当に向上させていくという教育委員会のスタンスというのは見てとれないんじゃないかなと思うんですけれども、今の話について、もう一声、御見解いただければと思います。

○福本教育長 非常に質というところの部分が大切やということは、御指摘いただいたとおりでございます。例えばですが、もう先ほど言われましたように、例えば運動会の話でありますとか、行事の話でありますとか、私たちはそれが働き方改革に逆行するからするなとかいうことの提示は全くしておりません。ただ、今、我々が特に学校現場に言っていますのは、それぞれ学校が違っていいよと言っています。これも大野議員からも指摘されて、私が学校現場でやっていたのに、なぜしないんだということよく怒られるんですけど、ある意味で言いますと、次の学習指導要領も、結構校長先生の裁量で、数学は週3時間しなければいけないとか、4時間しなければいけないところをうまく工夫して、時間を生み出せるということになっています。なので、例えば体育大会を2日間やって、とことんやって、形を持っていきたいというようなことがあれば、それはその学校の判断でやっていけるような、なので、もう1つ、先ほど私も言い忘れてしまったんですけど、教員だけじゃなくて、やはり管理職の質というか、管理職の考え方、そこに我々がたがをはめていくのではなくて、次の学習指導要領にもありますように、それぞれの地域や、それぞれの学校に合わせて、いろいろな工夫ができる。その中で、非認知能力といいますか、そういう今までで言いましたら、簡単に行事でやっていたようなこともどんどん新しいこと、そ

れぞれ学校の独自の中で取り入れていく。それを我々としてはバックアップしていきたいと、そのように考えています。

- 委員（吉田健吾） 非常に前向きなお話だったと思います。その前の答弁でも開かれた学校というお話も含めると、私自身、今、教育長とのお話の中では、子供を公立の学校に行かせていて、期待がこれから持てるんじゃないかなって思いましたけれども、これは私だけが持ってもしょうがないわけですから、学校によっても取扱いが変わってくるということであれば、それぞれがそれぞれの学校の地域特性であったりとか、今いるお子さんの状況から、何が一番いいのかということを実際に校長先生はじめ、熱心に考えていかなければならない時代になったと思いますので、そうしたことをもちろん号令を教育長がかけてくださっていると思いますけれども、いま一度、これを機会に強く押し出していただきまして、保護者が安心して、信頼した学校に子供を送り出せるような環境をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

- 委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

- 委員（村野誠一） 2点お伺いしますが、まず1点は、先ほどもあったんだけど、いじめの把握についてです。

いじめというのは普遍的な課題で、大人の社会でもあるし、嫌がらせも含めてね。ましてや、子供ですから、そういう意味では、あるんだろうなと思います。それをやったらいけないんだよということをしつかりと学んでいくということなんだろうと思う。そういった意味では、いじめはなくなってほしい。撲滅したいけれども、やっぱり出てくる。それを速やかに把握をして、収めていくということだろうと思うんですけども、先ほどのちょっと話を聞いていて、今いじめの把握の仕方——小学校、中学校のいじめの把握の仕方、今はすぐであるとか、もう1つ、ちょっと今、評判の悪い何でしたっけ、ツムギノとか、そういうデジタルのツールもある中で、1学年、毎年1回はそういったアンケートを取って、把握に努めているのかとか、先ほどあったように、そのアンケートを取るに当たっての、匿名で取っているのか、記名——名前をきちっと書いて取っているのか、その辺をちょっと改めてお伺いしたいと思います。

- 西川教育委員会事務局部長 いじめの把握についてでございますけども、委員おっしゃいますように、アンケートにつきましては記名式で取っております。やっぱり具体的な内容を速やかに把握したい。ちょっとでも早く対応したいということで、記名式で今現在行っているところです。

やはり書きにくい、何かアンケートには書きにくいけども、やっぱり思うことがあるという子供に関しては、先ほどの繰り返しになりますけども、タブレットからお困りごとポストに投稿できるような形で、児童・生徒の意見を吸い上げるような取組を行っております。

また、各学校におきましては、チャンスカウンセリングということで、担任あるいは学年の先生方が教室あるいは廊下をうろうろしながら、子供たちの様子を見ながら、ちょっと元気ない子にはそれぞれ声をかけたり、ちょっと別室へ呼んで様子を聞いてみたりという、そんな教員の動きの中で、いじめの早期発見に取り組んでおります。この先生方によるいじめ発見につきましては、やはり政令都市の中でも神戸市の先生が発見する率は一番高くなっておる状況でございます。

- 委員（村野誠一） 1年に1回なのか、何なのか、その回数がちょっと答弁いただけてなかったの。

- 西川教育委員会事務局部長 いじめアンケートですけども、年間3回、各学期に1回行ってございます。

○委員（村野誠一） 先ほどその政令市の中でもとか御答弁ありまして、とにかくよくやっただいているとは思いますが。そのアンケートが全てではありませんから、当然日々のその子供たちと先生との関係の中で、見つけていく芽を、積極的に見つけていくということなんだろうけど、先ほどもちょっとあったけれど、そのアンケートのときに、やはり私は匿名であるべきだというふうに思いますね。

例えば教育委員会、学校の先生の管理職でも、例えば必要なことを教育委員会に報告する、共有しなければならないときに、私が言ったと言わないでくださいと。私が言ったということを知られたくないですということで、そういうことをちゅうちょする方もいらっしゃる。

それから、例えばコベカツの関係なんかでも、何か教育委員会として疑義が生じたときにヒアリングをする。確かに私は知っていますけれども、私の口からは言えませんというような大人の方もいらっしゃる。だから何が言いたいかというと、大人でも、皆さん方の周りでも、やっぱり知ってはいるけれども、または自分の名前は出してほしくない、自分が言ったとは、そういうものがもし漏れたら、不利益があったらどうしようと。よく皆さんは分かると思いますね。

だから、ましてや子供ですから、だからそういうものは一切周りには知れることはないんだとか、これはもう先生だけしか共有しないんだとかいったって、世の中、今まで見てきても、どこかしら漏れて、それがうわさになって、それがまたいじめの発端になるというようなことがあったら、だからそういう意味では、教育委員会は速やかに個別の事例をというんだけれども、1回で全ての個別の事例を把握する必要性って私はないと思うんですね。まずやっぱり匿名で、その芽を見つければ。それが本当に事実かどうかということを探掘していったほうが私はいいんだろうと。そういう意味では、先ほど言った、できるだけその潜在的なもの、芽を見つけていくという意味では、やはり記名よりは匿名であるというほうが、何というのか、意見が出やすい。

確におっしゃっているように、別のところで自分が困ってたら、そういうものも匿名で書けるんで、だから何かしらの方法は取っています。それは分かるんだけれども、しかしいじめアンケートというものを最大限、効果的に把握するということであれば、無記名であるべきだというふうに思います。

これは過去に教育委員会だけではないですけれども、できるだけ幅広く把握したいということや神戸市が職員といろいろなところで行うときにも、やっぱり無記名でというのもやってきますから、そういった過去の何というのか、経験、事例から踏まえても、私は無記名であるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 ありがとうございます。この無記名で行うって形になったのが令和2年で、神戸市いじめ問題審議委員会の中で、さあどちらにするというときに、今、御説明させていただいたような事情があって、記名でということにさせていただきました。

また、いろんな御意見いただいておりますので、記名式にする、無記名式にする、あるいは併用で行うでありますとか、その辺りも含めて、いじめ問題審議委員会等に諮りまして、今後の方向性に向けて確認していきたいと思っております。

○委員（村野誠一） 先ほどもあったけど、だから書きたい人は書いたらいいので、せめて選択できるようにしていただきたいというふうに思いますね。

今日、このいじめについて、多少意見が違ったか同じだったかあれですけれども、議会からのいじめアンケートについては無記名または選択、そういった声が出ているということ、そうすべきだということが出ているということ踏まえていただいて、再度議論していただいて、また

何というのか、考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。これは要望です。

もう1点は、管理職、先ほど教育長からも管理職の質とか、先生方の何というのか、新規採用については何とかですけれどもということはあったけれども、ずっと私も去年も入ってて、この先生方の質の確保であるとか、そういうものが議論されてきました。特に校長先生、これ同じ制度の中で、やはり校長先生によって、先生方の士気、それから子供たちの生活、これは本当に大きく変わる。これはもう私もつぶさに見てきたし、それは恐らく教育長も同じ認識だろうと思います。

個別には具体的なことは言いたくないけれども、やはり校長先生の中には、何というのか、管理職として、本来教育委員会に報告をしなければならない重大事案が起きて、すぐに報告をしなければならないようなことを報告をしないで、隠蔽を疑われるような、そういうことを行う管理職、校長先生もいれば、例えば教頭というか、管理職でも、積極的にやはり教育委員会には報告しなければならないという、そういうきちとしたというか、当たり前の管理職もいる。校長もそうですね。だから本当にその校長先生によって、学校というのはもうがらっと変わるということを私は思っています。

そういう意味で、適材適所というか、しっかりと人事については、今まで以上に子供たちのことを考えて、それから教職員、先生方の士気が上がる、士気が下がらない、何でやねんと、何で彼が校長なんやというようなことがないような人事をやってもらいたいんだけど、そういう意味では、校長先生も、すばらしいという校長先生も当然いるし、これが大体校長先生の平均、基準ってなかなか難しいけれども、教育長も校長先生出身ですから、余人をもって代え難いぐらいな校長先生もいる。教頭とか、これからの先生方に教育をしてもらいたいとか、引っ張ってもらいたいとかね。

何が言いたいかというと、そういった校長先生、下からどんどんどん優秀な校長候補がまたいるんだったら、当然だけれども、定年退職をどんどんどんどんしていただいてもいいんです。しかし、やはり私が見ている限りでは、やっぱり優秀な校長にはぜひもっと活躍してもらいたい。校長として残ってもらいたい。後進の指導に当たってもらいたいと、こう思うわけですね。これを特例任用というやり方があるみたいだけれども、実際、この校長、優秀な校長をしっかりと残ってもらうという、そういうようなことをやっているか。今どういうふうに考えておられるのか。優秀だけれども、もうやはり制度だから退職していただいているのか。

この特例任用というのも一定の条件というのが、割と見ていると、どうしようもない、何というか、後ろ向きな理由が割と列挙されているというふうに思うんだけど——むしろごめんなさい、これ違っていれば、また指摘していただきたいけれども、今言ったように、余人をもって代え難いとか、やはりこの人はもっと校長に残ってもらってというような方々については、積極的にこの特例任用を使って、校長の職にとどまっていたくということをやっていくべきなんではないかなというふうに思うんですけど、現状どういうふうにされているのか、お伺いしたいと思います。

○福本教育長 まず管理職の質の話をいただきました。もうこれについては、我々は相当な労力をかけて管理職の評価はしております。ただ、我々から見えないときもあつたりもしますので、やはり今後の対策としては、360度評価といったような形で、職員からの意見も聞いて、先ほど吉田先生の答弁もしましたが、やっぱり管理職の能力というのは本当にこれから大切なので、現

場でいかに力を発揮できるのかということで、そういう評価を我々だけが——教育委員会から、上から見ているような形で評価するんじゃないくて、できるだけ多くの人たち、特にその下で働く先生方の意見を取り入れていきたいというふうに考えております。まずこれが1つ目であります。

それから、先ほど御意見いただきました定年延長なんですけど、これも2年前、私、着任して、私の強い意向もあって、そこから60歳を過ぎてもやる気があって、子供たちのためにということで、どんどんどんどん学校を改革していただいている先生に残っていただいていると。そういうような形で年々増えております、正直なところ。

その今言いましたように、視点は、何か校長会の役をしているから、偉い人とか、そういう意味ではなくて、現役の校長時代に本当に学校の実情にに応じて、子供たち、保護者のために頑張ってくれた形の方を、我々のその視点も含めてですけど、御本人の希望も聞きながら、定年延長して残して、今、数が増えている、そういうような状態でございます。

○委員（村野誠一）　じゃあ、積極的に今後もそういう優秀な校長先生——本人の意向は当然あります。もうやり切ったから退職したいという方もいらっしゃるかも知れないけれども、その特例任用でしっかりと御活躍をいただくということを積極的に今後も続けていくということなんだろうと思います。

その上で、これはなかなかまだ難しいのかも分からないけれども、今、その特例任用の場合は、だから校長が校長で、そのまま、また担っていただける場合も、7割の給与になるわけですね。これは市長部局もそうですけれども、国の制度の部分もありますけれども、ここを確かに市長部局と教育委員会、教育委員会の今の現状、教師のなかなか確保ができない、やはり優秀な校長先生にはぜひ残ってもらいたいという、そういう意味では、校長である限りは責任も担っていくわけですが、学校園のね、そういう意味で、その給与面で同じように7割がいいのか、何とか、何か神戸から独自の神戸方式というか、知恵を出して、国に申し入れていく。この教育の劣化にもつながるから、教職員の優秀な教師の確保・維持が難しいからということで、当然国にもこの辺の緩和ということを求めていくということも大事かも知れないけれども、何とか神戸として、この辺の何とか残ってくださいと。じゃあやりましょうかと言っていた校長先生に、報酬面では報いる。7割ではなくて、その辺、私はそういうことができないかと。やはりモチベーションもしっかりと持っていただいた上で、同じ責任を果たしていってもらおうということが大事なのかなと思うんですけど、その辺についてどのように考えておられるか、お伺いします。

○竹森教育委員会事務局長　現状、この特例任用の校長ですけれども、7割支給というような状態になってございまして、これ非常に私どもも心苦しく思っております。この制度ですけれども、先ほど議員も言われましたように、国の考え方が示されてございまして、それに沿った形で、私ども市長部局もそうですけれども、教育委員会もそれに倣った制度にしておるということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、これもやはり思いとしては、それだけ頑張っていたいでいる先生なので、もう少し私どもも報いたいという思いもございまして、少しどのようなことができるのかということは、私どものほうでも市長部局とも連携しながら、しっかり検討したいと思います。

○委員（村野誠一）　じゃあまあ、決算市会で、また代表質問か一般質問で取り上げさせていただきますから、そのときにはいい答弁をいただけるように、しっかりと検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（さとうまちこ） すみません。先ほどのいろんな質疑の中で、アンケートに関して、私たちは子供の気持ちを慮って、無記名でいいんじゃないかと、そのほうがいいんじゃないかということ提案しているわけなんですけれども、これ、子供たちに意見って聞いたことあるんですかね。これ、審議会でどっちがいいかというのは審議されているというようなお話は聞きましたけど、児童・生徒たちに、どっちがいいですかって聞いたことがありますか。

○西川教育委員会事務局部長 教員のほうから積極的に、書きなさいよというのは提示していくんですけれども、実際、児童・生徒の意見としては、今までは聞いたことはないと思います。

○委員（さとうまちこ） よく、子どもアドボカシーって言われるじゃないですか。ちゃんと子供たちの意見を聞きましようということを言う割には、そのあたり生かされていないなというふうに思うんですよ。

子供たちがどうしたいかって、何をどういうふうにしたほうがやりやすいのかというのは、やはり本人たちの意見も聞いてあげるべきだと思うので、今後ちょっと聞いていただけますでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 子供たちの意見も——モデル校にするかどうかはちょっとあれなんですけれども——子供たちの意見も聴きながら、審議会のほうでも諮りながら、方向性を決めていきたいと思います。

○委員（さとうまちこ） 子どもアドボカシー、しっかりと念頭に入れていただきたいと思います。

校長選任に関して、職員からの意見を聴いてということをおっしゃっていたと思うんですが、やはりこちらに関しても無記名のほうが、もしかしたら言いやすいし、広く意見が集まりやすいかなと思いますので、そのあたりも御検討ください。

もう1つだけ。最後に、校長の裁量で、全ての学校が同じでなくてもよいということを、今教育長がおっしゃっていたんですが、校長には異動があります。もちろん独裁であってははいけないし、やはり重要視されている対話というのをしっかりやっていって、学校ってみんなで考えて、職員の方とかも考えてつくっていくものだと思うんですけれども、このあたりに関しては、どういうふうになっていくんですかね。

この学校がこういうふうだからその性格を生かしていくのか、また、都度都度対話しながら、校長の——独裁とは言いませんけれども——裁量に任せるのか、どっちなのでしょう。

○福本教育長 私が独裁やったかもしれませんが、そういうことではなくて、校長がその都度その都度やっぱり新しいことを考えていくということは、いいことであれば残っていくと思うんです。今はもう、前例踏襲なんです。これは別に神戸に限ったことではないです。

ただ、これだけ子供たちが変わっているんだということと、今、先ほども必要なその非認知能力なんかを、その8時から5時の間で勝負するのであれば、今の授業の1時間目から6時間目の枠組みをただ単にやっても、これは無理ですよ。

だから目の前の子供たち、そのときの保護者の意向を考えながら、その校長が3年なり4年なりの任期の中でやれるかもしれないし、半分やって変わるかもしれないし。ただ、目の前の正解をちゃんと持っていたら、それは引き継いでいくだろうし、そういうような形で、別に校長だけが何か単独でやっていくと、そういうことではなくやっていきたいと、そのように思います。

○委員（さとうまちこ） いや、本当にちょっと希望が十分出てくるような、しかも校長になりた

いという方がもしかしたら増えるんじゃないかというような御答弁だったと思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○副委員長（萩原泰三） 私からは1点、通学路の安全確保について質問いたします。

通学路の安全確保は、児童・生徒が登下校時に交通事故に遭わないか、危険な箇所はないかなど、児童・生徒の事故やけがを未然に防ぐ目的があったり、不審者への対応や犯罪被害の防止、地域住民による見守り活動など、子供たちが安心して登下校できる環境を整えたりすることが重要な視点であります。

また、子供たちが日々通る通学路は、単に移動するための空間ではなく、社会との接点でもあります。そのため、子供たちの健全な成長という観点からは、身体的な安全だけではなく、心の安全や人権が守られる環境であることが求められると考えられます。

そこで、個別の学校についてお伺いしますが、中央区のこうべ小学校の学校区内には兵庫県庁があり、御案内のとおり、通学路である県庁前交差点にかかる歩道橋では、齋藤元彦知事の定例記者会見に合わせて抗議活動が行われ、1年以上が経過しています。

歩道橋近辺には、抗議をする人だけではなく齋藤知事を支持する人も、少数ではありますが集まっています。これらの抗議や支持の声を上げること自体は表現の自由の範疇であり、問題があるとは考えません。

しかしながら、この1～2か月前から、齋藤知事の支持を標榜する一部の人は、会見時の抗議活動などに合わせて、抗議をする人に向けて拡声機を用いて、外国人や障害者、また同和関係者に対する差別的な発言、ヘイトスピーチが行われており、これはゆゆしき事態であると感じております。

私は地元議員として、これまで何度も抗議活動の状況について現地で確認してきましたし、昨日は、抗議活動が始まる前から終わった後まで現場にいましたが、その間にも何度も繰り返されるヘイトスピーチを、この耳で確認しました。そして、ヘイトスピーチをする人物の前を通過して——これは多分中学校がテスト期間だと思うんですけど——中学生や小学生が下校をしていました。幸い、児童・生徒が前を通過するタイミングではヘイトスピーチは行われていませんでしたが、いつ子供たちが、ヘイトスピーチをする前を通過して下校してもおかしくない状態です。

県庁周辺でのヘイトスピーチ問題に関しては、6月の県議会の一般質問で取り上げられたり、知事の定例記者会見で、新聞社やテレビ局の記者から何度も質問が繰り返されています。ヘイトスピーチはそれ自体が許されるものではないのですが、特にこうべ小学校は地域柄、外国にルーツを持つ児童も多く在籍しています。このような子供たちに、県庁周辺で行われるヘイトスピーチを絶対に聞かせるわけにはいきません。

加えて、ここで行われている齋藤知事の支持を標榜する人物のヘイトスピーチは、委員会の場なので具体的な文言は言いませんけれども、齋藤頑張れ、ヘイトスピーチ、齋藤頑張れ、ヘイトスピーチと、知事の名前と一対——ペアになってヘイトスピーチが行われているため、子供たちにとっては知事は兵庫県のトップでありリーダー、つまり偉い人という認識があると考えられますので、知事の名前と一緒にしたヘイトスピーチは、正しいものと捉えかねられません。これは本当によくないことです。

このような通学路で行われるヘイトスピーチに対して、教育委員会としてどのように対処され

ているのでしょうか。お伺いいたします。

○竹森教育委員会事務局長 この知事会見の際の、デモへの対応でございます。

教育委員会としましては、これまでもこうべ小学校の児童の下校時の安全確保、これを第一に取り組んできております。具体的には、児童の下校と会見時間が重なる場合、県庁前交差点におきまして小学校の教員、これが2名から3名。それと教育委員会事務局からも職員1名が行きまして、県警の協力も得ながら、周辺での見守り・誘導を行っているところでございます。

議員御指摘の差別的発言でございます。昨日、私どもの職員も議員と一緒に、現地で確認したということも伺ってございます。教育委員会としましては、そのような発言を子供たちが耳にする可能性がある、そういった状況は望ましくないものと思っております。どのような対応ができるのかということにつきまして、人権問題を所管します福祉局と相談していきたいと考えてございます。

○副委員長（萩原泰三） ありがとうございます。

私も昨日、先ほど言いましたように現場へ行きまして、初めて、最初から最後までいました。子供たちが下校する時間に合わせて教育委員会の方が来られたりとか、校長先生、またPTAの方も見守っていただいていた、本当にありがたいんですけども、ただ、これは県庁周辺で起きていることなので、第一義的には県が対応すべき問題で、県と連携して対応していただきたいのですが、県、特にそのトップである齋藤知事の姿勢に疑問を感じております。

例えば、前述した県議会の一般質問で、自民党の伊藤傑県議も、県庁周辺でのヘイトスピーチに関する質疑がありました。伊藤傑県議の質問で、こういうふうなことをおっしゃっていたんですね。

「一番迷惑しているのは知事だと思う。だって名前出されて、その次にヘイトスピーチされて、それでプラスになること一つありませんから、知事が大切に思っている県民の皆さん、大切に思っている職員の皆さん、そして車の両輪とおっしゃっている議員もたくさん迷惑しています。知事が迷惑していると言えれば、済むと思うんです。知事迷惑していますよね、ご回答ください。」という質問に対して、齋藤知事は、詳細は承知していない、行政の長として個別案件の発言は控えますとの答弁で、議員の呼びかけに対して無反応でした。

また、記者会見では次のようなやり取りがありました。これは新聞社の記者の質問なんですけれども、齋藤知事の応援を自称する人々に対して、差別的な言動をするのは望ましくない、抗議するにしても差別じゃない言葉を選んでほしいというぐらいのメッセージを発する気はないです。かとの記者の質問に対して、齋藤知事は、同じく行政の長として、この個別案件の発言は差し控えますとの回答だったので、この記者は続けて、先週、知事はフリージャーナリストの方の発言について強く抗議されていましたが、そうであるならば、知事を応援する名目で他の人への差別発言が行われることについても、もっと明確に態度を示していいのではないかと、珍しく、知事が個別案件に具体の対応をしたことを引き合いに出して質問しました。

ここで出てくるフリージャーナリストの発言とは、2024年3月、齋藤知事に関する告発文書に対する齋藤知事や県の対応の中で、告発者が懲戒処分を受け、不服申立期間中にこの告発者が亡くなったんですけれども、その後行われた文書問題の百条委員会で懲戒処分を受けた告発者から直接相談を受けた職員の証言で、告発者は具体的に3つの理由を挙げて、懲戒処分に納得していなかったとの証言があるにもかかわらず、記者会見で齋藤知事は、亡くなった告発者が不服申立てや裁判をしなかったことをもって懲戒処分を受け入れたと、繰り返して発言したために、フリ

ジャーナリストが齋藤知事に対して、不規則発言で、死んだからできひんかったやろと、人の死を愚弄するな、人殺しやないか、おまえはという不規則発言に対して、齋藤知事は、発言を取り消さない限りこれ以上会見は続けられないと、すぐ強硬な抗議をしたことを指しているんですけども、知事の回答は、御指摘いただいた点は、この場において私が直接不適切な発言を受けたということですから、そこは適切ではないということで、私が発言を受けた当事者として述べさせていただいているということですねと、自分に向けられた個別の事案に関して即座に抗議をし、後日開催された記者会見でも言及するのに、それ以外の案件に関しては、詳細は承知していない、発言は控えると述べ、一貫して知らぬ存ぜぬ、我関せずとの態度を貫いていますけれども、こういった非常に——知事は一個人ではなく、県民全体のための県政を運営する立場にあるにもかかわらずこのような調子ですから、県に対策を求めてもなかなか難しいものではないかと思いますが、やはり、これは県と一緒にやっていくべきじゃないかなと思うんですけども、そういう考えはございますでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 県知事の発言等について、私どものほうでコメントするような立場にはないわけですが、いずれにしても、議員おっしゃった、このヘイトスピーチを子供たちが耳にする可能性がある状況、これは望ましくないと思ってございますので、先ほど申し上げましたように、どのような対応ができるのか、福祉局と相談していきたいと思ってございます。

○副委員長（萩原泰三） なかなか難しいと思いますけれども、県が対応が難しければ、法務省の人権擁護局などと連携して通学路の安全確保に努め、子供たちの人権意識や人格形成に悪影響を与えないように、子供たちが健やかに育つ環境をしっかりと対策していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○委員長（上畠寛弘） 他に御質疑ございませんか。

なければ、私から質疑いたしますので、副委員長と進行を交代させていただきます。ではお願いします。

○副委員長（萩原泰三） それでは、進行を委員長と交代いたします。

○委員長（上畠寛弘） 事前に何点かお伝えさせていただいておりますけれども、質疑させていただきますけれども、同志社国際における、辺野古に修学旅行で行って2名が死亡して、そのうち1名は本当に未来ある若者、高校生の方が亡くなりました。平和活動の名の下に、そういった内容が不適切なもの等がないかどうか、また、沖縄に対しても神戸市の学校においても、今、中学校16校、高校1校が平和学習ということで沖縄県に旅行していて、実際、平和学習を取り入れているという実態がございます。

この神戸市における平和学習の内容というのは、そういった反基地活動家との接触とか、そういったものはないのか。また、過去の戦争の悲惨な、そういった歴史を実体験とか、また資料として伺うことは大事なところであるというふうな理解はいたしますけれども、一方で、こういった現在進行形で賛否があって、政治的なそういった主張もある中で、そのどちらかに加担するかのようなことであれば、それは公教育としてはいかがなものかと思いますが、神戸市におけるそういった沖縄県における平和学習を行っている学校が、中学校16校・高校1校の中ではどういうふうな内容になっているのか、そのあたりのきちんと内容は確認できているのか、そのあたりも含めて御答弁ください。

○田尾教育次長 中学校・高等学校の沖縄への修学旅行の平和学習のことについてでございます。

委員長御指摘のとおり、昨年度、中学校16校・高校1校のほうで、沖縄県のほうに行かせてい

いただきました。そもそも、全ての修学旅行の日程、それから内容、行った先でどのような活動をしてくるのかというようなことは、事務局のほうで計画書を回収しておりまして、確認をしております。そういった中で、そういった政治的な活動に接触をするというようなことについては、これまでも、それから昨年度も今年度も、一切行われてはおりません。

平和学習の内容といたしましては、過去にあった事実、沖縄の戦争の悲惨さ、そういったことについて知るといったような内容になっております。

以上です。

- 委員長（上畠寛弘） ぜひ、そういったところの担保はしっかりしていただきたいと思います。史実に基づいたもの、そういったことはしっかりやっていただきたいと。

植中議員が一般質問においても取り上げていただきましたけど、パラオのペリリュー島における旧日本軍と、また米軍のその戦いの中身とか、やっぱり実際に私自身も見せていただいて、やっぱり戦争の悲惨さということ、これを学ぶことは大変大事なところであるというふうに思いますので、そこはやっぱりきちんと、それぞれの内容についてごちゃ混ぜにして、もう平和というふうに名前がつけば、もう全てが何か正しいとかそういった大義名分ではなく、きっちりそこは、受ける側はやっぱりまだ生徒であり、未成年でもございますし、またそこでの判断というものもありますから、そこが一方的な押しつけとかにならないように、きっちりそういった担保はお願いしたいなというふうに思っておりますので、そこは引き続きやっていただきたいと思います。

もう1個、これは地元の保護者の方からも連絡があったんですけども、昨年も赤い羽根募金のそういったのを集めるから、学校で集金袋というか募金袋みたいな、そういったものも配ったり、集めますみたいなこと——集めますとは言っていないけれども、学校内でそういった、配っている活動があると。

別にそれは自由ですよ。自由だけれども、ある意味の心理的な強制であったりとか同調圧力みたいな、募金して当たり前やんみたいな、そんな空気も出ていないかと。そもそもその赤い羽根募金の使い方、最近ちょっと1億とか、どこかで、北海道のほうでも横領事件とかもあったりして、こんなんでもうなんやみたいなこともあったりして、学校内でそもそもする必要あるのかと。

職員の負担軽減というなら、そういう意味のないものを配ること自体もやめてもええと思いますが、そのあたりのその同調圧力等、そういったところはやっぱり排除されるべきやと思いますが、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

- 田中教育委員会事務局部長 現状、学校園で社会福祉協議会からの依頼があつて、組み立てれば袋になるようなものを学校で配布したりとか、それから自由に持って帰れるようにしたりというような形で配っているようなことはございます。

そして回収については、募金箱を校内に設置したりとか、委員会や生徒会活動で集めたりというようなことは現実あるんですけども、決して強制はしておりません。ですが、議員御指摘のように、みんな配られて、配られたらそれを明日持ってこなあかんの違うかなというような同調圧力に感じたり、強制であるように感じたりしないように配慮して取り扱うことを、改めて学校園には周知していきたいと思っております。

- 委員長（上畠寛弘） 今、お金の箱を集めるってことですけど、またこれを集めて、社協なりに提出とか、お持ちするんですね。この、お金を取り扱って、しかも人様から預かった募金を預かって、学校からまたその社協にという、これ自体どうなんですか。

学校の給食だって、それは給食費だってもう無償化されますけど、そんなもん、いかなものかとか、別に会計の問題にも関わってくるわけですよ。人様のお金をそれを預けて、別に渡すということ自体の負担もあると思うんですね。

このあたりのところも考えたときに、果たして適切なものかどうかというところの検討は必要だと思いますし、やっぱり同調圧力を排除するという意味では、わざわざそれを学校内で配らせて負担をかけることはないと思いますが、いかがでしょうか。

○**田中教育委員会事務局部長** 例えば今年、この後どうするかというふうに即答はできませんけれども、議員おっしゃるように、教員の働き方云々と言っているさなかに、そのこと自体どうなのかという御指摘については、改めてこちらでまた検討もしますし、福祉協議会ともお話をします。

私たち、募金を集めたら、もう本当にそのまま福祉の方が取りに来られて、お預けしてというようなことですので、極力手間がかかっていないというふうに思っているところもあるんですけども、でも一様にそういうお金を扱うことについてはどうなんだということについては、検討してまいりたいと思います。

○**委員長（上島寛弘）** ぜひお願いします。何ぼ預かったかも分からないまま、袋のままでまた渡すと、預かった側も何ぼ入っているか分からんけど、確認して初めてどうなるかって、その間で何かあっても分からないわけですよ。これ、お金の扱い方としても大事やと思いますし、教育こども委員会の委員長って、宛て職で評議員の立場でもありますから、社協の。社協の評議委員からちょっと問題提起はしたいと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

もう1点、外国人児童・生徒における現場の負荷の問題というのが、一般質問でも取り上げられておりました。やっぱり、これはブリスベンとかハンブルクにおいても、移民の——日本は体裁上は移民を取り入れていないと言っていますが、明らかに実体は移民のような形で外国人の方が増えていて、当然ながら帯同する家族が増えていると。それで子供も増えている中で、ブリスベンとかドイツのハンブルクでは、やっぱり一定のその地域の英語・ドイツ語というのを話してから、現場の学校に入るわけですね。

とはいえ日本においては、実際、どんどん外国人が増えているけれども、それを国が認めていないものですから、増えているけれども、現場にしわ寄せが全部来ているわけですよ。結果として、これは外国人児童にとっても日本人児童にとっても、不幸なことになっていると。

外国人児童がそれで、実際に、リソースとしては日本語も分からない子もいる中でサポートを皆さんされていますけれども、担任の先生方のやっぱり負担もかなりかかってきて、結果として日本人児童に割く時間も減ってくる。

そういったことを考えたときに、これ実際問題として、現場の負荷と日本人児童・生徒への影響について、これ、教育委員会としてどのように対策を取られているのか。これはやはり法務省とか文部科学省においても、しっかりこのあたりで、日本人児童に結果的に悪影響を及ぼしてしまったり、リソースが割けなくなっているという事態はよくないと思いますが、この点についての対策等についてはどういうふうに考えているか教えてください。

○**竹森教育委員会事務局長** 議員御指摘の、この外国人児童・生徒への支援の関係です。

この分野の国の取組、議員おっしゃったように、私どもも非常に遅れていると思ってございます。近年、支援が必要な外国人児童・生徒が増加傾向、神戸市でも増えてきてございまして、やはり、来日したこの児童・生徒が速やかに学校現場になじめるように、まず、支援することが重要と私どもも考えてございます。

神戸市では、これ、もう国に先駆けて、新たに来日した児童・生徒が、まず最低限必要な日本語表現を学ぶ場ということで、初期日本語指導教室——日本語ひろばと申し上げておりますけれども——これを令和6年度から新たに設置してございます。拠点に集まってもらって、まず、集中的なサポートをしようという考え方です。

ここで11日間学ぶわけですが、その後、学校に帰った後もオンラインでの教室を続けたり、それから日本語指導員による訪問指導を継続するというので、学校現場の負担にも配慮した支援を行っているところでございます。ただ、今後もますますやはり増える傾向が見込まれますので、やはりこの学校における教育活動を全体として充実させていくためには、この施策、さらに充実が必要と考えてございます。

そういうことで、国に対しても財政支援を要望してきておるところでございますけれども、ようやく文部科学省においても検討が進んできたところでございまして、先日、新聞の記事にも出てございましたけれども、この私どもが申し上げておる初期日本語指導教室——国のほうではプレクラスという表現がされてございますけれども——これの全国展開に向けた取組を今後推進していくということが、ようやく示されたところでございます。

いずれにしても、私どもとしましては、学校現場において円滑に教育活動が展開されますよう、国とも協議しながら、必要な支援の充実に努めていきたいと考えてございます。

○委員長（上島寛弘） ぜひ、もう同時進行じゃなく、やっぱりしっかり学べるようになってからで、不足なく——その通常における小学校の教育、中学校の教育、それぞれありますけど、受けたときに、日本語での、当然ながら指導になるわけですから、それが受けられるようにすべきであるからこそ、そういった取組をしているけれども、結果的に自治体が責任を取っているわけですね。

国からお金を取るというのは当然のことだとは思いますが、それでやっぱり教育現場に負荷がかかって、結果として日本人児童・生徒に対しても手を割けなくなってくるというのは、これはもう本末転倒でもありますから、このあたりはちょっと、しっかりやってもらいたいところありますし、やっぱり日本人の親御さんからの御相談、実際増えています。中国の方からでしたけれども、そういったことも複数受けておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、次がちょっと、先ほど副委員長も質疑されていましたが、これ、私も特別委員会等でも、この反齋藤デモにおけるこうべ小学校の下校における問題ですね。これで県庁には、その記者会見の時間をずらさせたんですよ。勝手に叫ぶのは結構ですけども、それがやっぱり声かけ事案につながっていたり、本当に授業中もうるさいというのは、結構聞こえているということもありました。

内容に対してはどうでもいいですけども、その音量に関しての規制であったりとか、そういったものもできないのかということも、これはやはり環境局とも討議しているところではありますけれども、やはりこの点について、声かけ事案ですね。

声かけ事案で言うと、前に声かけ事案したのは、反齋藤側の方でございました。一方で、またユーチューバーで、これは反齋藤に対しても批判的なことを言いながらも、ユーチューバーで、何か児童・生徒にインタビューしている動画が上がっているんですよ。それは顔は映っていないんですけど、声で大体分かるんですよ。

ですから、私も思想とかそんな表現も、それはどちらも自由にやっとならなければいけないけれども、子供

に対して、もう迷惑をかけてほしくないし、関わってほしくないんですよ、いずれも。だって親の見ていない場ですから。

だから、そういったことのそのユーチューバーからの声かけ事案ということについては、ちょっと生田警察のほうにも共有していただいて、これ、本来であれば声かけ事案って、すぐ、さっと、即時に保護者にも連絡が来るじゃないですか。そういった動画も実際にユーチューブ上にも蔓延しておりますから、声でも上がったとしたら、それはもうデジタルタトゥーにもなりかねないところですので、このあたりの対策をしっかりとやっていただきたいと思いますし、齋藤知事に対して、齋藤知事の姿勢は——私は別に親齋藤でも何でもありません——ただ、その齋藤知事は人殺しやということを、それを歩道橋のデモ活動者とかも、ギャーギャー叫んでいたわけですよ。

やっぱりそういった内容についても、これも同じく聞かせるべきことではないから、記者会見の場所自体もずらしてもらいたいし、今後も県庁は県の広聴課、知事の補助機関やねんから、六甲山の上ででもやったらいいんですよ、迷惑がかからないところで。そう思いますけれども、このあたりの対策について、声かけ事案も含めてしっかりとやっていただきたいと思いますし、いかがでしょうか。

○**竹森教育委員会事務局長** この件につきましては、もう議員おっしゃるとおりでございます、私どもとしましては、引き続き子供たちへの声かけのないようにというのも含めまして、安全確保、見守りをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、県のほうからの情報ですけれども、この7月、8月のうちに、その記者会見の場所が変更になるというような情報も聞いてございますので、そのあたりも含めてしっかり確認をしていきたいと思っておりますし、引き続き子供たちが安全に登校できますよう、教育委員会としてもしっかり努力していきたいと考えてございます。

○**委員長（上畠寛弘）** 本当に、記者クラブと県の、あれは共催でやっているわけですよ、記者会見って。本当に、もう記者クラブも含めて迷惑千万で、もう本当にあんなことをしてもらいたくないので、結果的にもそこはしっかりと、学校に迷惑をかけるな、地域住民に迷惑をかけるなということは、やっていただきたいなというふうに思います。

最後、東灘区の中学校においてですけれども、定期テストが、3年前と同じような内容が出たそうなんですね。これは塾に行っている人はテストの内容を手に入れているから、結果として全部対策ができていたと。でも、塾に行っていない子は手に入れてなかったと。当然ながら、それは偶然かもしれませんが、また使い回しているのかもしれませんが、このあたりって何か、塾やから有利じゃないかみたいな、そういう御不満の声が届いたわけですね。

基本的に教材って、これは前、私、西区の中学校でやりましたけれども、公民教育だって、これは教員が公務中に作った文書は公文書で、情報公開請求したら教材だって取れるから、例えば塾業者がテストで、では、この中学校で過去3年分の定期テストの内容といたら、公文書にもなりかねないわけですよ。

対策をやろうと思ったらみんななるけれども、やっぱりそういったこともやられないように、持っているからこそそれで有利・不利になるということもあって、保護者の方からも御不満の声があったので、このあたりのちょっと対策・傾向も、そのまま使うということじゃなくやっぱり考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**田尾教育次長** 今御指摘いただいたことは、もう本当におっしゃるとおりでございます。過去に

つくった試験問題というのは学校のほうでも保管をしております、そういったものについては一切、同じような問題、傾向、そういったことが繰り返されることのないようにということは、我々のほうからも、これまでも再三通知をしております。今いただいた御意見、改めて中学校のほうにも連絡をして徹底させるようにいたします。

○委員長（上畠寛弘） 以上です。

○副委員長（萩原泰三） それでは、進行を委員長に交代いたします。

○委員（村野誠一） ちょっと先ほどの齋藤知事——齋藤知事というよりも、通学路のある種のそういう安全対策ね。私はあまりこれについて平場で発言したことはないんだけど、当然、関心は持っているんですね。熟知しているわけではないけれども、いろいろと議会でいろんな意見があるのも認識しています。その上で、これはあくまでも私の感想なんだけれども、やはりもうちょっと行政が積極的に、何ていうのかな、きちっと対応すべきだろうなというふうに思っているんですね。

今の話も聞いていて、最終的に、じゃあ兵庫県が記者会見の場所を移して、それでいいのかということなんですね。表現の自由というのが常に言われるんだけど、これ、皆さんがそれを必ずしもどんびしゃで答える立場にあるかどうか分からないけれども、表現の自由というのは当然、確保されるべきだけれども、しかしその場所、それから時間というのは、一定、限定されても許されるというふうに私は思っているんですね。

過去に須磨海岸で、やはり須磨海岸が大荒れだった頃があります。私もそれで、当時は海の家がクラブ営業みたいなことをばんばんやっていて、入れ墨の人たちがもうとにかく、ばっこする。それで子供たちに対して、学校も地元の保護者も、夏休みに須磨海岸に行ったら駄目ですよというような時代があった。

それで当時、私も委員長だったのもありますけれども——当時は岡口さんが局長だったかな、それで須磨海岸を守り育てる条例の中で、この入れ墨の規制というものの議論して、最終的には条例の改正をして、入れ墨の規制をしたんです。そのときに、表現の自由というものと、やはりぶつかったわけですね。しかし、確かに入れ墨を入れることは自由だと。表現することも自由だけれども、しかし場所というものがあるでしょうと。ここではその表現をしてもらっては困るというね。時間もそうです。

だからそういう意味で、じゃあ同じことを、例えば今齋藤知事に関連して、その歩道橋なんですかね。だからそこが、歩道橋というのは、基本的にまず建設局の道路管理者というのが——道路管理者というか歩道橋を管理する部署というのがあるわけですから、やはりそこも限定されているわけです。だから本気でね、いわゆるその場所、通学路、それから時間ね。夜間なのか昼間なのか。

それと表現の自由といっても、基本的には表現の自由はあるけれども、そこでその表現の自由をする必要性があるのかと——合理的な必要性があるのかというふうに考えたときに、やはり本気になれば、私は、極めて限定的ではあるけれども、規制がかけられると思っているんですね。

それを、やっぱりどこがするのかと。兵庫県がするのもひとつかも知れないけれども、今、場所で行くと、基本的には神戸市の所管なんです。だから、そこを教育委員会——やはり議会でも基本的には、その影響を一番考えるときに子供の影響を考えるわけですから、やはりそういう意味では教育委員会が積極的に関連部署等に働きかけて、いわゆる、その表現の自由ではあるけれども、それを限定的にきちっと規制ができないのかと、限定できないのかと。これは、だか

ら条例化になりますよね。

それも例えば、じゃあ全会一致、議会で、例えば当局側からこれを規制したいと、条例をつくった上で規制をしたいということになったときに、多数決で1票でも多くてそれを規制するということを議会で承認するのか、それとも4分の3にするのかとか、全会一致の場合——だからいろんな意味で、極めて限定的ではあるけれども、やはりこれは市民の総意として、ここでそういった表現をすることに関しては駄目だと言うことができないのか。

これも、どう考えてもそれは議会の議決があったってできませんということであれば、もうどうしようもない。憲法の改正であるとか、それは法律の改正をする必要があるのかも分かりませんが、ちょっとその辺も考えていただきたいというふうに思っているんです。

やはり現行の制度で、記者会見の場所を逃げていく、変えていくという対応。これはやっぱり増長します、要は、やる側からしても。だから、ちょっとそこについて、もうちょっと積極的に検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 私も議員と同じ思いではあります。

この場所のお話がありました。歩道橋の上を占拠するのであれば、それは問題ではということ。これはもう本当に、会場でこういうことが問題になったとき、当初からその話がありました、そのあたりから、市長部局とも連携しながら働きかけを行っていったんですけれども、占拠にまでは至っていないと、ちゃんと通れるところはあるということが確認された上で、そこで何か排除するのは難しいというやり取りがあったと、私、記憶してございます。

いずれにしても、ちょっと私も教育委員会だけで、なかなか取り組めることには限りがありますけれども、この状態が望ましいとは決して思ってございませんので、市長部局ともしっかり連携しながら、どのような対応ができるのか、しっかり相談していきたいと思ってございます。

○委員（村野誠一） 先ほどちょっと入れ墨のことを申し上げたけれども、入れ墨を露出して、あれは最終的には大きさみたいな部分になったんですよね。もう、背中に全彫りしている者については、やっぱり見る人間がね。

だからこれも主観があるんですよ。背中いっぱい彫り物をしている者を見たって怖くないと思う人もいるでしょうと言われたら、そうかも分からないけれども、しかし一般的には子供も含めて、高齢者も含めて、そういう人がそこをばっこしていると、やはり怖いと思うというね。一般論で、立てつけでいったわけですが。

だから、じゃあこれぐらいの小さいタトゥーだったらどうなのかということで、そのときに何掛ける何ぼと——あれは厳格にそれをチェックしようとする、それが何センチ掛ける何センチですかということを測っていかないといけないところもあるんだけど、最終的にはタオルをかけていただく。

だから要は、この海水浴期間において、この場所についてはやはり露出というものは、条例上やめてくださいということでやっているんだけれども。その歩道橋のことについても、よく言われる、その通行の妨げになっているか、なっていないかという、法に抵触するかとかではないんです。

今言ったように、これね、子供たちとか歩行者とか一般の通行人が、先ほどあったけれども、何を言っているかは別として、そこで騒いでいることをどう感じるかなんです。それで、それを不快と思う、または怖いと思う、何を言っているか分からないけれども、すごく不快だと、怖い

とね。これについてどうしていくのかということと考えたらいいのかなというふうに思うんです。

だからそういう意味で、そこで表現の——だからこの歩道橋で表現の自由——だから、我々も選挙のときもそうですけれども、たくさんの方々に聞いていただくということを目的として、その場所で自分たちの政治的な主張をするということは許されるわけですから、この場所で何かを主張していることに、本当に合理的な説明がつくのかというようなこと。

それと、今言ったように通学路ですから、それは、やっている本人は知事のところに聞こえるようにという形をやっているのかも分かりませんが、今言ったように通学路であること、それから歩道橋という公的な、いわゆるその道路上、歩道上、いわゆる構造物の上であるということ。

だから、これは民間の敷地ではありません。公が管理している場所ですから、そういう意味で、繰り返しになりますけれども、その通行の妨げ云々というよりも、通る人がどう感じるかという、どういう、何ていうのかな、思い——そういう影響を与えているかということ。入れ墨が見る人に対してどういう影響を与えるかということで規制をかけたわけですから、そういう意味で、ちょっとそういう観点で、関連部局と考えていただきたい。

こんなもの、いつまで続けているのかなというふうに私は思いますね、本当に。よろしくお願いします。もう1度、何か御答弁いただけたらと思います。

○**竹森教育委員会事務局長** 繰り返しになりますが、関連部局としっかり連携して、対応を検討していきたいと思います。

○**委員長（上畠寛弘）** では、他に御質疑がなければ、教育委員会の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、次のこども家庭局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

（午後2時40分休憩）

（午後2時50分再開）

（こども家庭局）

○**委員長（上畠寛弘）** ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

これより、こども家庭局関係の審査を行います。

それでは、事業概要並びに報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**丸山こども家庭局長** こども家庭局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、令和8年度事業概要及び報告1件につきまして一括して御説明申し上げますので、初めに、事業概要の1ページを御覧ください。

1. こども家庭局の概要のうち、2. 局の職員数は、令和8年4月20日時点で1,443人です。

3. 令和8年度予算の概要について、100万円未満を省略して御説明申し上げます。

（1）一般会計につきまして、歳入予算は合計915億8,000万円を、歳出予算は合計1,527億2,500万円をそれぞれ計上しております。

次に、（2）特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）につきまして、歳入予算・歳出予算ともに1億8,500万円を計上しております。

2 ページに移りまして、Ⅱ組織と事務分掌を掲載しておりますので、詳細は後ほど御覧ください。

3 ページに移りまして、Ⅲ．令和8年度主要事業ですが、新規・拡充事業を中心に御説明申し上げます。

1．ライフステージに応じた切れ目のない支援といたしまして、1 見守り支援・親と子の健康確保増進、(1) 5 歳児健康診査として、子供の成長・発達の課題を早期に発見し、就学に向けての適切な支援につなげるため、令和8年度下半期から5歳に到達した幼児を対象に、健康診査を試行実施します。

また、(3) 妊産婦健康診査費用助成として、助成の上限回数を14回から16回へ拡充し、上限金額についても12万円から13万6,000円へ増額するほか、(5) 産後ケア事業として、生後4か月以降の子供を受け入れる施設、夜間の受入れ体制を強化している施設への加算を新設します。

2 教育・保育の提供体制、(1) 保育人材確保・定着支援として、①保育士確保策「6つのいいね」の対象拡充では、「6つのいいね」事業について、令和8年度より、児童養護施設等に勤務する保育士にも対象を拡充します。

4 ページに移りまして、⑧保育士等の処遇改善を引き続き行い、⑨中堅保育士（ミドルリーダー）の活躍支援では、保育の質向上のため、中堅保育士を中心に実施する公開保育等の学び合いの取組などを支援します。

⑩潜在保育士・幼稚園教諭等とのマッチング支援では、市内養成校に通う学生が有償ボランティアの情報を入手・登録できるマッチング業務を新たに実施します。

また、(3) 民間園における1歳児受入れ枠拡大促進事業として、1歳児クラスの定員を拡大する保育所等に対する補助制度を新設し、(4) こども誰でも通園制度として、施設への給付費や実施施設の拡充等を行います。

5 ページに移りまして、(5) 病児保育事業では、兵庫区での新設により、令和8年度から全区で実施し、また、統一の予約システムの導入により、利用者の利便性向上と施設の負担軽減を図ります。

3 放課後こども対策の推進では、(1) 学童保育ニーズ等に対する受入れ体制について、利用者数増加に対応するため施設整備を行うとともに、本のひろば実施施設数を拡充するほか、(2) 夏休み限定の学童保育事業、(3) スポーツ体験事業についても実施施設数を拡充し、(4) 学童保育職員等の処遇改善も行います。

4 子育て世帯の経済的負担の軽減では、(1) 高校生等通学定期券補助として、市内高校等に通学する場合は全額、市外高校等に通学する場合は半額の補助を継続し、公共交通機関の通学が著しく困難な中学校区に在住する高校生等を対象とした補助制度を新設します。

6 ページに移りまして、(6) 物価高対応子育て応援手当、(7) 児童福祉施設等への運営支援、(8) 児童養護施設等退所者への支援として、物価高騰の影響を受けている子育て世帯、児童福祉施設、児童養護施設退所者等を支援します。

2．子ども・子育て世帯の状況に応じた支援といたしまして、1 児童虐待防止・社会的養育の推進、(1) 児童虐待対応体制の強化として、児童虐待対応等に係る職員を計10名増員するとともに、区役所職員の対応力向上を図るほか、(2) 児童家庭支援センターを活用した児童虐待防止対策として、虐待につながるおそれのある世帯への支援体制を強化し、虐待予防のための事業も実施します。

また、(3)社会的養護自立支援拠点事業として、児童養護施設退所者等の社会的養護経験者等を対象に相談・交流の拠点を新設することで、孤独・孤立を抱える子供・若者を公的支援へとつなげます。

7ページに移りまして、(4)自立援助ホームの開設支援として、新たに民間の自立援助ホームを整備する費用の一部を補助します。

2発達が気になる子供等への支援、(1)発達相談支援体制として、対応力の強化を図るとともに、(3)インクルーシブ保育として、②保育所等における医療的ケア児の受入れでは、複数の医療的ケア児を受け入れ、看護師を複数配置している施設への加算を新設します。

8ページに移りまして、4こどもの貧困対策、(1)子育て世帯への食を通じたつながり支援として、冷凍・冷蔵が可能な公共保管庫を確保し、団体の取組を支援するとともに、冷凍冷蔵庫の設置・運営に係る費用の補助制度を新設します。

また、(2)学びへつなぐ地域型学習支援として、福祉局が実施している学習支援事業と統合し、民間団体の創意工夫を生かした主体的な活動を広げていくとともに、市民に分かりやすい制度へ見直します。

3. やってみたいを支える、子供を主体にしたまちづくりといたしまして、(1)まちなか自習室として、高校生の乗降が多い駅周辺や無料の自習スペースがないエリアを中心に施設を拡充するとともに、(4)こどもの居場所づくりとして、食材高騰の影響も踏まえ、地域団体等へ神戸産の米を配布するなどの運営支援を行います。

9ページに移りまして、4. 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくりといたしまして、(1)児童館のさらなる活用として、子供の体験機会の充実のため、英語体験等の機会を全館に拡充するとともに、絵本の読み聞かせ等に関する講座を新たに実施し、こうべ絵本ナビゲーターを育成します。

また、(3)地域子育て支援拠点として、こべっこランドの魅力向上等に取り組みます。

以上、令和8年度事業概要について御説明申し上げました。

続きまして、報告、神戸市における児童虐待相談の状況につきまして御説明申し上げますので、お手元の、教育こども委員会資料1ページを御覧ください。

1. こども家庭センターにおいて、(1)令和7年度の相談・通告の総件数は3,124件で、前年度比では40件減少しております。

(2)各種統計については、後ほど資料を御覧ください。

3ページに移りまして、2. 区役所・支所において、(1)令和7年度の相談・通告の総件数は1,782件で、前年度比では106件減少しております。

(2)各種統計については、後ほど資料を御覧ください。

5ページに移りまして、3. 令和7年度における児童虐待防止対策の主な取組ですが、こども家庭局家庭支援課に養育支援担当の係長を配置したほか、児童人口が多い3区に、児童虐待対応の担当者1名をそれぞれ増員し、こども家庭センターにおいても、児童心理司3名を増員しました。

また、各区における虐待対応に関する実務者マニュアルの改訂を行うとともに、虐待対応の基本的な考え方や、相談から支援に至るまでの流れ等を示した神戸市区要保護児童対策地域協議会運営マニュアルを作成しました。

加えて、児童相談所・区役所職員に対し、リスクコミュニケーション、リスクアセスメントや

心理的安全性に関する研修を実施したほか、外部有識者をスーパーバイザーに委嘱し、毎月、各区における要保護児童対策地域協議会へ参加いただき、職員への助言機会を拡充しました。

4. 令和5年6月に発生した児童死亡事案についての検証報告書における提言への主な取り組み状況ですが、（1）通告・相談時の初動対応やアセスメントの流れを整理するとともに、（2）迅速な情報共有と関係機関との連携を図り、（3）こども家庭センターの職員研修とスーパーバイズを充実させました。

また、（4）区役所における要対協の有効な在り方については、警察を、各区要対協のメンバーに新たに加えました。

6ページに移りまして、参考に、令和8年度の主な取組について記載しております。

以上、令和8年度事業概要及び報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上島寛弘） ありがとうございます。

では、まず報告事項、神戸市における児童虐待相談の状況（令和7年度）について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） こども家庭センター、児相の問題で、もちろんこの検証報告書は、多方面でいろんなアドバイスをいただいているというふうに、当時、いろいろ議論したと思うんです。その中心の1つとして、やっぱり職員の過密さというか、職員数がはっきり言って不足している問題も指摘していたと思うんです、報告書では。それで、そこがちょっと僕は、今回の報告を見ると弱いなというふうに感じているんですが、その点はいかがですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 こども家庭センターにおきます職員体制についてなんですけれども、こども家庭センター、現在の児童心理司・児童福祉司を合わせた職員数は合計で142名というふうになっておりまして、これが令和元年度と比較しますと、令和元年度は61名でしたので、2倍以上に増加をしております。

また、今年度、令和8年度におきましても、令和7年度と比較しまして、児童福祉司・児童心理司合わせて10名増員しているというようなところで、全国的に国が示しています職員の配置基準というのは、満たしているというような状況になっております。

ただ、児童相談所を取り巻く状況につきましては、今年度、若干、児童虐待相談については減少はしておるんですけれども、中身についてはやはり多様化・複雑化しておりまして、職員におきましても、より高い専門性というのが求められているというような状況にあります。

我々児童相談所の職員としましては、その責務を果たしていくために、職員の今後の人材育成を進めるとともに、やはりその職員の負担軽減というところも必要になってくるかということを認識しておりますので、組織としてしっかり支えていくというような体制と、今後も人材育成と業務改善というところをしっかりと進めて、ひいては市民の福祉、子供の最善の利益というところを守っていくという体制をつくっていききたいというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） その点、もちろん増員はしているということはお聞きしているんですが、ちょっとお示しできたらというのが、負担軽減の問題を挙げられたと思うんです。大体こういう専門職の人1人に対してどれぐらいのケースを、今は持っているものなのでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 一つの目安としまして、これは国のほうが、標準的な児童福祉司1人当たりの担当ケース数というのが40ケースというふうに言われておるんですけれども、我々こども家庭センターのほうで支援班と言っております、継続的にその世帯に対して

支援を行っていく係につきましては、児童福祉司1人当たり、約36ケースの担当ケース数というふうな状況になっております。

○委員（味口としゆき） ちょっと事前に聞いとう数と違うなと思っているんですが、僕が事前に聞いていたのは、1人当たり、やっぱり70人、80人は見ているものなんですよというふうに聞いていたので、ちょっとそれと数字違うんですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 すみません、その事前にお知らせしている数字が、私はどの数字かちょっと分からないんですけども、児童福祉司につきましては、今説明させていただきました支援2系のほかに、虐待の初期介入を行います支援1係であったりとか、発達相談を担当する発達相談係というものがあるんですけども、それぞれですね、支援1係につきましては虐待の初期介入ということで、かなりケース数を絞って集中的に介入していく係というふうになっておりまして、発達相談係につきましては、基本的にはお子さんの発達に係る相談の助言ということで、日々、1回1回の相談、通所の中で助言を行っているというケースですので、支援2係がやはり、虐待の初期介入が終わったケースであったりとか、育成相談、非行相談、様々な相談を受けている係になりますので、こちらのケースにつきましては、改めて私どものほうで確認したところは、約36ケースというふうになっております。

○委員（味口としゆき） 何かそこまで言われるんやったら、ほかの班といいますか、ほかの係はどれぐらいのケースを持っているのかを示してもらえるんですか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 支援1係につきましては、基本的には、大体担当しているのが1から3ケースがあって、その時期、時期によって介入するケース数も違ってきますので、その時期によって、担当ケース数というのは異なってくるというふうになっております。

発達相談係に関しましては、先ほどもお伝えしたとおり、基本的には1回限りの通所指導というふうになっておりますので、あまり、その担当ケース数というような概念がないのかなというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） ただ、ちょっと5月ぐらいかな、2件ぐらい、この児童相談所の関わりがある人から相談を受けたのでは、やっぱり、なかなか電話をその日にしてくれと言ってもできないとか、それから相談についてもちょっと先延ばしになっているとかいうことで、そういう意味では、まだまだ職員の負担というのは強いままなんだなという印象を持ったんですけど、それは違いますか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 職員の負担に関しましては、先ほど申し上げた、その児童虐待相談以外の育成相談、非行相談なんかに関しましても、やはりその中身がかなり多様化・複雑化してきておりまして、その対応に苦慮するケースというのも生じているというのも正直なところで、そういうようなケースが、職員の負担になっている部分もあるのかなというふうには考えております。

そういうようなケースに注力できるように、事務負担を軽減できるような方法というところは、我々の中でも、ワーキング等を通じて検討しているというふうな状況にあります。

○委員（味口としゆき） 僕が聞いたことで言うと、やっぱり子供さん自身も、もう親と離れたいんだというような話をしていた、親も離れたほうがいいと言うんだけれども、なかなか相談に乗ってもらえなかったという話をちょっと聞きましてね。

やっぱり、もちろん、何ていうのかな、スーパーバイザーとかいろいろあって、全体として見ていくということで工夫されているのはよくよく分かるんですけど、まだまだちょっとマンパワ

一が、やっぱり現場では必要とされているんじゃないかなと思っているんですが、そういう認識でよろしいですか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 私の立場から申しますと、現場の職員は日々奮闘しておりますので、これで十分かと言われると何ともお答えしにくいところはあるんですけども、ただ、やはりその職員については一定増員を図ってきているところでもありますので、その職員がしっかり働きやすい環境をつくっていくというところが、私に課せられた使命ではないのかなというふうには考えております。

○**委員（味口としゆき）** いや、課せられた使命もどっちもあると思うんですよ。さらにやっぱり職員を増やして、本当に困っている人——その人に言われたのは、結局何か問題を起こさないと入れないんですかという、そういう切実な声も聞きましたので、やっぱり虐待とかネグレクトとか、それがやっぱり事件になるというケースは、ほんまに全国でもたくさん出ていますやんか。やっぱりそうならないように必要な整備を求めていくというのも、所長の大事な仕事ではないかなと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○**委員長（上島寛弘）** 他にございませんか。
（なし）

○**委員長（上島寛弘）** 他になれば、次に進みます。

次に、事業概要の説明も含め、こども家庭局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員（上原みなみ）** 誰でも通園制度についてお伺いいたします。

就労条件や理由を問わずに、1時間300円で生後6か月から2歳児を通園させることができるという国の制度ですけれども、国の基準が月10時間までとなっていて、それを超える場合は、本市では一時保育利用となります。

ただ、一時保育の料金は、リフレッシュ目的の場合は4時間を超えると3,600円、1時間当たりの料金にすると700円を超える場合もあり、誰でも通園制度の倍以上の利用料金となり、利用者にとって目的が重複する制度にもかかわらず、利用料の乖離があることについて改善すべきと考えますが、御見解を伺います。

○**若杉こども家庭局副局長** こども誰でも通園制度の利用時間につきまして御質問いただきました。

今年度から、月10時間に加えまして月20時間まで、誰でも通園制度を利用できるようにいたしました。その10時間を超える部分につきましては、一時保育事業を活用いたしまして——上限として、誰でも通園制度の10時間を使い切った方については、さらに一時保育の10時間を使えるように、制度の見直しを図ったというところでございます。

この20時間を利用できるように上限を増やしたということにつきましては、これは利用者の方のアンケート等々を通じまして、もう少し使える時間が欲しいというところで、20時間ぐらいかというところで御意見をいただきまして、それを踏まえて対応したというところでございます。

もちろん制度の違いがございまして、今委員おっしゃったような利用料の課題であったりとか、また予約システムの課題であったりとか、今回見直しをいたしましたけれども、これで全てというわけではございませんので、適宜実施をしながら改善に向けた検討もしていくということで、今年度、まず上限を伸ばしたというところで御理解いただきたいと思います。

○**委員（上原みなみ）** 一時保育のタイプには、保護者の非定期就労等や緊急支援があって、その場合は4時間を超えて1日料金が2,400円、それでも7時間を超えないと、誰でも通園制度よりも高くなります。その点について、どのように認識されていますか。

○若杉子ども家庭局副局長 まず、誰でも通園制度と一時保育の制度、こちらにつきまして、国の考え方になりますけれども、まず、誰でも通園制度の実施に関する手引で、その考え方を整理しておるところでございます。

まず、目的と制度面での違いということで、具体的には、一時保育事業については、保護者の立場からの必要性に対応するといったことで、3つの類型がございます。子ども誰でも通園制度につきましては、子供の育ちを応援すると、そういったことが主な目的となっております。

また、一時保育事業につきましては、各施設が主体となって実施する事業ということでございますけれども、誰でも通園制度は、令和8年度から国の給付制度というふうに位置づけられておるところでございます。それぞれ利用目的、制度の立てつけは異なるところでございます。

ただ、利用される利用者の方々にとっては分かりにくい、あるいは、もっと利用しやすい方法はないのかという御意見ということにつきましては、あろうかと思えます。この点につきましても、先ほど申し上げましたけれども、実施をしながら、何が最適かというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（上原みなみ） 本当に認識されていると思うんですけども、利用者にとっては同じことなんですね。制度が国の制度であろうと市の制度であろうと、そして制度の詳細が違おうと、子供を預かってもらう、その間に、緊急性があるもの、ないものを含めて利用されるということで、同じことなんですよ。

それに対して、今の状況では、緊急性があるほうが金額が高いというふうになっているんです。その点について、どのように思われますか。

○若杉子ども家庭局副局長 誰でも通園制度の延長上に、このたびの20時間ということで、制度の立てつけ、見直しを行ったというところでございます。

もちろん、一時保育と誰でも通園制度が全く一緒というわけではございません。先ほど申し上げましたような、制度の趣旨が異なるというところがございます。ただ、今委員おっしゃったように、緊急性のあるものが利用料が高いのはなぜかというところはございます。

このあたりは、今回、誰でも通園制度ができたということを踏まえて、どういった在り方が適当であるか、適切であるかということは、これから考えていくべき課題なのかなというふうに認識しております。

○委員（上原みなみ） 一時保育って、本当に知られていないんですよ。でも、誰でも通園制度って、まあまあ知られています。やっぱり国の制度ですし、全国一律にやっていますので。

国の基準、月10時間を超えた通園を、独自の財源で実施している他都市もあります。本市も、わざわざ利用料が高くなるような一時保育を維持し続けるのではなくて、利用者が使いやすい、なじみやすい誰でも通園制度に統合させて、独自の予算を上乗せして利用可能時間を長くしたほうがよいと考えますが、御見解を伺います。

○若杉子ども家庭局副局長 まず、今、実施を始めたところでございます。これから様々な御意見もあろうかと思えます。実施をしていく中で、また利用者の方、あるいは施設の方、そういった方の御意見もいただきながら、また専門的な教育・保育部会といった場もございますので、そういった場も活用しながら、まず、実施状況を踏まえて対応を検討していくということになろうかと思えます。

○委員（上原みなみ） 誰でも通園制度が始まったのは、全国一律ですよ。それでも、既に上乗せしてやっている自治体があるので、やっぱりすごく出遅れていると思えます。その中で、保護

者の急病や入院など、緊急性を要する場合は利用料を減免する——さらに減免するというのをされたいと思います。

むしろ無料でやっていらっしゃる場所もありますので——多摩市を初め、誰でも通園制度が国の基準の10時間に加えて106時間無料で使えるという、そういう自治体も実際ありますので、市の上乗せを含め、目的が重複する一時保育との統合を検討していただきたいと要望しておきます。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（菅野吉記） それでは、高校生等の通学定期券補助制度についてお伺いしたいと思います。

本制度は、神戸市が高校生世代の学びを支え、子育て世帯の負担軽減を図る、大変意義ある施策であると評価しております。一方で、2025年度の申請受付期間は、2026年1月5日から4月10日までとされておりましたが、申請期間終了後になって制度に気づき問合せをされた方が、5月末時点で延べ180件に達していると伺っております。

実際に保護者の方からは、仕事や子育てに追われ申請時期を把握できなかった、自分が対象になるとは思っていなかった、学校から改めてのアラートや周知がなかったといった声が寄せられております。

特に高校3年生を抱える家庭では、大学受験や専門学校受験などに伴い、受験料、交通費、宿泊費など大きな出費が重なる時期でもあります。その中で、年間10万、20万に及ぶ通学定期代の補助が受けられるかどうかは、家計にとって極めて大きな意味を持ちます。実際、この補助が受けられれば受験料の足しにできたという、切実な声も届いております。

もちろん制度運営上、一定の申請期限を設ける必要があることは理解しております。しかし、本制度は単なる給付事務ではなく、神戸市として子供の学びを支える、子育て世帯を支援するという政策目的の下、実施している制度であります。その観点から見れば、期限を過ぎたので終わりという形式的な対応だけでよいのか、疑問を感じざるを得ません。

また、当局としては、対象者約2万5,000人に対して問合せ180件ということで、その180件を単なる数字として見るべきではなく、その背後には、制度の対象要件を満たしているにもかかわらず制度に気づけず、本来受けられるはずだった支援を受けられなかった家庭が存在しております。子育て中のお母さん方は大変に忙しく、申請漏れは十分起こり得ます。だからこそ、市民に制度を届けるという視点に立った運用が必要ではないでしょうか。

そこでお伺いたします。現在寄せられている180件の相談について、当局としてどのように受け止められているのか。

また、対象要件を満たしているにもかかわらず、申請漏れによって補助を受けられない世帯に対し、2025年度分について何らかの柔軟な救済措置を検討できないものか、御見解をお伺いたします。

○若杉子ども家庭局副局長 高校生通学定期の御質問をいただきました。

申請期限が今年4月10日までということで、その後180件の方が——これは延べ件数でございますけれども——申請できなかったということでお問い合わせいただいたというところでございます。

申請期限を設けていることについては、委員も御理解いただいておりますように、申請後の補助金の精算をなくすようなこと、あるいは一定申請期間を設けることで審査体制を集中的にすることによって事務を集中するというようなことで、利用者の方、また審査事務双方の面から、一

定、期限を設けさせていただいているというところでございます。

申請期間内に申請していただけなかったという方々につきましては、様々な理由があるということでは承っております。また、お問い合わせされずにそもそも申請されなかった方も、一定いらっしゃるのかなというふうには思っております。

委員から今御提案ございましたように、柔軟な救済措置ということでございます。仮に救済措置を行うとすれば、このお申出をいただいた方だけではなくて、対象になっているけれどもお申し出いただけなかった方も含めるべきかなと思いますけれども、そうすると、漏れなく、対象がどれだけいらっしゃるかというのを把握するのが難しいというのは、現状の実務の中ではあるのかなと考えております。

今回お問い合わせいただいた方で、どうしてかということで、聞ける範囲で理由をお聞きしている中では、やはり申請を失念していたであったりとか、委員からもございましたように、申請期限を認識していなかったというようなこと、9割を超える方がそういった状況であったというふうにお聞きしております。そういったことを踏まえますと、やはり周知方法に課題があるのかなというふうに感じております。

周知につきましては、これまで4月の段階で、区役所や交通機関、あるいは県内の高校にチラシを配布し、また高校を通じて周知をお願いしております。また11月から、申請直前ですけど年末にかけては、市のホームページや広報紙、またデジタルサイネージで、さらにまた高校を通じて、申請期限の周知も図っているところです。また、申請受付後も申請漏れを防ぐ観点から、SNS等を活用した広報にも努めておるところでございます。

我々といえども、対象となる全ての方に補助金を交付したいという思いは同じでございますけれども、やはり周知に課題があるというところで、その1点としまして、4月に周知を図るときは、まだ申請期間が事務的に定まっていないということで、ちょっと申請期限をお伝えできていないというようなところもございますので、とにかく早い段階から申請期限をお伝えする、また、今申し上げたような周知方法だけではなくて、もっと具体的に、より効果的な方法がないかということについては、改めて具体的な検討を重ねた上で取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（菅野吉記） 今、副局長がおっしゃっていただいたことというのは、今後の周知という分では漏れなくという意味合いはあるんですけど、現状の中で、この前年度の中で、2025年度の中で180件も漏れている方が現実問題いらっしゃるという中で、これはもう最初の段階での、局としてのそういう徹底も漏れているというか、徹底ができなかったというところも諸原因はあるかと思しますので、もうその180件が、はっきりそう言った理由づけですよね——もう本当にそれぞれの理由づけが個々で分かることであれば、それはやはりきちっとお渡しできるような形ができないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○若杉 ども家庭局副局長 今回180件の方にお聞きしておるところでございますけれども、全ての方の個人情報をお聞きしているわけではございませんので、どの方が実際、今時点で対象になるかというのは、特定できないという状況でございます。

その上で、お問い合わせいただいたところで柔軟に対応すべきであったかというところかもしれませんが、この点につきまして、やはり一定、申請期限を設けさせていただいている中で、その申請期限内に申請をしていただいた方との公平性の観点からも、一定、申請期限の中で御対応いただくというのが妥当かなと。

際限なく申請期限を設けた場合、予算につきまして、単年度予算で御審議いただきまして議決をいただいている予算の枠がどこまで必要になるかというところが、正直分からないという部分もございますので、そういったことを様々考慮しまして、現行の手法を取らせていただいているというところでございます。

○委員（菅野吉記） 本当にそれは、そう言われればそういうことなんだとは思いますが、その180件の実態というものが、逆に言うたら、それだけしているから、当事者に働きかければ、お声かけすれば実態が全部押さえられて——その人が押さえられていないと、180件は、ということなんですか、全然。

○若杉こども家庭局副局長 180件いただいております。申請期限後にお問い合わせいただいておりますので、申請できませんという前提でお話を伺っておりますので、理由を聞ける方も3分の1ぐらいでした。個別の情報もお聞きしていないというのが実態でございます。

○委員（菅野吉記） 分かりましたけれども、もう、やはりそこを再度、例えば皆さん、その180件の方は自覚されているので、広報なり何らかの形の方法で掌握するということはできなくはないのではないかなというふうに思っていますし、本来であれば、今言った平等というのか、言うたら対象者が漏れていたとして、ほかにも180件以上いらっしゃったとしても、その方たちは、予算措置される段階では該当していたと思うんです。該当しているはずですが、人数はある程度。

それなのにそれが払えないということ自体が、逆に言うたらおかしいのではないかなというふうに思いますので、それでも神戸市のほうから再度、その人たち、漏れた方々に対して救済しますよということを告知して、それでも出てこなければそれはいいと思うんですけれども、やはり180件もおるということが明確であれば、そこはそこでちゃんと、きちっとすべきじゃないかなというふうに思うんですけれど、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今回いただいた180件の方に対応するか否かというところにつきまして、現時点では対応する予定はございません。

ただ、お問い合わせいただいた方につきまして、ちょっと具体的に、どの時期にお問い合わせいただいているかというところを見ますと、4月10日の締切り以降、4月中ですね——180件というのは5月末なんですけれども、4月中にお問合せをいただいている方が9割近くということです。

そう考えますと、今の4月10日に締切りを設定しているのが妥当かどうか、やはり年度末を過ぎてから、もう少し申請期限を延ばして設定をすべきかどうか、そういったこと、来年度に向けて検討すべき課題というのは多いのかなというふうには考えております。

○委員（菅野吉記） もうこれ以上堂々巡りしても仕方ないとは思いますが、でも、それは本気になってやろうとすれば告知すればいい話で、実態が180人、確かに4月台で早めに問合せが来たから分からないということじゃなくて、逆にその人たちに対して働きかけるように告知すれば、広報K O B Eとかでやればできない——やる気になれば十分できなくはないと思いますので、その辺、ちょっと何とかならないか、もう1度、御意見だけすみません。

○若杉こども家庭局副局長 すみません、今申し上げた答弁の繰り返しになります。

今回は、申請期限の中で御申請いただいた方を対象とさせていただいたというところでございます。

○委員（菅野吉記） 分かりました。もう、これ以上副局長が言ってもあれなんでしょうけれども、それでも本当に、逆に平等、平等ということであれば、本当に最初から予算措置されてきた方た

ちがいっしやる、その中に180人も入っていたはずなので、そやからそれを考えたときに、なぜそれをお支払いすることができないのか。

先ほど言ったように、申込期限があまりにも手前過ぎた、短過ぎたということが検証されているのであれば、やはりそういったことを踏まえて、何らかの、今回は仕方なく期限を過ぎてしまったけど、緩和的に措置して、この今年度、令和8年度からは新たな形でちゃんと、きちっと余裕を見てやりますよというように、局長、それでは答弁していただけますか、その旨。

○丸山こども家庭局長 今回、申請に間に合わなかった方がお問い合わせいただいたということで、実は昨年度も同様に、締切りに間に合わなかったという方はいらっしゃいました。今年度を認めてしまうと昨年度という話にもなりますし、一定の期限というのは、やはり決めて対応することが必要なと思っております。

ただ、今分析しますと、やはり失念されていた——締切り期限が年末から1月の申請の時点にかけても、我々も様々なところから周知をしてまいったんですけども、やはり間に合わなかった。ただ、ぎりぎりに滑り込みながら、不備のところをやり取りしながらという方も一定数いらっしゃったりしますので、今後この御意見を踏まえまして、次年度、いつの締切りにするのか、我々の審査に関しましても、利用される方の十分な時間ということも——年度末、年度初めはばたばたされると思いますので、そういったことも加味しまして、次年度以降、今回の間に合わなかった方の対応、周知含めて検討してまいりたいと思います。

○委員（菅野吉記） もうこれ以上はやめます、重なりますので。

それはもう本当に、ちょっとまた引き続き個人的には話をしていきますけれども、ちょっと周知だけは本当に徹底していただいて、これ、そんなことが2年続いたというの、私は1年だけやと思っていたんですけど、2年越しでやっていたということになったら、本当にそれはちゃんと検証した上で、本来はちゃんときちっと、25年度でやっていかなければならなかったことではないかなというふうに思いますので、その点はしっかりと、当局としての責任を考えていただけたらなと思います。

以上です。

○委員（吉田健吾） すみません、私も高校生等通学定期補助についてお尋ねします。

今の菅野議員の話を聞いていても、例えばこども家庭局で言ったら、施設等利用給付費の請求か、これが何か償還払いということで、後からして、一定設けられた期間を過ぎても、そしたらその後のクールで支払いますね、みたいな話のスキームがあるんだから、最初からそのスキームを使ったらよかったんちゃうんみたいなところは、ちょっと今の議論を聞いていて思ったので、私の個人的な意見としてもお伝えしたいと思います。

その話、この救済の話ではなくて、チャンスすらない事例ということでお尋ねをしたいんですけども、ちょっと今までは2つと言いながらも、ちょっと今日で3つぐらいあるかなと思ったんですけど、1つ目が、定時制でもととのカリキュラムが4年の学生さんについては、これは3年目までしか補助されないということで、そもそも4年で行くようなことになっていますし、それは例えば家庭の事情だったりいろんな事情の中で、3年制ではなく4年制を選択せざるを得なかったという方も含まれていると思います。このケースは4年目も対象になるのが筋ではないかなと思っています。

もう1つ、これは留年した方との4年目の話が、先ほどの話では出てくると思うんですけども、留年の中にも、例えば長期病気療養とかで入院していて、本当は進級したかったけれどもで

きなかったみたいなことだって、ケースとしてはあり得るんじゃないかな。

最後、3番目ですけれども、通信制で12日以上通学すれば対象になっていると思うんですけども、通信制の高校の中で、残念ながら通学定期券の発行をしていないというような取扱いをしている高校もあると聞いております。それは通勤定期やから相当な金額になるので、それを全額とまでは言わないですけれども、それ相当、同じことをしているけれども通学定期じゃないから幾らも補助できませんというのも、ちょっとこれもおかしいんじゃないか。この3点について、ちょっと御見解あれば伺いたいです。

○丸山こども家庭局長 通学定期券補助制度でございますけれども、現在は定時制を含めまして、高等学校の卒業に必要な単位数が、学校教育法施行規則上定められておりますので、この多くの学校が3年間で卒業することが可能というふうな認識の下、本制度では現在、3年間分の補助金を受け取っていただけるような制度設計としております。

ただ、令和6年度までは対象年齢を18歳までとしておりまして、定時制高校に通学する方ですとか、全日制高校であっても病気等による休学などで18歳を超えて通学が必要となる場合もあるというふうなこともありますので、3年間の補助を受けられないという課題を受けて、令和7年度から、年齢要件の上限は20歳に引き上げることで、全ての家庭——全日・定時制・通信制においても、何らかの事情で入学が遅れた方ですとか、病気等で休学された方についても、3年間の補助を受けることができるような制度の拡充をしたところでございます。

ただ、定時制においては修業年限を4年で設定されている学校もあるものの、3年間で卒業される方も一定おられるような学校が多いということも認識しておりまして、定時制の補助上限の年数をどうするかということにつきましては、現時点では慎重に判断していく必要があると思いますけれども、各定時制高校の実態、それぞれに要件、4年を基本としながらも3年で卒業することもできるような学校があるとも聞いておりまして、そのあたりの実態を把握した上で検討してまいりたいと思っております。

あと、2点目の、通信高校で定期券の発行が認められていない学校があるというふうなところでございますけれども、通学定期券を購入する場合は、在籍する学校が、交通事業者が定める要件を満たして、指定学校の指定を受けるという必要があります。

昨年度、交通事業者の指定を受けていない市内の通学先を設けている通信制高校のヒアリングを行いました。そういったところ、その当該校が設置する施設のうち、成果授業と言われる卒業に必要となる授業、これを行う施設ではないので、交通事業者が認める要件を満たさないということで、その学校の運営法人として判断されまして、交通機関へのこの定期の指定の申請をしていないというふうにお聞きしておりました。

ですので、この補助制度の対象外にはしていたんですけれども、最近、JRのほうと文部科学省との協議がなされて、一定、JR社の通学定期券に関しては該当するというふうになったと。ただ、これが今JRに限られているのか、まだ複数の交通事業者がなっているのか分からないということで、学校においてもどうすべきかというふうに検討している段階というふうに聞いております。

我々からこうしてくださいということはなかなか申し上げにくいので、その指定を受けるかどうかは学校の判断になりますし、交通事業者が学校からの申請に基づいてどう判断するかというのは、交通事業者の判断かと思しますので、今後も必要に応じて、我々も情報をキャッチしましたら、各学校と本人に連絡取りまして、どのような状況かというのを確認していきたいと思っております。

おります。当該校に通学されている方というのは我々もお聞きしておりますので、今まだ先の見通し、こうだという確定がなされていない状況だということです。

あと、最後もう1点の、留年の方ですね。（「病氣療養とか。」の声あり）

あ、病氣療養とか。一定、どこで基準を設けるかというところが非常に難しいことではあります。ただ、その状況、一定の条件を満たしていれば支給ということにはなるかと思えますけれども、様々な個別事案だと思えますので、我々ももう少し勉強をして、その実態というのを把握していきたいと思っております。

○委員（吉田健吾） すみません、今お答えいただいたやつも、言ったら全てで何百件もあるような話ではなくて、本当に個別で見えていこうと思えば、マンパワーはかかりますけれども、できる話ですし、子供たちが学校に通おうと思って一歩踏み出しているというようなケースもあるので、卒業するための、単位を取るための場所じゃなくても、勉強しに行くのであれば、それはそれで評価されるべきことであるんじゃないかなと。

卒業しか捉えへんのであれば、じゃあ、もう卒業できんかったらみんな返してくださいと言わなあかんような制度になってしまうと思いますので、やっぱり子供たちがしっかりと不安なく学びを受けられるようにというのが根底にあると思いますので、そうした観点で、今後も検討を深めていっていただければと思います。

以上です。

○委員（味口としゆき） 通学定期のことをちょっと聞いていて、ちょっと本当にかたくなやなと僕も思いましたね。定時制のことは僕も聞いていて、いや、3年で卒業してというか、4年になる人と両方いるかみたいな答弁をさっきされたけれども、どちらも高校生なのでね。それで、3年で卒業した人が4年目の人がもらったからといって、この人、不平等やから私ももう1年下さいて、そんな人いませんから、それはちょっと柔軟に考えたらいいんじゃないかなと思いますけど、その点どうですか。

○丸山こども家庭局長 今まで全日制だけではなく、この定時制、通信制でどのような学校の形態——通信制であれば学校のほうで対面の授業がないようなもの、また幾つか、何日か出てこないといけないようなもの、定時制でも働きながら来られている方で、通勤の定期を持っておられる方などもおられました。

我々の確認の方法、審査手続等のことも踏まえて、今この現状、3年間分の補助金を受け取っていただける制度設計としてきたわけですが、様々、事業をスタートしまして数年たっておりますので、こういった細かいところどこまで配慮ができるのかというところは、もう少し実態把握も踏まえて検討していきたいと思っております。

○委員（味口としゆき） あね、定時制やったら摩耶兵庫がありますでしょう。それで、いや、僕はその何ていうのかな、市外に通っている市民の人も、それはもう無料にするべきやという立場ですけど、何でそこに差をつけるのかというのを、市長がよく、何か私の哲学だって言っているじゃないですか。それは市内の環境を守るんだと。だから差をつけるのは当たり前——これが僕は正しいと思っていないよ。でも、そうなったら摩耶兵庫なんかに通っている——市立の高校やからね。当然、3年じゃなくて4年してあげるのが普通やと思うんですよ、その哲学に従えば。もう、多分同じ答弁になるからいいですわ。

それとね、さっき菅野さんが言っていた件も、僕、けったいな話やと思うんです。というのはね、僕、局長の答弁をもう1回そこを聞きたいんだけど、去年もありました、今年もありました

っちゅうことは、去年と同じことをしてもとうわけやん、行政が。4月の10日とかじゃなくて30日ぐらいまでのほうがよかったねとか、6月ぐらいまでのほうがよかったのかとか、分からんよ。それはその市民の責任というよりは、行政が2年目やのに同じことをやったためやから、それらもっとな話ですわ、予算措置はされているわけやから。

今からでも広報して、それでもあかんかったらあかでええじゃないですか、その人。それはしゃあない思うよ、僕も。でも、こうやって議会からも意見が出ているんだから、あきませんじゃなくて、それを局長がちょっとこう、もう副局長は言いにくいんやから、局長がちょっともう、検討しますぐらいまでは、今日言ったほうがええんじゃないかなと思うけど、どうですか。

○丸山こども家庭局長 昨年度も申し上げました、昨年度はもう少し厳しくしておりました。全ての券面、定期の写真を撮っていただくというふうな添付書類が必要なんですけれども、そういったところがついていなかった方がいらっしゃるということで、それが一旦申請はされていたんですけれども、全部そろうのが少し期限を過ぎてしまったような方というのは、こちら柔軟に対応させていただきました。

ただ、やっぱり一定、間に合わなかった方、同じような周知をさせていただいたり、先ほども副局長から答弁させていただきましたけれども、失念されていたというような理由が多かったということもありまして、どこまでこれを救済するべきかというのは、もちろん中で議論を重ねてまいりました。

本当はすべき資料も整っている、準備も整っている。また、失念された方もいらっしゃったかもしれませんが、後からでも整えられた方もいらっしゃるかもしれません。今回は180人の方の、ちょっと個人の情報が分かりませんので個別に案内するというのも難しいだろうということで、我々としては、次年度からの対策というのはしっかりしたいとは思いますが、今年度、先生方の多くの御意見もいただいておりますので、我々もう1度、中では検討してみたいと思っておりますけれども、今から事務を委託しているところもございますし、これからの事務の総量とかも鑑みながら、少し検討させていただきたいと思っております。

○委員（味口としゆき） ぜひ頑張ってくださいというのが、みんなの思いじゃないかなと思います。よろしくお願いします。これ、変えたほうが良いと思いますよ、本当に。それは重ねて要望しておきます。

ちょっと違う質問しますわね。学童保育の処遇改善について聞きたいと思っています。

それで事業概要では、人事院勧告等を踏まえた職員の処遇改善を行うとしていますが、具体的にはどういう改善を今年度行うのか、まずお示しいただけますか。

○若杉こども家庭局副局長 学童保育の処遇改善につきまして、まず今年度、賃金単価につきまして、令和7年度から令和8年度にかけてということで、6.7%の拡充を図っております。さらに、これは以前からのものになりますけれども、毎月3%相当の人件費の加算、さらにキャリアアップ加算を行っております。

このキャリアアップ加算につきましては、令和8年度の拡充項目としまして、これまで5年以上の職務経験の方を対象としておりましたけれども、今年度より、3年以上勤務の方を対象にするという区分を新設したということでございます。

○委員（味口としゆき） もう1個、19時まで開設した加算というのが多分ついていると思うので、頑張っておられるということなんだと思うんです。

ただ、ちょっと学童の関係者に聞くといろいろありまして、1つは、その障害児の受入れ加算

ですね。これ、8%ぐらい加算をしているのかなと思います。それから、要配慮児の受入れ加算というのが111万6,000円かな、増額をされていて、これ自体は喜ばれているんです。

ただ問題は、障害児加算をもらおうと、別に要配慮児が入ってきた場合は併用はできないというふうになっているというふうに聞いているんですが、これはもう当然、併用すべきじゃないかなと僕はお聞きして思いましたが、どういう理由なんでしょうか。

- 若杉こども家庭局副局長 障害児加算につきましては国の制度としてございまして、その基準に従いまして適用しているというところでございます。要配慮児加算につきましては、これは市の制度ということで、対象となる児童がいらっしゃる施設に対しまして加算を設けているというところでございます。

今委員おっしゃったように、この障害児加算の対象になる児童、また障害児ではないものの配慮が必要な児童が実態として増えてきている——一つの施設でそれぞれの状況に対応する必要が出てきているというのは、実際お聞きしているところでございます。実態把握にまず努めまして、その上で現状が適切な対応かどうかというのは、これはちょっと今後検討していきたいと考えております。

- 委員（味口としゆき） これ、僕も同じですわ。聞くと、やっぱり障害児が例えば2人ぐらいいらっしゃるって、そういうところに要配慮児が1人、2人入ってくるケースがあって、やっぱり指導員の精神的なストレスとか、手のかかり方ですね、一言で言うたら。

というのは、もう当然別のものなんですという話をされましたので、検討していただくということなので、これ、ぜひ——国が僕、あかんって言うとかんかなと思っていました、正直。でも国の制度と市の制度と違うんですから、これ可能だと思うので、ぜひ、現実に合わせてやっていただきたいなと思っています。

それからもう1つ、ちょっと加算のことで言われたのは、やっぱり重篤なアレルギーのある子供に対して別途加算が要るんじゃないかという意見もちょうと聞きましたが、そこら辺、どうお考えですか。

- 若杉こども家庭局副局長 実際、施設の運営者の方々からそういったお声も、多くはないもののお聞きしているところでございます。

実際にアレルギーのある児童の方に対しての加算というのは、国の制度としては、今ございません。職員の方が、そういった児童の方にどの程度の見守りを要しているか、そういったことも、もう少し詳細に把握する必要があるのかなと、その上で対応を検討すべき課題かというふうに考えております。

- 委員（味口としゆき） さっきのより検討の言い方がちょっと弱いなと思ったけど、これも聞くと、相当やっぱり配慮せなあかん事項みたいですね。ただでさえ、やっぱり現場が少ないので、重篤なアレルギーの場合は死亡事故とかそういうことにつながる可能性があるので、ぜひ、ここはちょっと加算を、実態に合わせてやっていただきたいなと思っています。それは要望しておきます。

それからちょっと大きな問題では、やっぱりその運営費の中に、人件費が入っているでしょうという考え方だと思うんです。包括的な支援、助成になっていて、これは人件費という、もう仕組みを、ぜひつくってほしいと。指導員の人ね。

つまり運営している側の、どう言ったらいいかな、さじ加減とまでは言いませんけどね。人件費に回る場合もあれば、そうじゃないというか、結局丸められているからね。赤字にしたらあか

んわけで、やっぱり。運営側も大変だという実情を言われているんだと思うんです。

昨日聞きましたらね、児童数が大体、ここは40名の学童保育なんです、1年の収入が大体1,839万円で、支出が2,000万円ぐらいで、恒常的な赤字になっていると。ただ、それでもやっぱり人件費は、3人の常勤者で800万ぐらいだというわけですよ。800万というと、300万ないわけですよ。これ、グロスだというわけね。手取りじゃないですよということなので、やっぱり待遇改善の面から言っても、保育士さんとか福祉労働者にあるような、やっぱり待遇改善という、人件費に絞ったやつね。こういうのがちょっと、僕は必要ではないかなというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今委員おっしゃったような問題意識、課題から、そういった御意見、実際に運営者、また支援員の方からもお聞きしております。

民設学童につきましては、今委員からも御紹介ありましたように、人件費も含めた形で運営費補助としてお支払いをさせていただいていると。その中で、運営者の方々が様々な、また民設学童ですので、それぞれの特色を生かした工夫もしながら、運営費を活用していただいているというのが実態でございます。

人件費につきましては、例えば様々なキャリアアップ加算等々、目的が明確になっている加算につきましては、その加算がそれぞれの支援員、あるいは職員の方々に反映されているかというのは、報告書を通じて確認はしているところでございます。

ただ、運営費の中に人件費を含めてお支払いしているということになりますので、先ほど賃金の上昇等も申し上げましたけれども、その趣旨はお伝えして、その上でどのように対応していくかというのは、これは運営者側の裁量に委ねられている部分ではございます。

ただ、実際にそれぞれ賃金上昇しました、加算をつけましたというのが、その職員の待遇にどのように反映しているのかということにつきましては、もう少し実態を把握していく必要があるのかなというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） 実態の把握ということで、ちょっと僕、なるほどなというか、どうなのかなと聞いたかったことは、この包括的な運営費の中に人件費も含まれている考え方だというね。

ただ、この人件費といったときに、いわゆる常勤者しか頭になんないんじゃないかという疑問を言われました。つまり、多く学童保育は常勤者の人と併せて、パートとかアルバイトの、時間がもうちょっと短い人もやっぱりいて、そういうことがきちっと含まれていないんじゃないかなというふうに言われたんですけど、それはどんなお考えですかね。

○若杉こども家庭局副局長 学童保育の現場につきましては、常勤職員の方を配置していただくというのは必置にしておりますけれども、実際には多くの方がパートの職員で、それらの方がうまく勤務時間をシフトすることによって運営していただいているというところでございます。

特に民設学童の場合は、近隣からその施設に来られるという方が多いというふうにもお聞きしております。そういった中で、勤務時間・形態も様々でございます。我々として、この処遇改善が常勤だけを念頭に置いているかということではございません。ただ、常勤職員の方が配置されることによって処遇の質が上がる、また、これまでできなかったことができるというのは、運営者側からもお聞きするようなどころでございますので、常勤の方は必置ですけれども、パートの方はうまく配置をしていただく。

ただ、パートの方の処遇改善も全体として図っていくのは、これは民設学童の安定的な運営の維持のためには必要と考えておりますので、先ほど申し上げました実態把握の中で、そういった

ことも把握に努めたいと思っております。

- 委員（味口としゆき） 実態を昨日聞きますと、やっぱり今のこの運営費の中で言うと、パートさんはもう本当に、最賃でしか募集をかけられないって言われたわけです。そうすると、やっぱり集まらない。

それで、常勤の人みたいな専門性までは求めていないけれども、やっぱり熱意のある人に来てほしいというのが学童保育の人の切なる願いなので、ぜひ、そういうことがかなうような助成を考えてほしいというか、要望しておきたいと思います。

最後ですね、賃料助成費なんです。それで、これは年額150万がアッパーなんだよね。500万を超えるとか……。合うてましたかね。合うてますね。まず、それを言ってください。

- 若杉こども家庭局副局長 賃料助成費の仕組みでございますけれども、賃料の額が年間で50万円以内の場合は全額で、50万円を超える場合は上限を設けまして、150万円という形でしております。

- 委員（味口としゆき） ちょっとすみません。ほんで、この150万の上限というのでは、もうとても足りませんというのが、やっぱり実態みたいですね。賃料が25万とかいうところが多くて、やっぱりその実態——全額というか、ちゃんと見合う額をやっぱり補助してほしいということだと思んですが、その点いかがですか。

- 若杉こども家庭局副局長 基本的な考え方で申し上げますと、令和5年に民設学童の助成額を大幅に見直しをしまして、その際、大幅な引上げも行っております。その際に賃料補助につきましても整理をいたしまして、今申し上げたような体系にしております。その中で150万円を超過する部分につきましては、基本、運営費のほうに含むという形で助成をさせていただいているというのが、今の考え方の整理でございます。

- 委員（味口としゆき） それはやっぱり、ちょっと実態と合っていないみたいやね。やっぱり賃料は賃料できちっと加算してほしいという願いを聞きましたので、ぜひ、これも検討いただきたいなと思います。

僕の感触では、障害児の受入れ加算と要配慮児の受入れ加算ぐらいは、すぐにやってくれそうな気配もあるので、やれるところからぜひ、どんどんやっていただいて、やっぱり学童の皆さんはすごく頑張っておられるし利用者も増えているということなので、よろしくお願ひしたいと思っています。終わります。

- 委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

- 委員（さとうまちこ） 幾つかありますので、お願いします。

神戸市の子ども・子育て施策をさらに充実していくためには、子育て支援制度が充実している他都市の事例を参考にすべきではと考えております。特に千葉県流山市は様々な施策が充実していることから、見習うべき部分が多いと感じております。

先日、流山市の若者の居場所である、ふらっぽ流山——こちらは中高生・大学生など、若者向けの居場所スペースです。そちらにおいて、アニメで学ぶあなたの知らないあなたの強み発見ワークショップや、ゲームのサークルイベントなどを開催し、居場所の充実に取り組んでいるとのことでした。

アニメやゲームなど、子供の関心が高い内容をきっかけとした居場所への誘導について、神戸市でも取組を強化してはどうか、お伺ひいたします。

- 若杉こども家庭局副局長 今、委員から御紹介ありました流山市の取組でございますけれども、

アニメを活用して、親しみやすい形で自己診断をして自己のキャリア形成をしていく、その一助となるということを目的に実施しているというふうにお聞きしております。また、ゲーム大会なんかでも年1回開催をして、それによってその若者の居場所に——より来ていただきやすい、来るきっかけになるような取組をしているというふうにお伺いしております。

本市におきましても同様の取組をしているところでございます。各区に青少年会館、ユースプラザ、ユースステーションがございます。中高生の若者の居場所、また活動拠点として各区に設置しているところでございます。

これらユースステーション等ではフリースペースを設けておりまして、そこで中高生の居場所として、談笑するスペースであったりとか、お勉強したりするスペースであったりとか、そういう使い方をするとともに、中高生が自ら企画運営をして様々なイベントを実施する、そういった場で、そのフリースペースの場で様々な取組を行うというふうなことでやっております。

その中で、定期的にテレビゲームであったりボードゲームといったような交流イベントも実施しております。また、中高生の関心の高いコンテンツを切り口とした取組を行っているということでございます。そういったものがきっかけになって、ユースステーション等を初めて使う方は、口コミで来られるというのも非常に多いというふうにお聞きしております。そういった取組がきっかけになって、初めて来られるということもお聞きしているところでございます。神戸市においても同様の形で、神戸市らしいやり方で、今後もその居場所づくりの一助になるように取り組んでまいります。

○委員（さとうまちこ） ユースステーションを私も見に行っただけですけど、ちょっと盛り上がりには欠けるかなというところと、あと自立援助ホームをつくりたいですね。このあたりもちょっと使えるんじゃないかなというふうに思っています。これに関しては、不登校とかひきこもり、また孤立している若者への新たなアウトリーチとなる可能性があると考えますので、ぜひ、自立援助ホームのほうも御検討ください。ただ待つということではなく、どんどん呼び込んでいただきたいと思います。

こちら、福祉の色が濃いというふうには聞いているんですけども、やはり見かけだけでは分からない悩みを抱えた若者もいらっしゃると思いますので、そのあたりもちょっと呼び込めるように、コンテンツづくり、やっていただきたいと思います。

引き続き、流山市においては、いざというときにお子さんを救うための目的で、保護者のための赤十字救急法スクールを開催しているということです。児童館や学童保育を運営することも家庭局としても、緊急時の対応や応急手当に関し、職員や子供たち、または保護者の方々に対して講習を行うなど、対応力の強化を広げることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 本市でも児童館職員に向けて、AED等、緊急時に対応できるような研修を実施しております。スキルアップ研修という形で、NPO法人の神戸救急グループに依頼をして実施をしておりまして、令和7年度は102名の職員が受講されております。

また、そういった研修に参加できなかった場合につきましても、消防局の市民防災総合センターの研修がございますので、個人で参加していただく、あるいはセンターを通じて希望される事業所、事務所にも来ていただけるということです。そういったものも活用しながら、対応の研修をしているところでございます。

また、応急対応研修につきましても、専門知識を身につける機会ということで、保健師等専門職の方に児童館に来ていただいて、研修の場を設けております。昨年度で申し上げますと、保健

師による子供の事故予防応急手当のプログラムというものを実施をしております、52館の児童館に、派遣という形で来ていただいております。

実際、実施した結果としまして、これは利用者の方も一緒に受けていただいております。非常に分かりやすく好評であったというところでございます。また職員にとっても、保健師との関係が近づけるきっかけにもなったということでお聞きしておりますので、こういった機会をどんどん活用していきたいというふうに思っております。

○委員（さとうまちこ） 保護者の方も参加されているということですか。結構広がりがあるということですかね。

○若杉こども家庭局副局長 これについては、そのとおりになっております。

○委員（さとうまちこ） そうですか。そうでしたら、それはそれでいいと思います。

やっぱりこれ、やって役に立ったという声しか——私も救命の講習をしたことがありますけれども、何度かしましたが、皆さん喜ばれることですので、どんどん広げていっていただきたいと思います。

そして、こべっこウェルカム定期便の利用状況についてです。

配達員はどれほどの相談を受けて、また、どれぐらい——これ、簡単にお答えいただけたらと思います——どのくらい福祉サービスやこども家庭センターへつないだのでしょうか。特に、虐待の直接的な相談は受けなかったとしても、疑われるような家庭を察知し、支援につなげることはできたのでしょうか。

あわせて、本事業について、利用者の満足度や改善点を適切に把握できていると考えておられるのか、今後期待する事業の効果と併せてお伺いいたします。

○委員長（上畠寛弘） 局長、端的にお答えください。

○丸山こども家庭局長 こべっこウェルカム定期便でございます。

見守り配達員が定期便で物品をお渡しする際に、見守りと声かけを行っておりますが、その際に夜泣きや食事に関することなど、延べ724件、これまでの配達実績で御相談がありまして、うち137件については、区の保健師からの連絡を希望されるということで、いずれも区役所の保健師から連絡し、対応をしております。

また、これ以外にも、会話の中では特段お困り事をお聞きできなかった場合でも、配達員が親子の顔色ですとか玄関先で様子を見聞きしたところで、何か気になることがあれば、日々、区役所の保健師に情報共有をしておりますので、区の事業の一助としていただいているところでございます。

また、区のほうで持っている要支援家庭の情報と、この見守り配達員が定期便をお渡しする際の会話の中で得た情報を合わせることで、支援が必要な世帯に速やかにアプローチできたケースもあったということを聞いておりますので、本事業は、見守りの観点からも有効であるというふうに聞いております。

利用者の声ですけれども、昨年度実施したアンケートでは、全体で8割を超える方が、満足・とても満足というふうに御回答いただいております。特に利用した方からも、虐待死の防止としてはとてもよい取組だと思ふというようなお声も実際にいただくなど、一定の評価もいただいているようなところでございます。

ただ一方、配達時間のことですとか、物品をもうちょっと充実してほしいというような声もありますので、順次改善に取り組んでおりますが、今後も引き続き子育て家庭の見守り、それから

支援情報の提供というのを積極的に実施して、見守り支援につなげていきたいと考えております。

- 委員（さとうまちこ） 配達員の研修ですとか関係機関の連携をますます強化しながら、もう最前線で、一番察知できる立場にいらっしゃる方々なので、子育て家庭の孤立防止、早期発見に、今後ともつなげていただきたいと思います。

そして次に、学童保育事業の質の向上についてです。

先日、市内の民間学童保育施設を運営する学童保育連絡会の方々にお話を伺いましたが、依然として、運営主体によってサービス格差が見られると感じました。利用料金に関しては公設の学童保育と同様の金額にしておりますが、サービス内容についても改善を進めていくべきではないかと思いますが、お伺いいたします。

- 若杉こども家庭局副局長 民設学童につきましても、公設学童とともに児童が増えている中で、大変大きな役割を担っていただいていると思っております。

サービスの格差ということでございまして、質の面かなというふうに受け止めております。まず、質につきましても、神戸の放課後児童クラブの基準というのがございまして、これによりまして、公設・民設を問わずで、一定の保育水準の確保に取り組んでいるところでございます。民設学童につきましても、そのように運営をしていただいているというところでございます。

質の確保の面でいきますと、市が実施します放課後児童支援員認定資格研修であったり、また民設学童保育施設向けの資質向上研修を実施いたしまして、職員の専門性の向上に取り組んでいるところでございます。これによって、職員の専門性の底上げを図っているというところでございます。

また、監査等で個別の施設に訪問する機会もございます。そういった場合にも適宜、指導・助言を行ったり、また、団体を通じて定期的な意見交換を行うというようなことで、民設の学童施設だけにお任せするというのではなくて、我々もいろんな形で関わりを持たせていただいて、伴走する形で、安定的な運営の維持に努めているというところでございます。

民設学童ですので、それぞれ工夫によって取組の差といいますか、取組内容に工夫、あるいは独自性を発揮するところはございますけれども、最低限やっていただくべきところ、質の底上げというところは、今申し上げたような形で取り組んでいるというところでございます。

- 委員（さとうまちこ） ガイドラインとかがあっても、しっかり遵守されているのかというところが、非常に問題かなというふうに思っています。そして、子供が対象である施設に関しては、やはり子供1人の人権を尊重されるという、そういった対応をしていただきたいと思います。

それを思うのは、やはり御相談も多いんですね、学童に関する。すごくしっかりやっていたところもありますけれども、対応が非常に問題があったという御相談もいただいておりますので、やはり学童の方々、今までも訴えもありましたけれど、報酬もちろん上げたいというふうに思っていますが、やはり一律に上げることというのは難しいなというふうに、そのあたりで感じます。

ですので、研修も行っていないようなところもあるというふうに聞いておりますので、そこは徹底していただいて、やっぱり保育所は一応、資格をもって底上げできるという材料があるんですけども、学童保育はやっぱり微妙に難しいところがあると思いますので、神戸市としては、しっかり管理監督していただきたいと思います。

次に、多胎児支援について、神戸市は他都市に比べても手厚いと思うんですけども、タクシーやベビーシッターの利用助成、外出支援など、さらなる充実を図るべきではないかと思いま

す。

また、制度の充実も必要なんですけれども、併せて利用実績や効果の把握が重要であると思います。対象家庭に対して満足度調査をするほか、孤立防止、虐待防止への効果についても検証し、施策の充実につなげるべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

- 仲田 ども家庭局副局長** 多胎児家庭につきましては、一般的な子育ての悩みに加えまして、同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴います、身体的・精神的・経済的な負担が大きいと考えております。

これまで本市におきましては、多胎児家庭の支援の充実といたしまして、多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の助成、多胎児家庭ホームヘルプサービス事業、こちらにつきましては移動・外出支援にも御活用いただいているものでございます。そのほか、多胎妊産婦へのピアサポーター派遣を実施してきているところでございます。

そのほか、多胎児家庭が産後ケア事業を利用しやすくなるよう、令和6年度に産後ケア施設に対する多胎児の受入れ加算を増額したところ、令和7年度は多胎の産婦の71%の方が産後ケア事業を利用されておりまして、こちら、一般の産婦の方が40%ぐらいの御利用でございまして、一定多く利用いただいているのかなというふうに考えております。

また、多胎児家庭ホームヘルプサービスにつきましても年々利用が増加しておりまして、昨年度は970回御利用いただいているところでございまして、0歳児では、多胎児を育てている35%の家庭に御利用いただいているところでございます。0歳児の平均利用回数は15回、利用上限の48回を利用された家庭は1組であることから、多胎児家庭のニーズに一定応えられていると考えております。これらのサービスの利用が拡大していることで、多胎児家庭の孤立防止などに一定寄与しているものではないかと考えております。

満足度調査につきましてですが、令和5年度に多胎児家庭にアンケートを実施しておりまして、神戸市は支援が充実していきやすいなどの声もいただいているところでございます。これまでも支援の充実に努めておりますが、引き続きアンケート等を通じてニーズを把握して、効果を検証して、支援の充実を検討していきたいと考えております。

- 委員（さとうまちこ）** ありがとうございます。本当に多胎児の御家庭については、支援がまだまだ足りていないと思いますので、やはり必要なところにしっかり支援の手をお願いします。核家族化で物価高もあり、本当に大変なことを聞いておりますので、しっかり周知していただいて、よろしくお願いいたします。

最後に、保育士についてです。

単に補助金を増やすだけでなく、人件費に充てられた割合や職員給与の実態が見える化すべきではないかということで、ここd eサーチがその役割を担う部分もあるというふうに思っています。

ここd eサーチへの記載について、本市として各施設に働きかけていただいているとはお聞きしております。これまで補助金の増額が、保育士の処遇改善や保育の質向上にどれだけ結びついたのかお聞きします。また、保育士へアンケートを取ることで、どこに問題があるのか、現場の実態を把握する必要もあると思いますが、見解をお伺いいたします。

- 丸山 ども家庭局長** 保育士の処遇改善につきましては、単に補助金を増額するだけでなく、それが実際に職員給与にどのように反映されているかが見える化していくということが重要だと思っております。

ここ d e サーチがその役割を担うという御紹介をいただきましたが、ここ d e サーチは、1つのウェブサイトから、全国の教育・保育施設の情報を閲覧できるシステムでございます。子ども・子育て支援法に基づいて、令和7年度から、この施設の経営情報等の報告が義務化をされました。これによりまして、職員配置状況や職員給与、人件費比率等も見える化されて、一般にも公表されることとなっております。

本市としましては、どのような働きをされたかという御質問ですけれども、本制度の開始前から市内の施設に対しましては、通知の発出ですとか、園長会での説明を複数回行いました。それに加えて施設監査の際にも、まだ報告・登録が行われていない場合には、個別に対応を促すなどの働きかけも行っていました。

一方で、ここ d e サーチの公表者が都道府県でございまして、神戸市には情報一覧で出力・閲覧するような権限がありませんで、今年5月に兵庫県から提供された情報を基に、まだ報告・登録が完了していない施設に対して、個別に対応を促す連絡を行っております。

補助金増額の効果はどのように結びついたかという最後の御質問ですけれども、神戸市の6つのいいねを初めとしました保育士の処遇改善制度につきましては、各施設から実績報告を求めまして、職員に支払われているということを確認しております。

また、本市の独自調査では、令和6年の保育士の年間給与平均額は約478万円で、全国平均を約70万円上回っていることから見ても、処遇改善の取組が一定、職員の給与向上に結びついているものというふうに認識をしております。

今後この、ここ d e サーチで報告される経営情報について、個別施設単位ではなく施設類型ですとか経営主体、また地域区分等に応じたグルーピングで、都道府県が集計・分析結果を公表するというようになっております。

現時点ではその結果がまだ未公表なので、今後公表され次第、本市としましても内容を活用させていただいて、傾向や課題を把握・分析するとともに、また現場の声等もお聞きしながら、引き続き保育士の処遇改善の効果の把握に努めてまいりたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

こども家庭庁のほうにお聞きしても、やはり運営費と人件費を分けるのは非常に難しいということをお聞きしています。確かに施設の老朽化とかがありまして、施設によっては、使途というのはちょっと偏りもできるのかなとは思いますが、いまだその残業とか早出とかいうことを考えたら、なかなかその把握には至っていないのかなというふうに思います。

要するに、労働の実態に合わない、まだまだそういった賃金やと思いますので、ぜひ、そのあたりも声のほうを何とか拾っていただいて、それを改善するような御努力をお願いしたいと思います。県が収集しているのは分かるんですけれども、神戸市のほうも、しっかり施設のほうに手を入れていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（萩原泰三） では、私から1点、医療的ケア児や重度心身障害児の支援に関する情報発信について伺います。

先日、医療的ケア児や重度心身障害児も受け入れている放課後デイサービスと、重心型児童発達支援の事業所に視察に行ってきました。職員の方や児童発達支援管理責任者——通称児発管の方と意見交換した際に、本市の福祉サービスは充実しているのに、その情報がなかなか保護者に認知されていないという御意見をいただきました。

そこで、これまで開催された医療的ケア児の支援施策検討会議の議事要旨を読んだところ、毎回、情報発信についての課題が挙がっていました。検討会が始まった頃は、情報が届いていないという趣旨の内容でしたが、検討会を重ねていくと、制度が活用されていないや、情報提供だけは不十分といった内容に変遷をたどっていましたが、それでも昨年の議事要旨にも、まだ、どこに相談したらいいかわからないというのが共通の課題という意見が上がっており、改善はしているものの、今も情報発信の課題は残っていると感じました。

視察先の児発管の方も、以前、障害者相談支援センターの紹介で見学に来られた保護者が、放課後デイの支援内容のイメージがついておらず、事業所から、今後の支援方針に関する説明も丁寧にする必要があったりとか、放課後デイ以外の支援の情報をほとんど把握されていなかったり、保護者に情報が行き届いていない実態を実感されたそうです。

本市としては、支援ハンドブックの作成・配布はされていますが、市の支援メニューが豊富な分、40ページもあり、どの支援が該当するのか保護者が判断することは、相当困難だと思います。医療的ケアをしながら40ページのハンドブックをひも解くことは、大変酷ではないかなと思います。

保護者が情報を取りに行く形ではなく、行政側からプッシュ型で、スマホやパソコンも活用しながら、それぞれの子供の状態に応じて、まとめて支援のメニューが把握可能なように整理していく必要があるのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

○仲田 ことも家庭局副局長 障害児の支援施策の情報発信の在り方についての御質問でございますが、先ほど副委員長から御紹介いただきました支援ハンドブック、こちらは、保護者や支援者に情報提供を行うために、各種の施策とか相談窓口を取りまとめているものでございますが、こちらを配布、区役所ですとか市のホームページへの掲載などを通じて行っているところでございます。

また加えまして、地域の児童発達支援や放課後等デイサービスなど、通所支援を行っている事業所のサービス内容が分かります、障害児通所支援事業所ガイドを作成いたしまして、こちら、市のホームページのほうに掲載してございます。区ごとに分けて、こういった支援メニューが受けられるかという、概略になりますが、掲載しているところでございます。

一定このように支援メニューを、相談窓口、事業所を一覧にまとめて案内を行っているところではございますが、先ほど委員から御指摘いただきましたが、支援ガイドブックもなかなか分厚くてというところでございますが、障害児1人1人の状況が異なりますために、やはり御指摘のプッシュ型の配信はなかなか難しいのかなと、ちょっと工夫が要るのかなというふうには考えておりますが、先ほど申し上げたハンドブックですとか、先ほどの事業所のガイドのような支援メニューや事業所情報などを一覧化した情報に、より容易にアクセスできる形で、こういった形でアクセスしていただけるようにするのかということについては、工夫が要るのかなというふうに考えております。

また、支援メニューのところにつきましては、やはりこういったサービスが必要かというところについては、区役所等に御相談を、まずいただいてということで考えている次第でございます。

○副委員長（萩原泰三） ありがとうございます。

様々な工夫していただきたいんですけれども、やはりハンドブックであったりとか支援ガイドですね、やっぱり2種類の資料を見比べないといけないというのがあったりとかします。例えばホームページとかを使いますと、例えば住んでいる地域とか療育手帳とか、そのお子さんの

状況を選択すれば、それぞれどういったことが該当するのかとか、そういった、プッシュ型ではないですけども、ある程度絞った形で、たくさんページのある中から自分が選んでいくよりも、そういった絞った形で、情報がある程度ピンポイントで伝えることもできると思いますので、そういったことをしっかりと研究していただいて、また保護者の方であったりとか事業所、また医療機関の方、相談支援センター、様々な方に意見を聞いていただいて、そういったICTツールを使った取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○委員長（上嶋寛弘） では、他に御質疑がなければ、こども家庭局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局どうも御苦労さまでした。

なお、委員におかれましては、こども家庭局が退室するまでしばらくお待ちください。

○委員長（上嶋寛弘） それでは、これより意見決定を行います。

陳情第210号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さんからお願いします。

○委員（浅井美佳） 自由民主党は不採択です。学校規模適正化の必要性については理解するとともに、教育委員会が保護者や地域への説明を重ねながら取組を進めていることを踏まえての判断となっております。

引き続き子供たちの安全・安心を最優先に、通学路の安全対策や学校生活への配慮を十分に行うとともに、保護者や地域に寄り添いつつも、全体最適との調和を鑑みた対応に努められることを期待いたします。

以上です。

○委員長（上嶋寛弘） 公明党さん。

○委員（菅野吉記） 公明党としては、陳情第210号は審査打切を主張いたします。

桜の宮中学校は、本市として小・中学校においては児童・生徒が多様な考えに触れられる一定の集団規模を確保することにより、教育環境を改善・向上することが重要であるとの考えの下、令和4年度に、本市の市街地で唯一通常学級が1学年・1学級となったことを踏まえ、その後、校区内の住宅開発の状況を注視し、住宅供給のめどが明らかになった今、規模の適正化を見込むことができないことから、よりよい教育環境を確保するため、早急な対策が必要とされ、統合計画も含め検討されることになったと聞きます。

令和7年度より、関係する中学校や小学校の運営協議会等において、学校統合以外の方法も含めて意見交換が進められ、その内容については保護者にも知らされてきており、大原中学との統合計画案が示された現在、当局として、この5月には、関係する小・中学校の在校生の保護者を対象に説明会を開催し、また、7月にも再度説明会を開催するなど、統合後の学校生活や通学路の安全対策等を含め丁寧な説明を行うとともに、子供たちの意見も反映できるよう検討していくということから、その取組を見定めていきたいと考え、陳情第210号は審査打切とさせていただきます。

あわせて、今後コベカツ——部活動の地域移行が開始されることなど、変化の大きいタイミングとなることから、子供たちの声にさらに配慮して取り組んでいただきたいと思いますを申し添えておきます。

以上です。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、日本維新の会さん。

○委員（平田 正） 日本維新の会は、陳情210号の採択を主張させていただきます。

桜の宮中学校の統合計画においては、少子化への対応及び教育環境のさらなる充実を目的とするものであると認識しております。陳情者は陳情趣旨にも記載されているとおり、統合自体には反対していないことも明言されており、その上で、本陳情に示された子供たちの教育環境や地域への影響に対する真摯な問題意識については、十分理解するものであると考えます。

当局においては、今後も保護者や地域の方々との意見交換を継続し、課題の共有を丁寧に進めていくものと考えます。説明会や意見交換の機会を引き続き続け、取組を進めることが重要であると考えております。

また、陳情事項5に記載のコベカツについては、本件とは別の課題を含むものではありませんが、活動場所への移動負担や将来を見据えた通学環境の整備などについて、引き続き地域の方々との意見交換を重ね、丁寧な課題共有と対応に努めていただきたいことを要望させていただきます。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 次に、日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

今日の質疑でも明らかなように、学校運営協議会とか保護者説明会の一部の意見をもって、やっぱりこの統合を進めるやり方には、本当に合理性はありません。何より、やっぱりこの桜の宮中学自体は、児童数が増えているわけですね。そこを、今後のことも考えて統合するというやり方にも、道理はないと思っています。

何より、やっぱり通学距離があれだけ広がるわけですから、子供への負担や教育の環境を考えた場合に、とても望ましいものとは思えないので、採択を主張したいと思います。

○委員長（上畠寛弘） 次に、こうべ未来さん。

○委員（かじ幸夫） こうべ未来市議員団は、審査打切を主張いたします。

理由です。桜の宮中学校の統合計画について、現在、在校している生徒、また今後入学予定の児童、そしてその保護者の不安、また心配事については察しています。さらには、卒業生を初め地域住民の心情もあるだろうと察します。

陳情趣旨の中では、様々な課題について、保護者や地域住民に適切に判断できるよう、十分な情報提供や意見交換の機会を求められている、この部分については理解はできます。ただし一方で、本委員会における教育委員会の説明を踏まえて、7月には再度、保護者説明会が行われること、生徒への意見反映については何ができるのか検討していきたいと、こうしていることを受け止めて、いましばらく教育委員会の対応を注視することとし、審査打切を主張いたします。

以上です。

○委員長（上畠寛弘） 次に、新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 新しい自民党は、審査打切です。

理由は、この陳情に対する教育委員会の答弁、それから、私、村野誠一の質疑への答弁に納得しましたので、打ち切ります。

○委員長（上畠寛弘） 次に、上原みなみ委員。

○委員（上原みなみ） 陳情者は中学校の統合自体に反対をしているわけではなく、想定される課題についても保護者等に分かりやすく提示した上で、子供たちにとって最適な教育環境を検討すべきと進言していることに対し、教育委員会も方向性は同じだと認識しますが、陳情者の趣旨に同意しますので、採択を主張します。

○委員長（上嶋寛弘） 以上のように、各会派の御意見は、採択・不採択・審査打切の３つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致していますので、これよりお諮りします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（上嶋寛弘） 採否を決することに多数挙手でございますので、それでは、本陳情は採否を決することと決定いたしました。

次に、採択または不採択の採決をいたします。

本陳情について採択することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（上嶋寛弘） 挙手少数でございます。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

○委員長（上嶋寛弘） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこのをもって閉会いたしますが、引き続き、教育こども委員会協議会を開催しますので、委員の方はこの場にお残り願います。

以上です。

（午後４時29分閉会）